

官報 号外

昭和四十五年三月二十日

○第六十三回 衆議院会議録 第十一号(一)

昭和四十五年三月二十日(金曜日)

河川法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出)

出)

昭和四十五年度一般会計予算、昭和四十五年度特別会計予算、昭和四十五年政府関係機関予算、右三件を一括議題となし、

委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

昭和四十五年三月二十日

午後二時開議

第一 皇室経済法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 沖縄復帰のための準備委員会への日本国政府代表に関する臨時措置法案(内閣提出)

第三 新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案(内閣提出)

○日本との会議に付した案件

昭和四十五年度一般会計予算

昭和四十五年度特別会計予算

昭和四十五年度政府関係機関予算

日程第一 皇室経済法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 沖縄復帰のための準備委員会への日本国政府代表に関する臨時措置法案(内閣提出)

日程第三 新東京国際空港周辺整備のための日本の財政上の特別措置に関する法律案(内閣提出)

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

空港整備特別会計法案(内閣提出)
国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(船田中君) これより会議を開きます。

午後三時三十六分開議

昭和四十五年度一般会計予算

昭和四十五年度特別会計予算

昭和四十五年度政府関係機関予算

○加藤六月君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、昭和四十五年度一般会計予算、昭和四十五年度特別会計予算、昭和四十五年政府関係機関予算、右三件を一括議題となし、

委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(船田中君) 加藤六月君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

昭和四十五年度一般会計予算、昭和四十五年度特別会計予算、昭和四十五年度政府関係機関予算、右三件を一括して議題といたします。

昭和四十五年度一般会計予算

昭和四十五年度特別会計予算

昭和四十五年度政府関係機関予算

〔本号〔一〕に掲載〕

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。予算委員長中野四郎君。

〔報告書は本号〔一〕に掲載〕

○中野四郎君登壇
十五年度一般会計予算外二案につきまして、予算委員会における審議の経過及び結果を御報告申し上げます。
この予算三案は、去る一月十四日に予算委員会に付託され、同二十日に提案理由の説明が行なわれ、即日質疑に入り、その後、分科会、公聴会を行わせ二十二日間審議を行ない、本日、討論採決をいたしたものであります。

まず、予算の規模等について簡単に申し上げます。

一般会計予算額は、歳入、歳出とも七兆九千四百九十八億円であります。前年度予算額に比べ一七・九%の増加であり、歳入のうち、公債金は四千三百億円で、公債依存度は五・四%であります。

また、特別会計は、機械類賦払信用保険特別会計を機械類信用保険特別会計に改めるとともに、空港整備特別会計を新設することとし、その数は四十三となっています。

なお、政府関係機関は、前年度と同様十四あります。

次に、質疑の概要について申し上げます。
第一は、昨年の首脳渡米の際の共同声明に関するものであります。

〔韓国〕の安全は日本自身の安全にとって緊要である」と述べ、ブレスクラブの演説では、「韓国に対して武力攻撃が発生した場合には事前協議に対し前向きに態度を決定する」と述べているが、万一日韓国に攻撃が加えられたときは、事前協議で在日米軍の出動を承認するのか。そうなれば、日本が安保条約の極東の範囲またはその周辺地域の範囲を拡張解釈しつつあるのではないか。共同声明では、「安保条約を堅持する」と述べているが、無期限に継続延長することを意味するのか。沖縄は一九七二年に核抜き、本土並みで返還されるというが、共同声明では、ベトナムの和平が沖縄返還に至るも実現していない場合には、そのときの情勢に照らして十分協議する、と述べている。もし

一九七二年にベトナムの和平が実現していない場合には、返還をおくるのか、核持ち込みを認めるのか、またB-52の発進を認めるような約束をするのか。また、共同声明では、施政権返還に連して解決されるべき経済上の問題として、「沖縄における米国企業の利益に関する問題も含む。」と、わざわざカッコをつけて言及しているが、その真意は何か。」という趣旨の質疑があり、これに対しまして、政府から、「韓国の安全がわが国にとって重要であることは当然であって、万一韓国に対し組織的、計画的な大きな攻撃が加えられ、在日米軍から出動の事前協議を受けたときは、わが国の国益を考慮しつつ、自主的に承認の可否をきめるが、国連の侵略と認定するような場合は、承認することのほうが多いであろう。しかし、この場合でも、自衛隊は憲法及び自衛隊法のワク内で行動することは言うまでもない。なお、極東の範囲は、従来の政府の統一解釈に変わることはないが、万一の場合の在日米軍の行動範囲は、相手方の攻撃、脅威の性質いかんによるもので、明示することはできない。しかし、周辺地域であるからおのずから限定される。安保条約を堅持することは、現在の国際情勢のもとでこれを守るということである。無期限に継続するとか、特別の期間を定めるとかいうことは約束していない。一九七二年までにベトナムの和平が実現することを期待しているが、もし実現していない場合の協議についても、いまから具体的に言うことはできない。しかし、この場合でも、一九七二年返還は変わることはない。非核三原則の立場からして、核持ち込みを認めることも絶対にない。また、安保条約の事前協議に反するような約束を返還前にすることはない。沖縄返後の沖縄の米国企業に対しても、わが国の諸法規が適用されるもので、カッコをつけたのは、米国企業が不公平な取り扱いを受けることがないことを念のために言及したものである。「という趣旨の答弁がありました。次は、防衛問題であります。

すなわち、これについては、「最近、産軍複合体」ということがいわれ、経済界も防衛力の増強を唱えているが、自衛力の限界をどう考えるか。第四次防衛計画の規模はどの程度か。在日米軍基地の自衛隊管理についてどう考へておられるか。次期輸送機のエンジンは、従来の戦闘機のエンジンの製作会社以外に製作させるようであるが、なぜこうした方法をとるのか。なお、武器の輸出を禁止すべきではないか。」という趣旨の質疑があり、これに対し、政府から、「我が国の防衛については、通常兵器による局地的侵略に対処するという従来の態度に変わりはない。この立場から見て、陸上では人員数は当分現在程度でよいと思うが、機甲力、機動力がまだ不十分である。海上は非常に足りない要素が多い。空もナイキ等の面で不足している。今後は海空の防衛力整備に力を入れたいが、国民生活の安定を重視し、その限度内で整備すべきであり、現在の総予算中の防衛費の比率程度が妥当なものであると考えている。第四次防衛計画は、今秋ぐらに防衛省としての立案をつくりたいと思っており、その規模はまだ固まっていないが、防衛の必要度合いと他の諸政策との均衡を考えてきめたい。なお、自衛隊の保有し得る武器はなるべく国産によることが望ましいと考えている。わが国の防衛産業はまだ微々たるものであるが、将来産軍結合により不当な圧力をかける事態が生じないように、十分戒心していただきたい。

すなわち、これについては、「政府は児童手当を四十五年度に実現すると公約したのに、これを実現しなかった重大責任をどう感じているか。また、いつ実施するのか。厚生保険は二万円年金としたというが、既裁定者の分はきわめて低いから、大幅に引き上げるべきではないか。また、国民年金の二万円年金は、今回取り入れられた任意実現しなかったことに対する認識と、米の消費減少に対する見通しが不十分であったことを反省し、政府から、「農業技術の進歩により、米作が天候に左右されなくなつたことに對する認識と、米の消費減少措置は、食管制度を維持するためどうしても必要な措置であるから、各方面の協力を得てぜひ実施したい。百万トン分の作物転換または休耕について、農業者の理解のもとに、地方公共団体、農業団体等の協力を得て実行できる見込みである。五十年代の水田の処分については、その用途別目標を、工場二万ヘクタール、住宅五万九千ヘクタール、道路等交通用地一万五千ヘクタール、その他二万四千ヘクタールとし、関係各省協力のもとに、市街化区域内水田の宅地工場化、農地転用許可の緩和、地方公共団体の先行取得、民間買取り等の方法により、ぜひ実現できることを期待している。米の買入れ制限は、法律的には現行

することとお檢討する。」という趣旨の答弁がありました。

すなわち、これについては、「従来、米の増産を唱えていたものが、急に生産調整をはかることは、はなはだしい農政の貧困を物語るものといわれるを得ないが、これをどう反省しているか。百五十万トン減産というが、はたしてこれを成功させめるめどがあるのか。特に、そのうち五十万トン分、十二万ヘクタールは公共団体、民間等に買い取らせる方針であるというが、具体的な計画があるのか。もしこれが成功しなかつたときには、米の買入れ制限をすることはないか。水田の作物転換が野菜に集中すると、また野菜価格を混乱させるおそれもあり、総合的な作物転換をはかるためには相当長期間を要するから、生産調整費は三年程度継続すべきではないか。なお、米の備蓄及び輸出等による消費拡大をはかるべきではないか。また、諸物価、労賃が高騰しているのに米価だけを据え置くことは、食管法に違反してはいなかないか。」という趣旨の質疑があり、これに対し、政府から、「農業技術の進歩により、米作が天候に左右されなくなつたことに対する認識と、米の消費減少に対する見通しが不十分であったことを反省し、責任の重大さを痛感している。今回の減産、減反措置は、食管制度を維持するためどうしても必要な措置であるから、各方面の協力を得てぜひ実施したい。百万トン分の作物転換または休耕については、農業者の理解のもとに、地方公共団体、農業団体等の協力を得て実行できる見込みである。五十年代の水田の処分については、その用途別目標を、工場二万ヘクタール、住宅五万九千ヘクタール、道路等交通用地一万五千ヘクタール、そ

食管法でも可能であると思ふが、現在は百五十万トン減産に全力を注いでいる状況で、買入れ制限は考えていない。米の生産調整費は本年度だけのものであり、来年度のことは、そのときの経過を見て、関係各省協議の上、態度をきめたい。な

また、この国会中に答申を得られない場合でも、審議会の論議の経過、問題点などを国会に報告する機会を得たいと思っている。厚生年金の既裁定者の年金は、今回六割程度引き上げたが、今後も状況に応じて考慮したい。国民年金の所得比例部分を任意制としたのは、一挙に強制加入とすることに国民の納得が得られないことをおもんばかりたためで、制度の成熟を待つて強制加入を考える時期がくると思う。老齢福祉年金の大幅引き上げは財政上問題があるが、とくと検討したい。」という趣旨の答弁がありました。

なお、財政法第二十八条第七号の主要法人の範

囲は国会において定めるべきであるとの意見が表明され、これら財政法に関する問題については、

本委員会の運営に関する問題とも関連して、今後検討することいたしましたことを申し添えま

す。

質疑は、このほかに、日中友好の推進、核拡防

条約の調印、北方領土問題、日ソ漁業交渉、織維

製品対米輸出規制問題に対する態度、沖縄の米軍

雇用労働者の間接雇用等の外交問題をはじめとし、宗教団体の政治活動または政治献金及び特定

政党または特定宗教団体の言論・出版の自由妨害

に対する所見、公団等への天下り人事及び公団役員の給与、物価対策、特に地価対策、土地税制を

中心とする税制改正、大学制度その他教育制度の再検討、大気汚染防止等公害対策、研修医制度の実情及び僻地医療対策、看護婦確保対策、老人、母子、心身障害者の福祉施策、チクロ問題を中心

とする食品行政のあり方、中小企業対策、小豆等商品取引の監督強化、交通総合対策及び交通安全

対策、大型貨物船遭難事故対策、放送大学の構想、離農者の就職対策、住宅対策及びプレハブ産業対策、第六次道路整備計画の財源、道州制及び

地方行財政、同和対策、万博のための入国者及び入場者対策、日本専売公社喫茶整理交付金の予算の根拠、国会の議決または承認を要するものの行政措置による処分及び法律の範囲を越えた行政措

置、国会の決議または請願採択に対する政府の措置の不十分、予算編成過程の問題点、その他国政の各般にわたり、きわめて熱心に行なわれ、政府からそれぞれ答弁があり、特に言論・出版の自由妨害に関する問題につきましては、数次にわたり質疑、答弁がありました。詳細は会議録により御承知願いたいと存じます。

本日、質疑終了後、日本社会党、公明党及び民

社党の各党から提出された予算三案を撤回のうえ

編成替えを求める動議について、それぞれ趣旨説

明がありました。その内容は会議録をごらん願

いたいと存じます。

かくて、予算三案及び三党の動議を一括して討

論に付しましたところ、自由民主党は、政府原案に賛成、三党の動議に反対、日本社会党、公明党

及び民社党は、それぞれ自党の動議に賛成、政府

原案及び他の二党の動議に反対、日本共産党は、

政府原案及び公明、民社二党の動議に反対、社会

党の動議に条件つき賛成の討論を行ない、採決の結果、三党の動議はいずれも否決され、予算三案

は多數をもって政府原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 昭和四十五年度一般会計予算外二件に対しても、細谷治嘉君外八名から、三件につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議が提出されております。

昭和四十五年度一般会計予算、昭和四十五年度特別会計予算及び昭和四十五年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議

右の動議を提出する。
昭和四十五年三月二十日

提出者

細谷 治嘉

田中 武夫

大原 亨

川崎 寛治

久保 三郎

西宮 弘

赤松 勇

北山 愛郎

橋崎弥之助

賛成者

安宅 常彦

外八十名

記

第一 日本経済の現状と成長政策の矛盾

わが国経済の高度成長は、自民党政権の大企業本位、生産優先の財政金融政策によってささえられ、民間設備投資の急速な拡大と産業構造の重化学工業化をもたらし、資本の強蓄積を達成した。しかし、そのかけで資金と資源のアンバランスと富の偏在を招き、さまざまなか形での格差、不公平を拡大させ、過密化や過疎化とともに公害、交通事故など新たな社会的矛盾を生みだし、人間性破壊をもたらした。

とくに佐藤内閣以後の昭和四十年から四十四

年末までに消費者物価は三十二・六パーセント上昇し、さらに、最近の卸売物価の持続的上昇が示すように、日本経済に計画的インフレが組みこまれ高度成長がすめられてきた。このことが、実質賃金の上昇を抑制し、家計を圧迫しただけでなく、通貨価値を減少させ、労働者の将来の生活設計の基礎を奪い、大衆貯蓄者の損失をもたらしている。他方で巨額の借入れによる土地や実物資産への投資者には大利得を得たからだ。そのため、通貨価値を減少させ、労働者の格差、富の不均衡は一層激化している。

さらに、税制においては、たび重なる法人税率軽減や租税特別措置を中心とする大企業、金持ち優遇の税制をすめ、他方、勤労者重税によって格差と不公平を助長してきた。さらには、税制の著しい上昇にもかかわらず、貧

困は生産性を下まわり、加えて労働者の生活様式や消費構造の商品経済化によつて支出の増大をいやでも余儀なくされている。その結果、昭和四十年から四十三年にかけて、国民所得にしめる雇用者所得の比率は五十六・六パーセントから五十四・二パーセントへ、国民総支出にしめる個人消費支出は五十六・四パーセントから五十一・三パーセントへ低下し、さらに製造業における労働者の分配率も三十八・三パーセントから三十三・八パーセントへ、いすれも低下を示している。

こうして「いざなぎ景気」のなかで、大企業は記録的な八期連続增收増益をつけ、繁栄をおお歌しているが、そのかけで中小零細企業は大企業の成長の踏み台にされ、好不況を通じて倒産は増大し、石炭産業などの一部斜陽産業は厄介者扱いされて整理がすすんでいる。

また、政府の農業保護政策によつて、米価の自由化政策とあいまつて、四十五年度は水田の休耕、転作等による米の減産がうちだされてしまおき、食管制度の空どう化、農産物の輸入自由化政策とあいまつて、四十五年度は水田の休耕、転作等による米の減産がうちだされてしまう。生産者米価と兼業収入でささえられた農家経済は破たんにひんし、農村は新規労働力源として再編成されようとしている。さらに、人間不在の経済成長は公害を深刻化させ、交通・住宅・教育文化・保健衛生・社会福祉の施設の整備をおくらせ、生活環境を悪化させている。とにかく交通事故によるおびただしい死傷者が生み出され、亜硫酸ガスなど大気と水の汚染、地盤沈下、騒音・有害食品のほんらんど新しい公害が耐えがたいままでにふえ続けている。

そればかりでなく、成長政策の矛盾は、資本主義の物質中心、金權万能、弱肉強食の生存競争のなかで、人間の精神の荒廃を招き、汚職、犯罪をはびこらせ、暴力、充春、ギャンブルの横行を許している。このような人間疎外と人間性破壊によつて社会の腐敗が進行し、国民に抜きがない政治不信をうえつけ、青少年を衝動的な直

接行動にかりたりしている。

第二 昭和四十五年度政府予算批判

政府は、以上のよる成長政策の矛盾を解消するため、経済財政の運営を改め、平和経済の実現をはかり、経済成長の成果を民政の安定と福祉の向上にむけて、眞の繁栄の時代をきりひらくべきである。しかるに、昭和四十五年度予算は、相変わらず大企業・資産所得優遇と勤労者の生活の圧迫をつづけるとともに、日本安保体制の持続、拡大強化のもとに自主防衛を名として防衛力増強をおしすすめようとする人間疎外のインフレ、軍事予算となつてゐる。

(一) 成長持続政策とインフレ物価高の定着化

政府は「景気警戒中立型」予算と称していが、予算規模が成長率を上まわるばかりでなく、内容においても、公共投資や防衛関係の器材費など民間設備投資を刺激するものとなつてゐる。国债発行は、相変わらず四千三百億円の巨額が予定され、国债発行残高は約三兆三千七百七十億円にものぼるのに、所得税減税はわずか二千四百六十億円にしかすぎず、課税最低限の引上げは百二万円にとどめられた。低所得層にとつてはせいぜい物価による増税の調整か実質増税となつておらず、相変わらず生活費にいくことで課税されている。しかも、配当所得者の課税最低限を二百八十二万円から三百四万円まで引き上げるなど不均衡を拡大している。

(二) 国民生活犠牲、人間疎外の予算

わが国の社会保障水準はいぜんとして西欧水準の三分の一程度にとどまり、社会保障予算の増額もその大半が医療費値上げにしめられ、実質的な拡充にはなつてない。とくに老人、母子、障害者に対する補助年金の増額はわずか二百円にすぎない。また、生活保護基準の引上げは十四ペーセントにとどめられ、一般労働者世帯との格差はいつとうに縮まらない。政府の三年ごとの公約であつた児童手当の創設はまだも見送られた。

(五) 地方財政の圧迫と沖縄予算

地方財政富裕論に名をかりて、地方住民の行政水準の低さに目をつむり、一部補助金の地方交付税による肩代わりと地方交付税からの弱体化をはかるうとしている。四十四年度で六ペーセント台がみこまれ、四十五年度でも四・八ペーセントと想定されている。消費者物価に対しては、物価抑制のためにならの有効な対策もとらず、逆に総選挙後の各種公共料金の引上げにみられるように公約違反をあえてしている。

(二) 大企業・資産所得者優遇の不公平税制

政府の税制改正案は、重税の軽減と不公平の是正を要望する国民大衆の期待を裏切るもの

のであり、財界や金融界の圧力によつて、法人税率引上げを当初の二ペーセントから留保

所得のみ一・七五ペーセントに値切り、さら

に悪評高い利子、配当優遇措置の撤廃をしぶ

り、悪税の温存をはかつてゐる。税の自然増

収は一兆三千七百七十億円にものぼるのに、所得税減税はわずか二千四百六十億円にし

かすぎず、課税最低限の引上げは百二万円にとどめられた。低所得層にとつてはせいぜい

物価による増税の調整か実質増税となつておらず、相変わらず生活費にいくことで課税さ

れており、配当所得者の課税最低限を二百八十二万円から三百四万円まで引き上げるなど不均衡を拡大している。

政府は「景気警戒中立型」予算と称してい

が、予算規模が成長率を上まわるばかりで

なく、内容においても、公共投資や防衛関係

の器材費など民間設備投資を刺激するものとなつてゐる。国债発行は、相変わらず四千三百億円の巨額が予定され、国债発行残高は約三兆三千七百七十億円にものぼるのに、所得税減税はわずか二千四百六十億円にしかすぎず、課税最低限の引上げは百二万円にとどめられた。低所得層にとつてはせいぜい

物価による増税の調整か実質増税となつておらず、相変わらず生活費にいくことで課税さ

れており、配当所得者の課税最低限を二百八十二万円から三百四万円まで引き上げるなど不均衡を拡大している。

政府の税制改正案は、重税の軽減と不公平の是正を要望する国民大衆の期待を裏切るもの

七十五ペーセントが依存している私学にすすめる援助がわざかに認められたにすぎない。義務教育の父母負担はいつこうに解消されず、幼稚教育の振興も忘れられている。

四 農業破壊、中小企業切り捨て、勤労者軽視

歴代自民党政の切り捨て農政は、米の減産百五十万トンによって一層強められ、両米価えおきの方針のもとに、食管制度の空どう化がすすむとともに、稻作の土台がくずされ、農産物輸入政策によって、食糧自給率が低下し、畜産、果樹など国内農業全体が追いつめられ、農民に農業の将来に対する希望を失わせている。

中小企業予算は相変わらず予算総額の〇・六パーセントにすぎず、とくに恵まれない中小企業労働者に対する施策が欠けている。また、労働省予算は佐藤内閣以来伸び悩み、三千万人を越す労働者対策が予算総額の一・二パーセントにすぎないことは、政府の労働者軽視を示すものである。しかもインフレ抑制に名をかりて、賃上げ抑制をねらいとした所得政策すら導入されようとしている。また、失対事業の枠がけずられることによつて、転職の困難な中高年労働者に犠牲をしいていふ。

失対事業の枠がけずられることによつて、転職の困難な中高年労働者に犠牲をしいていふ。

海外経済協力は、東南アジアの反共諸国に

かたより、アメリカの援助肩代わりとドル防衛協力のためのものとなつてゐる。とくに新

年度予算では、わが国資本のための市場と資源の確保に重点がおかれており、わが国の経済協力が現地の住民の福祉にかなつたやり方

で行なわれているとはいえない。

第三 予算編成替えの基本方針

一 物価安定対策の推進

(1) 民間主導型経済の名のもとに高物価経済

の責任を放棄する経済政策を改め、野放図

な民間設備投資の規制を行なうとともに、

公共資金を流通をふくめた低生産性部門の

強化に大幅に投入する。とくに地価抑制を

物価政策の当面の中心的な柱とし、土地利

用計画の規制強化、公共的買取りの拡大、

土地税制の改革、再評価税等を実施する。

(2) 公共料金の値上げを中止し、ガス、電気

料金等を値下げする。とくに米価、私鉄運

賃、電力料金、製造タバコ等の重要な公共

料金は国会の議決事項とする。

(3) 公正取引委員会の権限強化、機能の拡充

主要生鮮食料品等の価格監視体制を強化す

る。あわせて消費者保護のため、商品のテ

内 要である。

四 防衛力増強最優先、海外経済協力の強化

七十年安保対策として、防衛予算は聖域として最優先され、予算の伸び率も十七・七ペーセントと、これまでの最高となつた。こ

れは、日本がアメリカのアジアにおける防衛

責任の肩代わりに協力し、七十二年にはじま

る第四次防にかけて、自主防衛、軍事化路線

をすすめようとするものである。次年度以降に歲出化される國庫債務負担行為は一千三十

一億円の巨額が計上されたほか、准尉制度が新設され、海上自衛隊の強化がはかられてい

る。

ストセンター網を確立し、商品の品質、安全管理などをすすめる。

(4) 農林漁業、中小企業への資金の重点配分を行ない、コストを引き下げ、流通機構を簡素化し、生鮮食品、日用品の価格安定をはかり、あわせて規格化、大量流通処理のための技術開発を確立する。

二 勤労所得減税の拡大と不公平税制の是正

(1) 生活費非課税の原則を貫ぬき、所得税の課税最低限は四人家族年収三百三十万円とすることをめざし、諸控除を大幅に引き上げる。また「妻の座」を高める税制を推進する。これに準じて住民税の大額減税と個人事業税の撤廃をする。

(2) 法人税率を引き上げ（中小法人についてはオホク）、法人間受取配当の益金不算入制度の廃止など法人利潤税の方向をすすめる。また、大企業の交際費課税を強化する。

(3) 利子、配当所得優遇措置を全廃し、総合累進課税を行なうとともに大企業や資産所得にかたよった租税特別措置を改廃する。

(4) 生活必需品非課税を推進し、閑接税の減税をはかる。入場税を撤廃する。

三 社会保障の拡充と福祉の向上

(1) 国民福祉の向上と大胆にとりくみ、昭和五十年度には社会保障給付を西欧などの国民所得の十五ペーセントまで引き上げることを目標として年次計画を実施する。

(2) 老齢・障害・母子福祉年金、厚生年金及び国民年金等公的年金の支給額を大幅に引き上げ、同時に国の負担で年金額の物価、賃金、生計費等の変動に応じたスライド制を実施する。また、高齢者の職場確保、ねたきり老人のための家庭奉仕員の増員、重症心身障害児者対策、交通事故、労働災害等による遭見への援護、保育所対策などの

予算を大幅に増額する。

(3) 生活保護基準を大幅に引き上げる。各種医療保険に対する国庫負担の増率を行ない、老人、乳幼児医療は全額無料とする。

また、看護婦養成は公費で行ない、原爆被爆者に対する健康管理、諸手当支給対策の拡大、出産費国庫負担の実施、及び児童手当制度の制定をはかる。同和対策特別措置を完全実施する。

四 住宅、生活環境の整備

(1) 住宅難の緊急解消をはかるため、公営住宅を中心として政府施策住宅予算を大幅に増額するとともに、公営住宅の住居水準を大幅に引き上げ、補助単価の是正、公団住宅の金利引下げ等により高家賃化を解消する。

(2) 下水道、公團、清掃施設等の生活に最低必要施設の整備を早急にすすめるため関連公共投資の増額、国庫補助率の引上げ、補助対策の拡大をはかる。

五 交通・通信対策の促進

(1) 歩道と車道との完全分離をすすめ、交通安全施設整備計画をくり上げ実施する。

(2) 通勤通学輸送を安全快適にするため、地下鉄及び高架鉄道の建設は道路のみ三分の一の公共負担とする。

(3) 交通事故対策の重点として、一千万円自賠責保険制度をつくるとともに、救急医療体制を拡充する。

(4) 情報通信網の公共的拡充のため、民主的な行政委員会を設けるとともに、公共投資の拡充をはかる。住宅用電話、テレビ施設など情報通信の一般的な普及を公共的政策により促進する。

六 公害一掃のための対策

(1) 公害環境基準を早急に確定し、企業に公害防除施設を義務づけるとともに公害行政の一元化をはかる。

昭和四十五年三月二十日 衆議院会議第十二号(一) 昭和四十五年度一般会計予算外二件

(2) 公害被害者の救済のための予算を増額するとともに、公害多発地域の子供、老人の健康を守るために、公的負担で定期疎開を実施する。

(3) 公害防止のため公害研究所の設置をはじめ調査、研究費等の予算を確保する。また、食品規制法を制定し、有害食品、うそつき食品を摘発、監視するための予算措置を講ずる。

七 文教、科学技術対策の拡充

(1) 義務教育無償の原則にたつて、教材費、施設費等の父母負担の一掃をはかるとともに、給食の無償化のための経費補助を増額する。

(2) 幼稚園、保育所を増設し、教諭、保母の増員と待遇改善をはかる。

(3) すべての私学に経常費を含めた助成制度を確立し、国の援助を強化する。

(4) 基礎研究、自主技術開発への財政措置をはじめ基礎研究基金を設立する。特許庁の能力強化をはかるとともに、発明発見の助成と奨励のため科学センターを全国に設置する。原子力和平利用をすすめるため原研の研究員確保、高速炉、転換炉の開発促進、放射能の安全対策とそのための研究を強化する。

(5) 民族文化を保護し、尊重し、自然破壊を防止する。

(6) 基地縮少に伴う基地労働者の離職者の退職金、再雇用、職業訓練を十分保障する。

(7) 各種職業訓練施設の拡充のため助成を行なうとともに、公共職業訓練施設における職業訓練はすべて無料とする。職安には職業指導、情報提供、移住者用の住宅建設などを講ずる。

(8) 通勤途上における交通事故は労働災害として認める。

(9) 失対事業の枠を確保し、失対資金を引き上げる。

安全教育の義務化、労働基準監督官の大幅な増員をはかる。

(4) 労災保険制度は年金及び一時金を大幅に引き上げるとともに、労働者の業務上の負傷、疾病による休業補償給付を引き上げ、通勤途上における交通事故は労働災害として認める。

(5) 失対事業の枠を確保し、失対資金を引き上げる。

八 農業機械化、労働基準監督官の大幅な増員をはかる。

(1) 農漁民に目標をあたえる農漁業政策の樹立改良、土地基盤整備事業をすすめるとともに、経営高度化のための共同化を急速に推進し、農業機械ステーションの設置、指導

(2) 食糧自給度を高め、農家経済を安定させることとし、米、畜産、果樹の三本柱を基本として農政を推進する。全額国費により土地

(3) 農業機械ステーションの設置、指導機関の充実をはかる。また、農業用資材の価格引下げのための積極的措置を講ずる。

(4) 食管制度を堅持し、生産者米価は「生産費及び所得補償方式」で決定し、消費者米価は引き上げない。同時に、備蓄米制度を創設することとし、倉庫等貯蔵施設の設置及び設置補助を行ない、米穀消費拡大のための研究、宣伝等の経費を増大する。これとあわせて、畜産振興のため田畠輪換を可能とする土地改良事業の通年施行、草地造成による飼料の増産と自給度の向上をはかり、牛乳、豚肉等の価格支持制度を確立する。

(5) 農漁民年金制度を確立し、六十歳以上のものに月額三万円年金を支給する。経過措

る。また、治安対策関係予算の削減をはかる。

置として農漁民年金発足のとき六十歳をこえるものについては減額年金を支給する。

(4) 沿岸漁業振興のため沿岸漁業生産基盤整備に関する法的措置を講じ、漁場開拓、水産資源増殖事業等の推進をはかり、漁業近代化資金枠を大幅に増大し、貸出条件の改善を行なう。同時に漁船の海難を根絶し、漁船乗組員の生命を守るために、気象観測と通報施設の充実、救難施設の整備をはかる。

十 中小企業の基盤の強化

(1) 国民金融公庫、中小企業金融公庫、商工中金の資金量を拡大し、貸付金の限度額を

引き上げ、とくに小口金融については貸付金の限度額を二百万円に引き上げる。さら

に、信用補完制度を強化し、無担保無保証金の貸付限度を百万円に引き上げる。

(2) 中小企業の共同化、近代化については、

国が積極的な補助、援助を行なう。

(3) 健康保険、失業保険、労災保険など社会保険を五人未満の事業所に強制適用し、保険料の一部を国が補助する。

(1) 地方財源を拡充するため、国と自治体間の財源再配分を行なう。とくに、道路財源については、国と地方の分配のアンバランスを改め、市町村道路財源を充実する。

(2) 地方交付税は、国と地方との財源配分に基づいた地方の固有財源であり、地方交付税率の実質的な引下げ、國による年度間調整措置は行なわない。

(3) 支付税額は、一般会計とおさず、直接、交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰り入れる。地方債を大幅に増額し、とくに政府資金の充実をはかる。

(3) 地方公営企業については、独立採算制を改め、水道に対する国庫補助を増額し、地下鉄に対しては、道路などの国庫補助を行

なうこととし、企業債については、枠の拡大、利子の大幅引下げ、償還期限延長等の措置を講ずる。

(4) 大都市財政の実態に即応する財源の拡充を期するとともに、人口急造地域の教育施設、住宅、都市施設等の整備をはかるための財源措置を強化する。他方、農山漁村の過疎対策として集落再編成を中心とする農山漁村の改造政策を推進する。

(5) 消防施設税を創設し、損害保険会社から火災保険料収入の三パーセントを徴収し、施設財源に充当する。

(6) 地方公共団体の超過負担については、三箇年度解消公約の最終年度に当たるので、全額解消措置をとる。国民健康保険税の過重負担を軽減するため国の負担率を引き上げる。

十一 沖縄関係予算の拡充

(1) 基地労働者の直接雇用制度を間接雇用制度に切りかえ、退職金及び離職対策は本土水準以上として、総合的雇用保障制度を確立し、そのための財政措置を強化する。

(2) 沖縄の平和経済開発のため、沖縄開発基盤を立て、そのための予算措置を講ずる。

(3) 沖縄に対する日本政府の財政支出は、本土類似府県以上のものとするとともに、過去の投資不足分を開発資金として支出する。これに伴う使途制限や沖縄政府負担へのしわ寄せをやめる。

(1) 平和憲法の精神を貫ぬき、自衛隊の増員をやめ、装備費を中心にして防衛予算の大削減をはかる。

(2) 第三次防衛力整備計画を中止し、F4E ファントムジェット機の国産化をとりやめ

る。また、治安対策関係予算の削減をはかる。

(3) 韓国、台湾、タイなど反共諸国にかたよつた海外経済協力を是正し、海外経済協力予算をどの国とも互恵平等の立場から民族自決、住民獨裁につながるものに改める。

同時に、政府は、毎年海外経済協力の事業計画を国会に提出するとともに、援助の実績、具体的効果、輸出、協力基金の業務内容の監督、調査を行ない、毎年「援助白書」を国会に提出する。

(1) 財政投融資計画は国会の承認事項とする。

(2) 財投原資は、すべて零細な大衆預金の集積であることにかんがみ、大衆生活に直結した部門に重点的に活用し、国民の福祉事業、生活環境整備のために大幅に還元する。

以上の基本方針を貫ぬき、予算編成を行なうべきであるが、当面、とりあえず次の緊急最低限度の項目につき、その実施を確保するよう予算組替えを行なうこととを要求する。

(3) 国民生活の最低限確保のための緊急組替えをする。

以上の基本方針を貫ぬき、予算編成を行なうべきであるが、当面、とりあえず次の緊急最低限度の項目につき、その実施を確保するよう予算組替えを行なうこととを要求する。

(4) 国民生活の最低限確保のための緊急組替えをする。

以上の基本方針を貫ぬき、予算編成を行なうべきであるが、当面、とりあえず次の緊急最低限度の項目につき、その実施を確保するよう予算組替えを行なうこととを要求する。

第四 財政投融資計画の改革

- (1) 利子及び配当所得について、三年以内に総合累進課税を実施することを前提として、当面、源泉分離課税の税率を二十五パーセントに引き上げる。
- (2) 租税特別措置のうち企業体质の強化のための特別償却あるいは割増償却等の拡充、創設をとりやめるとともに、輸出割増償却等を廃止する。また、企業の交際費についての損金不算入額を引き上げ、全体として五割程度を損金に算入させない。
- (3) (1)による減収額 二千百億円
- (4) (2)による増収額 一千百億円
- (5) 利子及び配当所得について、三年以内に総合累進課税を実施することを前提として、当面、源泉分離課税の税率を二十五パーセントに引き上げる。
- (6) 利子及び配当所得について、三年以内に総合累進課税を実施することを前提として、当面、源泉分離課税の税率を二十五パーセントに引き上げる。

二 物価安定対策の実施

(1) 計画的インフレ政策を根本的に改め、各種公共料金の抑制を図るとともに、信用創造、通貨拡発をおさえるなど物価安定策を強化する。

(2) 物価安定に資するため、主要物資の原価調査、価格の監視、規制を制度化するとともに公正取引委員会の機構及び人員を拡充して価格監視体制を強化する。

(3) 消費者保護のため、商品テストセンター網を確立し、商品の品質、安全管理などを確保する。

(4) 農林漁業、中小企業への投資の重点配分を行ない、コストを引き下げ、また、流通機構の改善、簡素化をはかり、生鮮食肉、日用品の価格安定をはかる。

(5) 以上による追加額 四十五億円

三 社会保障給付の改善

(1) 福祉年金給付費について、老齢・障害・母子福祉年金をそれぞれ現行より月額一千円引き上げる。

(2) 普通法人の所得のうち留保分についての税額を増額する。

(3) 老齢福祉年金受給者に対する医療費は無料とする。同時に、身寄りのないねたきり老人のための家庭奉仕員を大幅に増員する。

(4) 児童手当制度を新設し、当面、第三子以

(二) 母子保健法による母子の栄養摂取に関する援助を強化し、牛乳無償給与を全市町村に完全実施させる。	以上による追加額 一千五十九億円
(一) 住宅対策の充実	四百十億円
(1) 公共賃貸住宅をふやし住宅難の緊急解消に役立てるため、四十五年度の建設戸数のうち公営住宅は十五万戸、公団住宅は十五万戸とする。	追加額 一千五十九億円
五 交通安全緊急対策の推進	五百億円
(1) 歩行者の安全を確立し、あわせて交通の安全と円滑化をはかるため、現行計画を繰り上げ実施し、歩道の整備、拡充、歩道と車道の完全分離の推進、交通の立体化などに安全施設整備などを緊急にすめるとともに交通安全行政の一元化をはかる。	五百億円
(2) 救急医療体制の拡充をはかり、被害者の社会復帰のための施設などの増強をはかるため、施設の整備と運営などの費用について国庫補助を拡大する。	五百億円
六 公害対策の強化	五百億円
(1) 公害防止のための調査研究の緊急性にかんがみ、公害衛生研究機関の新設及び調査、研究費等の経費を確保する。	五百億円
(2) 公害紛争処理制度の創設に当たり、国に設置される紛争処理機関は、国家行政組織法第三条による独立の行政機関として、これに裁定を行なわせることとする。	五百億円
(3) 食品の安全対策を確立し、有害食品、うそつき食品を摘発、監視し、規制を強化するため食品衛生関係費を追加計上する。	二十億円
七 義務教育関係費の増額	三十億円
(1) 義務教育の実施をはかり、給食費について	三十億円

八 労働災害対策の拡充	五百億円
(1) 激發する労働災害を防止するとともに、労災保険制度を改善して遺族補償については現行水準の二倍程度に引き上げ、障害補償については現行水準の五割増に引き上げる。また、業務上の負傷、疾病による休業補償給付を現行六割から八割に引き上げる。給付費は事業主負担とする。	五百億円
九 農漁業政策の確立	五百億円
(1) 国、地方を通じて総額一兆一千億円に達する農業関係予算を大胆に編成替えすることを前提として、経営高度化のための共同化を急速に推進し、それを柱として農業機械ステーションの設置、指導機関の充実をはかる。畜産の振興と経営の安定をはかるため、飼料の自給度の向上、牛乳、豚肉等の価格支持をすめ、田畠輪換を可能とする土地改良事業の通年施行、草地造成等を推進するための予算措置を講ずる。	五百億円
十 過疎対策の推進	五百億円
(1) 農山漁村の過疎対策をすめ、集落再編成を中心とする山村漁村の改造政策を推進する。	五百億円
十一 中小企業対策の強化	五百億円
(1) 中小企業三公庫の資金量を拡大するため財政投融資を増額する。	五百億円
(2) 中小企業の共同化、近代化に対する補助金、援助金を支出する。	五百億円

十二 沖縄開拓援助費の増額	二十五億円
(1) 県民生活、産業水準を早急に本土並みとするため、とくに立ちおくれの著しい社会福社及び医療に対する援助に重点を置き、さらに産業振興、国土開発を推進するための援助費を増額する。	五百億円
十三 防衛費等の削減	五百億円
(1) 防衛費及び治安対策費等の反動経費は増額させないとの原則にたつて、第三次防衛費を直ちに中止し、装備費、とくに兵器、車両、航空機、艦船の購入は一切とりやめ、防衛関係費を削減する。	五百億円
(2) 民間との共同研究をすめめるミサイルや超音速練習機などの研究開発費は削除する。	五百億円
十四 既定経費の節減	五百億円
(1) 物件費のほか一部程度の節減を行なうとともに公共事業費の効率化をはかる。	五百億円
減額 五百六十億円	五百六十億円
○議長(船田中君) この際、その趣旨弁明を許します。細谷治嘉君。	五百六十億円

○議長(船田中君) この際、その趣旨弁明を許します。細谷治嘉君。	五百六十億円
私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題となりました昭和四十五年度一般会計予算等予算三案につき、これらを撤回のうえ編成替えを求めるの御議について、その趣旨弁明を行ない、議員各位の御理解と御賛同を得たいと存じます。(拍手)	五百六十億円
わが国経済の高度成長は、政府・自民党の大企業本位、生産優先の財政金融政策に強くささそらは、大企業の踏み台とされ、好不況にかかるわら	五百六十億円
て、民間設備投資の急速な拡大と産業の重化学工業化をもたらし、ばく大な資本蓄積を達成したのであります。しかしながら、その陰では、資金と資源のアンバランス、富の偏在を招き、さまざまに引き起こし、国民生活や福祉などを耐えがたいほどに犠牲に供してまいったのであります。	五百六十億円
特に、佐藤内閣以後の昭和四十年から四十四年までの消費者物価三二・六%の上昇に加え、最近の卸売り物価の連騰が示しますように、高度成長の中に計画的インフレが組み込まれております。	五百六十億円
このため、実質賃金の上昇が抑制され、通貨価値の減少により勤労者の生活はその基礎を奪われ、大衆貯蓄者もまたばく大な損失を負わされているのであります。その反面、巨額の借り入れをして土地や実物資産を手に入れた投資者には、巨大な利得がころがり込み、富の不均衡を一段と激化させておるのであります。(拍手)	五百六十億円
かくて加えて、政府の不公平な税制は、たび重なる大法人の税率軽減や悪名高い租税特別措置を中心とする、大企業、金持ち優遇、労働者に対する重税によって、格差と不公平がいよいよ助長されています。労働生産性の著しい上昇にもかかわらず、賃金は生産性を下回り、労働者は、生活様式や消費構造の変化によって支出の増大を余儀なくされ、ますます生活が圧迫されるに至っております。	五百六十億円
その結果、昭和四十年から四十三年にかけて、国民所得に占める雇用者所得は、五六・六%から五四・二%と低下し、国民総支出に占める個人消費支出もまた五六・六%から四・五ポイントも下落し、さらに製造業における労働者の分配率も、三八・三%から三三・八%へと、大きく下落しております。	五百六十億円
こうして、大企業は、記録的な八期連続増益、増収を続け、繁榮を謳歌する一方で、中小企業は、大企業の踏み台とされ、好不況にかかるわら	五百六十億円

ず、常に倒産は増大を続け、石炭産業などはいわばやつかり者扱いを受け、急速に整理が進んでおるのであります。

また、政府の農業破壊政策によつて、米価は据え置かれ、食管制度のなしくずしが始まり、農産物の輸入自由化と相まって、四十五年度は、水田の休耕、転作による米の減産が場当たり的に打ち出されてまいりました。かくして、生産者米価と兼業収入でからうじてささえられていた農家経済は、まさに破綻に瀕し、農村は、過去の新規労働力給源として、大企業のための農業として再編成されようとしておるのであります。

そればかりでなく、成長政策の矛盾は、資本主義の物質中心、金権万能、弱肉強食の生存競争を激化させ、人間精神の荒廃を招き、汚職、犯罪をはびこらせ、暴力、売春、ギャンブル等の横行を許しております。このような人間疎外と人間性破壊による社会の腐敗が国民に抜きがたい政治不信を植えつけたのであり、青少年を衝撃的な直接行動へとかり立てておるのであります。

政府は、七〇年代は内政の年と称し、昭和四十五年度の予算編成にあたり、「物価の根強い上昇基調を抑制しつつ、経済の効率化と国民生活の充実向上をはかつていく」とうたっています。だとするならば、以上に述べたような成長政策の矛盾を解消するため、経済、財政の運営を根本的に改め、平和経済の実現をはかり、もつて経済成長の成果を民生の安定と福祉の向上に振り向けて、真の繁栄時代を切り開くべきであります。

(拍手)

にもかかわらず、政府提出の予算案は、相も変わらず大企業、資産所得者を優遇し、勤労者の生活を圧迫し続けるものであり、日米安保体制の持続、いな、その拡大強化のもと、自主防衛の美名で防衛力の増強を推し進めようとするインフレ予算、軍事優先の予算となつておるのであります。(拍手)

政府は、この予算を警戒中立型と呼んでいます

が、その規模が経済成長率を大きく上回るばかりではありません。

國債発行も四千三百億円と巨額が予想され、その残高は三兆円にものぼり、一年おくれで日銀引き受けとなるため、通貨信用の膨張を引き起こしておるのであります。

また、卸売り物価対策も、金融を引き締めながら財政で刺激するという、しり抜けであり、インフレと高度成長とが同居しておるのであります。したがいまして、経済運営の基本的態度の中心に物価安定を据えながら、実際には何ら有効な対策をとろうとせず、四十四年度同様、消費者物価の大幅上昇はもはや避け得ないものとなつております。

政府の税制改正案は、重税と不公平は正を要望する国民大衆の期待を裏切るものであります。

法人税率引き上げを、当初の二%を、財界や金融界の圧力で留保所得に対するのみ一・七五%と優遇を続けています。さらに悪名高い利子配当

値切り、他方で引当金制度の拡充をはかるなど、優遇を続けています。さらには焼け石に水であります。加えて、義務教育の父兄負担や地方自治体の超過負担は一向に解消されず、幼児教育の振興も放置されておりま

す。

しかし、財源計画のないまま十兆三千五百億円の新道路計画、全国九千キロに及ぶ新幹線網を決定するなど、自動車新税構想をはじめ、間接税増徴の土台づくりを行なつてゐることは、全く言語道断と申さなければなりません。(拍手)

わが国の社会保障水準は、依然西欧の三分の一程度にとどまっており、社会保障関係費の増額分は、大半が医療費で占められています。特に、老人、母子、障害者に対する福祉年金の増額はわずかに二百円にすぎず、生活保護基準は一四%アップにとどまり、一般労働者世帯との格差は一向縮んでいません。また、政府の三年越しの公約であつた児童手当の創設は、今度もまた見送りになります。

都市化が急速に進展する中で、公害や交通事故が記録的な発生を見ているにもかかわらず、国民の生命と健康を守るために必要な予算措置がとられておりません。

政府の住宅建設五ヵ年計画は四十五年度で終わるのですが、住宅難は解消するどころか、逆に政府公約の一帯一住宅の実現はかえって遠のいております。上下水道、公園、清掃施設など、生活環境施設の整備はいよいよおくれるばかりであります。

大学紛争の原因の一つである教育研究機能の貧弱さは放棄されたまま、学生の七%を占める私学の援助は、わずか認められはしたもの、現実には焼け石に水であります。加えて、義務教育の父兄負担や地方自治体の超過負担は一向に解消されず、幼児教育の振興も放置されておりました。

予算編成に際し、最大の焦点であつた農政に目を転じてみましょう。

歴代自民党政府の小農切り捨て農政は、米の百五十万トン減産によって一そく強められ、両米価譲税最低限は数年前の目標百二万円にとどめ、他方、税率緩和の恩典を高額所得層にまで広げています。

沖縄関係予算は、米軍の施政権下、過去二十五年にわたる投資不足分をまかなくにはあまりにも不十分であります。現在、沖縄では、基地労働者の大量解雇など、深刻な問題が山積しておりますが、これらの解決に最善を尽くすとともに、沖縄県民の意思に基づいて、早急に平和経済開発に着手し、基地依存経済から脱却するために十分な財政措置がぜひとも必要だと思うのであります。

以上申し述べましたように、国民大衆の要求を無視した予算案にもかかわらず、防衛予算のみは聖域として最優先扱いをされ、七〇年安保対策としてその伸び率も一七・七%と、これまでの最高となつておられます。いまや日本は、アメリカのアジアにおける防衛責任の肩がわりに協力し、七二年から始まる第四次防にかけて自主防衛、軍事化路線を強力に進みつつあるといえます。准尉制度の新設、海空自衛隊の強化に力が注がれているのが大きな特徴点といえます。

また、海外経済協力は、東南アジアの反共諸国に片寄つて行なわれ、アメリカの援助の肩がわりとドル防衛協力を進めております。特に、来年度予算では、わが国の資本市場と資源確保に重点が置かれており、エコノミックアニマルへの道を依然歩み続けようとしておるのであります。

以上のようないくつかの観点と分析から、日本社会党は、

次のような基本方針に基づいて予算を編成すべきであると強く主張するものであります。

その詳細は組み替え要求動議に示してあります。

が、これを要約いたしますと、まず、物価安定対策を強力に推進することともに、勤労者の税の軽減と公平化をめざして社会保障の大額な拡充、住宅、生活環境の整備と、すべての公害一掃のための施策を重点的に実行に移し、人間回復のための措置を講ずべきであります。

次に、農漁民、中小企業者に目標と希望を与える施策を確立することとあります。特に、危機に直面している農業については、関係予算を大胆に編成替えを行ない、米、畜産、果樹を中心とする農業機械ステーションの設置、指導機關の充実等をはかることがあります。

また、食管制度はこれを守り抜き、生産者米価は生産費及び所得補償方式で決定し、消費者米価を据え置き、並行して備蓄米制度の創設、貯蔵施設の拡充、消費増大のための研究、宣伝などに努力すべきであります。

同時に、畜産振興のため、田畠転換を可能とする土地改良事業の逐年施行、草地造成による飼料増産等をはかり、牛乳、豚肉などの価格支持制度の確立が必要であります。

これらと連絡して、急速に進みつつある農山漁村の過疎化現象を食いとめるため、集落の再編成、産業の再配置等、抜本的な改造計画を強力に推し進めなければなりません。

長い間米国の支配下で苦惱した沖縄に報いるため、平和経済開発のため、すみやかに沖縄開発基金を制定し、本土類似県以上の財政支出を行ない、九十八万戸民が喜んで祖国に復帰し、将来に希望の持てる格段の措置を講ずる必要がござります。(拍手)

防衛費については、平和憲法の精神を貫き、自衛隊の増員をやめ、装備費を中心に防衛予算の削減を断行すべきであります。

また、反共諸国に偏った海外経済協力を改め、いずれの国とも平等互恵の精神に基づいて対処すべきであります。

以上、私は、予算編成に関する基本方針を述べたのであります。が、当面、とりあえず緊急に確保すべき最低限のものとして、かつ、各党の御賛同をいただけることを期待して、次の諸項目について、政府は直ちに組み替えを行ない、国会に再提出するよう要求するものであります。

その第一は、給与所得者のうち、特に低所得層

による增加経費は、合計でおおよそ二千八十億円と見込まれるのであります。すでに述べ

ましたような基本方針に基づいて、防衛関係費か

らおおよそ一千四百二十億円を削減し、一般物件費

の節減、経費の効率化等によって収支をバランスさせるべきであります。

最後に、予算編成の進め方について一言いたし

ます。

予算復活折衝中、ある与党議員が「朝早く起

き、朝食会をかけめぐる。会館に入れば地元の陳情団、まさしくかき入れどきだ」と語っています。

また、ある議員は、「物価が上がり、名目所

予算復活折衝中、ある与党議員が「朝早く起き、朝食会をかけめぐる。会館に入れば地元の陳情団、まさしくかき入れどきだ」と語っています。

その第一は、給与所得者のうち、特に低所得層による增加経費は、合計でおおよそ二千八十億円と見込まれるのであります。すでに述べましたような基本方針に基づいて、防衛関係費からおおよそ一千四百二十億円を削減し、一般物件費の節減、経費の効率化等によって収支をバランスさせるべきであります。

最後に、予算編成の進め方について一言いたします。

予算復活折衝中、ある与党議員が「朝早く起き、朝食会をかけめぐる。会館に入れば地元の陳情団、まさしくかき入れどきだ」と語っています。

また、ある議員は、「物価が上がり、名目所得が増加しているので予算が組めるのです」と、インフレをたたえ、物価上昇を賛美しています。ここに予算案の本質が見出されるのであります。弱肉強食のぶんぞり合戦、非民主的な予算編成と申さなければなりません。(拍手)私は、予算編成の抜本的改革を要求する次第であります。

以上、政府の予算三案に対する社会党の基本態度、予算編成の基本方針、及び当面緊急に組み替えすべき諸点を具体的に述べたのであります。が、政府は、すみやかにわが党の組み替え動議に基づいて編成替えを行ない、国会に再提出されるよう要求するとともに、議員各位の御賛同をお願いしまして、趣旨弁明を終ります。(拍手)

○議長(船田中君) これより、予算三件に対する

討論と、動議に対する討論を一括して行ないます。順次これを許します。田中正巳君。

○田中正巳君登壇

私は、自由民主党を代表いたしました昭和四十五年度

一般会計予算、同特別会計予算及び同政府関係機関予算の三案に賛成の意を表し、日本社会党提案の組み替え案に反対の討論を行なわんとするものであります。(拍手)

さて、わが国経済は、この十年間に年率実質一

一%、特に過去二カ年にあっては一三%という、一般的の予想をはるかに上回る高い成長を達成しました。

一方であります。が、当面、とりあえず緊急に確保すべき最低限のものとして、かつ、各党の御賛同をいただけることを期待して、次の諸項目について、政府は直ちに組み替えを行ない、国会に再提出するよう要求するものであります。

その第一は、給与所得者のうち、特に低所得層

による增加経費は、合計でおおよそ二千八十億円と見込まれるのであります。すでに述べ

ましたような基本方針に基づいて、防衛関係費からおおよそ一千四百二十億円を削減し、一般物件費の節減、経費の効率化等によって収支をバランスさせるべきであります。

最後に、予算編成の進め方について一言いたします。

予算復活折衝中、ある与党議員が「朝早く起き、朝食会をかけめぐる。会館に入れば地元の陳

情団、まさしくかき入れどきだ」と語っています。

また、ある議員は、「物価が上がり、名目所

予算復活折衝中、ある与党議員が「朝早く起き、朝食会をかけめぐる。会館に入れば地元の陳

情団、まさしくかき入れどきだ」と語っています。

招来せざるよう、慎重なる配慮を要するという命題があるのであります。

その反面に、五年ないし六年の間に日本経済が二倍にも膨張するという傾向に対応して、それに十分こたえ得るような社会資本の整備充実をしなければなりませんし、また、こうした急テンポの経済成長からやむをすれば生じがちな各種の社会、経済のひずみ、アンバランスを、国の予算等の力をもって解消しなければならず、そのためには、相当多額の財政支出を要するという事情があり、これら一見、二律背反的な要請を持ちつつも、これを巧みに調整しつつ、わが国経済、社会の円満なる発展を期さなければならぬわけであります。(拍手)

すなわち、短期的には、財政面から景気を刺激することなく、節度を保ちつつ、長期的には、資源と富の適正な配分を通じ、経済、社会的内容を高めつつ、真に豊かな国民生活を築いていくための諸施策を盛り込み、かつては、先般の総選挙におけるわが党公約を克明に実現しつつある予算であります。

そこで、以下、本予算の特徴と申すべき二、三の点をあげて論じてみたいと思います。

その第一は、予算規模及び性格が、景気の現局面に対応し、よく節度を保つていているということです。すなわち、政府は、わが国経済の現況にかんがみ、昨年九月に公定歩合の引き上げ等、金融調整を講じたのでありますするが、さらに、四十五年度予算を編成するに際しても、財政面からの調整効果を定着させるべく十分の努力を払つておるのであります。さきに述べたような諸種の支出要因、財政需要のきわめて強い中にあって、その規模を前年度当初予算に比べ一七・九%の増加にとどめ

たことであります。

一部には、この伸び率は経済成長の伸び率一五・八%を上回るから景気刺激であるという批判をする向きもありますが、財政と景気の関係を考える場合には、こうした考察は非科学的ないしは時代おくれであると断定せざるを得ないのであります。すなわち、近代的、合理的手法によるとするならば、それは、単に国の一般会計のみではなく、特別会計、財政投融资、さらに地方公共団体等公的部門の支出と收入を計算した、いわゆる政府財貨サービス購入の伸び率は一四・八%程度でありまして、これによれば、明年度の政府財貨サービス購入の伸び率は一四・八%程度であり、名目成長率一五・八%をはるかに下回つており、財政支出はかなり控え目であると申して差しつかえはなく、景気刺激のおそれはないものと考えられるのであります。

また、財源面では、国債及び政府保証債を、前年度当初に比べ、それぞれ六百億円減額いたしておること、特に法人税を増額いたしたことなどは、民間投資活動を抑制する効果を持つものと考えられ、さきに述べた現在の金融調整措置と相まって、総需要を抑制することが期待されますから、しょせん、明年度予算の性格は、景気に対する警戒中立型であると申すべきであります。

第二は、財源が適正かつ効率的に配分されていることであります。

すなわち、明年度予算は、限られた財源を、当面充実を望まれる社会保障、公共事業、科学技術の振興、経済協力等に重点的に配分し、これらの伸び率は平均伸び率をかなり上回り、きめこまかく施策を講じてあります。

その二、三を御紹介申し上げるならば、まず、社会保障費については一兆一千億円余になり、その伸び率は二〇・一%であり、今回初めて一兆円の大台を突破いたし、生活扶助基準をはじめとして、各施策に十分な充実がはかられているのであります。

また、社会資本の整備は、高度なわが国経済の成長をささえるためにも、また、国民生活充実のためにも、目下の急務であります。一般公共事業費は一八・三%の伸びで、過去六カ年で最高の伸び率であります。

そのほか、住宅、生活環境整備等にも十分留意いたし、民間投資とのバランスの回復に向かって大きく前進するとともに、国民生活の質的充実に努力が払われていることも、まさに適切妥当な措置と考える次第であります。

第三は、国民負担の軽減とその公平化促進であります。

苦しい財源をやりくりし、一般減税として、明年度もまた、所得税について平年度三千五十億円という、かつてない大幅な減税を実現し、また、地方税についても、個人住民税について平年度七百億円の減税に踏み切ったことは、刮目すべきことであり、国税において、標準世帯の課税最低限を百三万円に引き上げたことのほか、特に中堅以下の所得層に対する税率の緩和措置を講じたことは高く評価すべきであり、さらに、從来から懸案になつておつた利子配当の分離課税問題に勇断をもつて改革を加え、さらに法人税改正については、大法人と中小法人との間にきめこまかい配慮をしていることであります。

これらの点につき、一部には、その措置が十分でないといら批判をする向きもありますが、およそかかる改革は、一時にドラスチックな措置をとる場合には、いわゆる角をためて牛を殺すのたとえのことと、非現実的であり、少なくとも現実を踏まえてものを考えなければならない政治家の論議としては受け取りかねるのであります。(拍手)

さて、ここで私は、こうした予算を執行するだかなければならぬ二、三の問題を提起いたしました。

それは、第一に物価の安定に関する問題であり

本年度の消費者物価は、両米価の据え置き、公料金の引き上げ抑制等の努力にもかかわらず、上回ると予想されるに至り、また、從来ほほ安定して、昨年来十三ヵ月の間に四・七%の上昇を示していることは、われわれの十分に注意しなければならない問題であります。この点について、政府は、四十五年度予算において両米価の据え置き、その施策の充実が望まれる次第であります。

また、私が常に懸念をいたしましたことは、世上の予算を相當に計上しておりますが、引き続いだわらず、物価体系の中には物の価格のみがあつて、労働の価格、すなわち賃金のあることをやめすれば見のがしがちであるということであります。(拍手)しかして、賃金所得の向上は労働生産性の向上なくして賃金を上昇させれば、企業は亦字倒産か、さもなければ賃金上昇分を価格に転嫁させるか、いずれかの道を選ばなければならぬ結果となるのであります。特に昨年のごとく、生産性の伸びを大幅に上回る一五、六%の賃上げが行なわれる場合には、経営がいかに合理化に最善を尽くしたとしても、しょせん、賃金の上昇を価格に転嫁せざるを得ない不幸な結果となるわけあります。一部野党諸君は、労働賃金の引き上げについてはいつの場合にも賛成しないは加担をするのでありますするが、賃金引き上げが災いしてインフレを起こす場合には、労働分配率は著しく低下ります。一部野党諸君は、労働賃金の引き上げについてはいつの場合にも賛成しないは加担をするのであります。私は、わが国経済が、賃金の圧力が強まり、労働生産性とのバランスがくずれ、コストインフレの過程に入りつつあるのではないいかとの懸念を抱き、その前途を深く憂えるのであります。

この意見において、少なくとも毎年繰り

返されているスケジュール的な質上げ闘争については、この際真剣に考え直さなければならぬ時期が到来しているものと思うのであります。(拍手)

次に要望することは、主として政府に対してであります。第一に、財政運営にあたっては、彈力的運用をはかる用意を持ってもらいたいといふことがあります。特に、国と地方公共団体の間における財源配分等にあたっては、地方交付税交付金の年度間調整制度の一目も早い確立等を通じて、そのしゃくし定本的な画一性を避け、眞に財政需要に即応し、資金の効率的な使用ができるよう努力していただきたいと思うのであります。

第二は、総合農政についてであります。政府は、過剩米に対応するため、明年度百五十万トンの減産をはかることにしておりますが、これはまさに農民にとってきわめてショックギングなことであるだけに、十分に親切な、そして思いやりのある行政が望まれてなりません。

さて、この際、私は、本院予算委員会における予算審議のあり方について、同僚議員の諸君とともに深い反省をはじめていたいと思うのであります。

衆議院規則第九十二条规定によれば、予算委員会の所掌事項は単に「予算」とのみ規定されております

が、従来から予算をめぐる政治・政策問題を広く論議の対象としてきたことは御高承のとおりであります。しかし、このことはまた、帝国議会時代以来の読会制度と予算総会との関係のなれりであつたといつましても、ある程度その必要なことは私にもよくわかるのであります。しかし、予算委員会が予算委員会である限り、おのずからその論議の対象となる政治問題は、それが予算編成とある程度関連したものであるべきだということであります。少なくとも、あまり予算に関係ない一般政治問題について時間をかけ過ぎて、その結果肝心の予算そのものの審議が閉却されるようなことのないよう、われわれは十分注意すべきであります。

返されているスケジュール的な質上げ闘争については、この際真剣に考え直さなければならぬ時期が到来しているものと思うのであります。

あらうと思うのであります。(拍手) 最後に、日本社会党提出の組み替え動議について一言申し上げます。

本動議の内容を見ると、歳出面では、多分に世間受けのみを考えたものが多く、よし財源の手当でできただといたしましても、現実には直ちに実行できないと疑われるものが多々見られるのであります。特に、財源の調達方法としては、相変わらず非武装中立論的立場から発想しておるものがあります。特に、財源の調達方法としては、相變

て非現実的、観念論的なものとして、さきの総選挙において、同党がきびしく国民の批判を受け、国会勢力に大きな変動を生じた主要なる原因と論評されておるところであり、さらに既定経済の実現困難な大幅減額とあわせて考えるならば、この組み替え動議は、じょせんわが国の現実政治につき責任を持つわが党の容認することができないものであり、残念ながら反対せざるを得ないものがありますが、いまや社会党もかかる態度と立ち場を脱却なさざる限り、国民の信頼と支持を得られざることになることを同党のために深く申し上げて、私の討論を終わる次第であります。

(拍手) ○議長(船田中君) 久保三郎君。

【久保三郎君登壇】

○久保三郎君 私は、日本社会党を代表して、たゞいま提案されました昭和四十五年度予算三案に反対し、細谷治嘉君外八名提出の、予算組み替え動議に賛成の討論を行なうものであります。

(拍手) 政府予算案の最も決定的な欠陥は、かつてない経済成長の成果をもつて今日引き起こされているのがみと社会的矛盾、人間性破壊の実態に目をそむけ、インフレ物価高を刺激し、大企業資産所得優遇、国民生活無視の軍事予算であるといふことなどはないよう、われわれは十分注意すべきであります。

申すまでもなく、本年度予算編成の基本的な態度は、高度成長の陰で生み出されたさまざまなものであります。むしろ問題は、政策から、国民の生活、福祉を優先する眞の繁栄への道に転換させることを眼目としたものでなければなりません。七〇年代を迎えての国民的要請はまさにのことであるにもかかわらず、昭和四十五年度予算案の実態は、この重大な課題から逃れ、むしろそれに逆行するものとなつてゐるこ

とを指摘しないわけにはいかないのであります。(拍手) 確かに、日本經濟の成長は驚異的なものがあります。しかし、このような好況は、いわゆる民間設備投資に主導された重化学工業中心の成長であり、その結果、投資は資本の収益力を強化させ、国際競争力の増大となつてあらわれ、資本蓄積の拡大と企業の大型化をもたらしてまいりました。しかし、その反面、幾つかの注目すべき現象が明らかになつてまいりました。

その一つは、言うまでもなく、連続的な高騰を示している消費者物価の上昇であります。このことは、単に物価上昇によつて国民の生活が圧迫され、その将来の生活設計を突きづけるものとなつてゐるばかりでなく、日本經濟の将来に重大な暗影を投げかけております。特に、佐藤内閣発足以來今日に至るまでの間に、消費者物価の上昇は実に三二・六%にも及んでおります。佐藤総理は、口を開けば、物価安定に最重点を置くと言ひ、本年度予算案編成の基本方針におきましても、物価安定を重点にしていることを強調しております。しかるに、他方で佐藤総理は、昨年八月、物価安定政策会議の初会合においても、經濟成長のもとでの物価上昇はやむを得ないとさえ述べ、選舉後も公約に反して相次ぐ公共料金の値上げをあえておりました。政策の実態は、まさに値上げ内閣のそりを免れないだけでなく、値上げ以外に物価政策なしと断言せざるを得ません。(拍手) 四十

五年度政府の經濟見通しが、消費者物価四・八%の上昇を初めから想定していることは、このこと

を端的に証明しております。その上、この予算案は、圧力団体や財界の圧力を屈し、前例にないおおらかにこのことであるにもかかわらず、昭和四十五年度予算案の実態は、この重大な課題から逃れ、むしろそれに逆行するものとなつてゐるこ

年金の改善や生活保護基準の引き上げが行なわれているにすぎないのであります。

さらに、西欧諸国から著しく立ちおくれた住宅、生活環境対策にしても、公共事業費の大額な伸びにもかかわらず、公約にそむき、きわめてきびしいものがあり、国民生活部門に対する財政配分は軽視され、産業基盤優先の公共投資プログラムにすぎないのであります。しかも、都市における公害や交通事故の激化によって、都市は人間の住むことを拒絶しているかのごとくであるにもかかわらず、その有効な解決策には何ら取り組まれていません。

また、教育の重要性を説きながら、義務教育無償の原則は忘れられ、体育、スポーツは、野球赌博が横行している現実を横目に、何らの施策もありません。わざわざ私学に対する援助が、私学干渉の危険をはらみながら認められたにすぎません。これはまさに人間軽視、生産優先の予算といわなければなりません。

勤労者対策を見ても、佐藤内閣成立以来、労働関係予算が圧迫され、三千万人をこす労働者に対する予算が全体のわずか一・七%にすぎず、今回、労働不足を口実に特別失業対策の廃止、失業者の縮小を行なうがときには、実態を知らない無情の仕打ちであり、技術革新と労働強化から激増しつつある労働災害防止対策には何らの前進がないことは、労働者軽視を何よりもよく証明するものであります。(拍手)特に恵まれない中小企業労働者の労働条件、社会保険、福利厚生などの対策は全然なきにひとしい状況であります。これに対し、七〇年安保対策と、日米共同声明による自主防衛の名のもとに、アメリカの防衛の肩がわりのための軍備の拡張が、あたかも聖域としてまかり通り、次年度以降に歳出を拘束する国庫債務負担行為が巨額に計上され、三次防から四次防計画へと急速な展開を行なっているのであり

ます。特に、わが国の防衛力増強の速度は、世界第一の異常な伸びを示しており、エコノミックアーマルから、ミリタリーアーマルへの危険な道を突き進もうとしております。加えて、アメリカの反共諸国援助の肩がわりとドル防衛のため、さらにはわが国の資本進出を眼目とした海外経済援助が進められ、経済大国から軍事大国へのステップを踏み出したと見られるようになってきたことは、きわめて重大なことであるといわなければなりません。(拍手)

日本国民は、いまや昭和四十一年度予算案を目の前にし、戦後二十五年にして、再びバターか大砲かのきびしい選択を迫られているといつても過言ではないのです。

第四の理由は、高度成長過程の中で取り残された農業、中小企業に対して、政府の冷酷な切り捨て政策が一貫してとられていることであります。政府は、総合農政といふ名による農業破壊政策を押し進め、労働不足対策としての農業構造の再編成を企図していることは、もはや明らかな事実であります。(拍手)いまや日本農政は、米の生産調整、食管制度のなしとしによって、稻作の土台はゆるぎつつあります。さらに農畜産物の自由化政策によつて、果樹、畜産など、国内農業全体が逃げ場のない袋小路に追い詰められ、農民は将来に希望を失い、深刻な危機に立たされております。他方、八期連続增收、増益といふ繁榮を誇る景気の中では、中小企業の倒産は激増し、自由化の波をとともに受けて、押しつぶされようとしております。しかるに、中小企業対策はコマ以下

度予算案に反対する基本的な点を申し上げたのであります。昭和四十一年度予算案は、一九七〇年代を迎えるわが国の政治経済の方向を決定するおそれです。しかし、政府より提出された四十五年度予算三案について反対の討論を行ないます。なお、社会党より提出された編成替えを要する動議については、いささか意見を異にするところがありますので、遺憾ながら反対の意思を表明するものであります。

わが国経済は、昭和四十一年以来急速な成長を遂げてまいりましたが、この経済発展の陰に、政局は多くの重要な施策をおおざりにしておりました。しかしながら、政府より提出された四十五年度予算案を今日までの審議を通じて見ると、政府みずからが標榜する内政の年として国内的な諸問題を忠実に解決しようとすることは、まだまだその意欲を認めることができないであります。のみならず、産業優先、国民生活軽視の姿勢を踏襲するばかりでなく、かえってわが国の経済活力を軍事強化路線に誘導する傾向を顕著にしていることは、何ら見出しができないのであります。とりわけ、総選挙後の予算ぶんどう合戦のあげく、財界、金融界、圧力団体、与党、入り乱れて政治を追及しなければならないのであります。(拍手)

第五の理由は、沖縄県民に対する冷遇と、地方方私は、以上のような立場から、政府の昭和四十

財政好転論を振りかざし地方自治破壊をあえて行なつてゐることであります。

もはや戦後は終わったと總理は述べられているのであります。沖縄県民の生活の実態を考えますとき、その本土との格差はもとより、米軍施政下における過去二十五年間にわたる苦難の生活を思ひますとき、今日、この実態は、本土に住む者として、その責任に胸迫るものがあります。しかも、沖縄返交渉直後に基地労働者の大量解雇が行なわれようとしております。直ちに沖縄基地労働者に對してあたたかい援助の手を差し伸べるとともに、早急に基地依存経済から脱却し、平和経済開発に取り組まねばなりません。しかるに、政府の沖縄対策予算は、当初要求の半分に値切つてしまつてゐるのであります。これでは政府の沖縄問題に対する取り組みの姿勢を疑わざるを得ない 것입니다。

さらに、地方財政好転の名のもとに、三年連続水準引き上げの要求の高まりをよそに、地方政府を国ひもつき化させようととしております。このようないろいろな地方自治逼迫、国民生活犠牲の道には強く反対するものであります。

五年度予算三案に対し強く反対の態度を表明するとともに、高い経済成長の成果をもつて、これまで生み出された経済のゆがみ、社会的諸矛盾の解消につとめ、国民の要望する平和経済の発展を目指すとし、国民生活福祉につながる真の繁栄の道を切り開くため、物価安定と社会開発の推進による生

活充実政策を最も重要なものとして取り上げようとする社会党提出の予算編成替え動議に基づき、すみやかに本予算案を撤回し、再提出されるよう強く要望し、私の反対討論を終ります。(拍手)

○ 議長(船田中君) 相沢武彦君

〔相沢武彦君登壇〕

○ 相沢武彦君 私は、公明党を代表いたしまして、たゞいま議題となりました政府提出の昭和四十一年度予算三案について反対の討論を行ないます。

なお、社会党より提出された編成替えを要する動議については、いささか意見を異にするところがありますので、遺憾ながら反対の意思を表明するものであります。

わが国経済は、昭和四十一年以来急速な成長を遂げてまいりましたが、この経済発展の陰に、政局は多くの重要な施策をおおざりにしておりました。しかしながら、政府より提出された四十五年度予算案を今日までの審議を通じて見ると、政府みずからが標榜する内政の年として国内的な諸問題を忠実に解決しようとすることは、まだまだその意欲を認めることができないであります。のみならず、産業優先、国民生活軽視の姿勢を踏襲するばかりでなく、かえってわが国の経済活力を軍事強化路線に誘導する傾向を顕著にしていることは、何ら見出しができないのであります。とりわけ、総選挙後の予算ぶんどう合戦のあげく、財界、金融界、圧力団体、与党、入り乱れて政治を追及しなければならないのであります。(拍手)

私は、以上のような立場から、政府の昭和四十

百九十七億円で、前年度比一七・九%の伸び率を示し、財政投融資計画は三兆五千七百九十九億円

で、伸び率は一六・三%になつてゐるのです。いざれも政府経済見通しの名目成長率一五・八%を大幅に上回つた規模であつて、金融引き締めをお強化しようという意向を示してゐるとき、このようないかん財政が放漫に膨張することは大きな矛盾といわなければなりません。いざれにして、この予算案を見る限りでは、物価の安定、持続的安定成長という政府公約は、単なる口先だけのものであることは明らかであります。

ここで、四十五年度の税の自然増収について見るならば、一兆三千七百七十億円を見込んでおり、その内訳は、歳出増加額一兆二千百二十億円と、純減税額一千七百六十八億円並びに国债減額六百億円に要する新規財源一兆四千四百七十億円を、税の自然増収一兆三千七百七十億円と税外収入七百億円をもつてまかなつてゐるのであります。なお、四十五年度税の自然増収に対する割合一二・八%は、過去十年間で最も低く、大部分が歳出増に振り向かれてゐるのであります。このように税の自然増収の大部を歳出増に振り向けていた傾向は年々顕著であり、三十九年度において当然増経費の前年度予算額に対する増加率が六・三%、新規政策費が七・九%になつていたのが、四十五年度では全く逆転し、当然増経費が一三・六%で新規政策費が四・四%と、その差も拡大しているのであります。これは政府の無責任な放漫財政によつて起つたものであり、すみやかに現在の行政機構と予算配分ルールを再検討して、抜本的な是正策を講ずることを要求するものであります。

四十五年度国債発行額は、六百億円減額して四千三百億円となつておりますが、四十五年度一般会計予算における国債依存率を四十四年度に比較

すると、七・一%から五・四%に低下してゐるのです。いざれますが、これは国債発行額を減額したからだけではなくて、予算規模が大きくなつてゐるためであります。あくまでも国債発行は、政府の支出内容や国民経済の動向を慎重に考慮して大幅に縮小すべきであります。にもかかわらず、このようない多額の国債を発行することは、適切な財政運営とは言いがたいのであります。ましてや、これが市中消化をたてますとするといっておきながら、日銀よりの信用供与に依存する市中銀行引き受けという形式をとる以上は、インフレ要因となることは明らかであります。そうでなくても、わが国の財政や金融の持つ膨張主義的傾向からするならば、この公債政策はきわめて危険なものといわざるを得ないと思ひであります。また、公債依存による財政規模の拡大は、当然各種の当然増経費を大きくし財政の硬直化の原因となり、現在のようない自然増収が多額に見込まれる好況段階では、国債依存率を少なくしておくべきであると思ひであります。特に四十八年度以降にあっては、七年満期の一般会計国債の償還期となることから、公債発行額は大幅に削減すべきであると思ひであります。

第三に、税制改正についてであります。

まず、所得税について見ますと、二千四百六十億円の減税となつておりますが、政府はこれに對し、税調答申の完全実施であるとして、史上最大の減税であると大いえを切つてゐるようですが、これども、平均世帯人員が四人を割つた現在、いまなお昔ながらの五人家族を基準としての減税にとどまつております。また、税調答申より二年間の実施のズレがあることや、その間のきわめて高い物価の上昇を考慮しますと、何ら大幅減税の名に値しない、中身のない減税であると思うのであります。一兆三千七百億円もの自然増収が見込まれる中にあって、今回のこの減税は、いわば取り過ぎの調整にすぎないのであって、実質所

得があふえない現状では、さらに重税感を高めるとになつてしまふと思うのであります。

得があふえる現状では、さらに重税感を高めるとになつてしまふと思うのであります。

第五に、社会保障費について見ると、二〇・一%の成長は、規模を一兆円の大台にまで拡大しましたが、社会保障給付費の国民所得に対する比率は六・〇二%にすぎず、昭和三十八年当時、西ドイツではすでに一九%をこえていることから

ささらに、税の公平を欠いている利子・配当課税については、政府は、五年間の期限延長と、利子所得もこれまでの分離課税を選択課税に改め、そ

うです。

の分離課税率を一五%から二五%に改めておりました。また、配当課税の配当控除も、いまの一五%から一〇%に引き下げております。しかし、利子・配当所得については、他の所得と同じく総合

課税にするのが筋道で、改正案の五年間というのも長過ぎるのであります。また、分離税率の二五%というのも低過ぎ、資産所得優遇といふ不公平は依然として改善されていないのであります。

です。

法人税率の一・七五%の引き上げについては、四十年、四十一年度の合計三%引き下げた経過と長い間の好況による利益を考えると、なまぬるい措置といわなければならぬのであります。今回の改正は、全体として、国民の年來の念願である重税、不公平といふ税制の矛盾が如何解決されない、全くの足りないものであり、反対するものであります。

第四は、物価の問題であります。

最近の消費者物価の上昇は、もはや楽觀を許さない段階にきており、昨年一年間の上昇率は五・八%といふ高騰で、卸売り物価も四・一%の上昇

です。

政府は、今年すでに、政府主導の物価上昇と、いう十年ぶりの記録を示してゐるのであります。政府は、今年すでに、政府主導の物価上昇と、許し、口先だけの物価対策を暴露してしまつた

であります。

また、政府経済見通しや、四十五年度予算案の規模を見ても、物価安定に対する政府の情熱は全く見られないといわざるを得ないのであります。

予算における物価対策費にしても、わずか流通機

費等の財源を配分しているにすぎないのであり

ります。

政府は、真に国民生活優先、福祉の向上を叫ぶのであれば、積極的に物価対策費の確保につとめるべ

きかにしていかなければなりません。

しかし、政府

第六に、防衛関係費についてであります。

昭和四十五年度政府原案におきましては、前年度からの伸び率一七・七%という自衛隊発足以来の大幅な増加となつておりますが、今までの質疑を通しまして、政府は国民に、平和憲法下における自衛隊の限界、防衛費を大幅に増額しなければならない具体的な根拠などについては、何ら明確にしていないのであります。しかし、政府

は、こうした根拠を示さず、このような大幅増額をしているのです。これはまことに遺憾といわなければなりません。軍事力偏重の安全保障政策、自主防衛に名をかりた軍事力増強政策は、国民の意思に反するものであります。また、軍事費については、世界的にも削減の傾向にあり、日本のみが増額することは、世界の趨勢に全く逆行するものであると思ひであります。このような国民生活を圧迫し、社会資本の充実をおくるべく防衛関係費の大額増額については、強く反対するものであります。

第七に、地方財政、公営住宅、公害対策についてであります。

政府は、地方財政規模の増大をもつて余裕の理由とし、三百億円を国へ借り受けることにしておられます。しかし、地方交付税の実質的減額にひとしいこのような措置は、地方財政に対する不当な圧迫であるといわざるを得ません。

また、住宅建設五ヵ年計画の政府施設住宅は、達成率九五・八%で打ち切られることになつております。戦後、一貫して住宅難にあえぐ低所得、勤労大衆の住宅難はますます深刻化しております。したがつて、政府は、四十五年度の公営住宅建設には、政府施設住宅調整分のうち少なくとも四万戸を確保し、十三万七千戸を建設することを強く要求し、あわせて二万戸の改良住宅建設を要求するものであります。

公害問題は、いまや大きい社会問題であるにもかかわらず、政府が依然として、公害対策の基準を産業の利害と国民生活の安全との妥協点に置いていることは、まことに遺憾であります。

第八に、農業、中小企業についてであります。政府は、百五十万トンの米の生産調整を農地の転用と作付転換をもつて実現しようとしておりましたが、農地の転用は、農業地域のスプロール化現象をさらに進め、わが國農業の荒廃をもたらし、農業の近代化、構造改善と矛盾するものであります。

まことに遺憾であります。

中小企業の構造改善と技術の開発は、物価安定の上から重要であります。ことに、現在、アメリカの対日輸入制限問題と、発展途上国からの追い上げ等の挙げの中にある中小企業の進路打開は、きわめて重大であります。

最後に、沖縄問題についてであります。

本土復帰については、基地依存経済からの転換、県民生活の向上と格差是正等、援助費の大幅増額を要求するとともに、切迫している基地労働者解雇対策等に一段と前向きの姿勢をとり、戦後二十数年来の苦悩にこたえる施策を強く要求するものであります。

以上、政府提出の予算三案について反対する理由を申し述べ、私の討論といたします。(拍手)

○議長(船田中君) 栗山礼行君。
〔栗山礼行君登壇〕

○栗山礼行君 私は、民社党を代表いたしました。いわゆる一九七〇年代を展望いたしまして、その初年度に当たる明年度予算のあるべき姿として、勤労国民に対する大幅な減税の推進、生活環境の整備、社会保障、住宅対策の強力な展開、教育の画期的な振興並びに物価安定政策の実現など、四大重点主義によりまして、わが国が進んでまいるべき高度福祉社会の建設と平和国家への道程を明らかにすべく、予算組み替え案を提案いたしたのであります。

すなわち、歳入面では、減税対策といたしまして、標準世帯の所得税免税点を百三十万円に引き上げること、勤労未成年者に対しまする撲滅制度を創設すること、中小企業の近代化を促進するための特別減免税制度を導入することなど、三千数

子・配当課税の優遇制度の廃止、交際費課税の強化等により、二千数百億円の增收をはかる税制の改革案を提示いたしたのであります。

第二に、歳出面におきましては、行政改革の断行、防衛関係費の増大を停止させる等の措置を講ずることによって、三千八百七十五億円の財源調査をはかり、これを社会保障の実質的向上への振り向け、生活環境整備、物価安定、文教対策の充実などに配分するよう主張いたしてまいつたのであります。

私は、一貫いたしまして、国民生活の充実、向上をはかる立場から、以下、政府提出予算関係三案に対する反対理由を明らかにいたしたいと考えるのであります。

第一の反対理由は、国民生活にとって最も重要な問題であります物価安定に対する政府の断固たる姿勢の欠如であります。

総理大臣の諮問機関といたしまして、物価安定政策会議が設けられておりますが、現在まで数々の政策提案がここからなされており、国民といたしましても共鳴するものがたくさん出てまいっております。特に、公共料金の値上げを一定期間停止し、その間徹底的な事業合理化をはかれといら

め、不合理かつ不均衡の元凶となつておきます。租税特別措置の改革については、国民の強い要求があるにもかかわらず、これを完全に裏切った政

府の税制改正案には、どうしても賛成するわけにはいかないのでござります。

反対理由の第三といたしまして、防衛関係予算の急激な増大を指摘せざるを得ません。

国民の危惧する最大のものは、昨年十一月の日米共同声明によりまして、台湾海峡、朝鮮半島に対する政府の危険な態度表明であり、かつ、その方針のもとで、防衛関係費を一挙に一七・七%も大幅増大させる政府の姿勢であります。もとより、国民として自國の安全保障について無関心、無責任で過ごせるものではございません。平和憲法のもとでのわが国は、まず世界に敵をつくらなければ、そのための平和外交を強力に展開し、國際の平和的協調に貢献すると同時に、万が一の場合に備えて、専守防衛に徹する防衛力を国民合意のもとで備える方針を貫くべきであると信ずるのであります。

しかるに、政府は、自主防衛の名に隠れまして、国民の合意を求める努力もせず、ひたすら政

う大幅なものであるために、勤労国民の実質所得を著しく引き下げ、しかも税負担の不均衡がはなはだしいことから、重税感を払拭することはでき得ない状態となつておるのであります。したがつて、現実にはあまり存在しない五人世帯を標準世帯とし、しかもわずか十万円程度の免税点引き上げでは、決して勤労国民を納得させ得るものではありません。

これに引きかえ、大企業に対する法人税は、販売高、収益高とともに大きく伸びているにもかかわらず、景気後退期の昭和四十一年税率にわざかまおうとするなれば、国民の税不均衡感をますます高めるのみならず、これを通じて政治不信を拡大するものであると信ずるものであります。

このほか、利子・配当課税に対する優遇をはじめ、不合理かつ不均衡の元凶となつておきます。租税特別措置の改革については、国民の強い要求があるにもかかわらず、これを完全に裏切った政

府の税制改正案には、どうしても賛成するわけにはいかないのでござります。

このほど、利子・配当課税に対する優遇をはじめて、不合理かつ不均衡の元凶となつておきます。租税特別措置の改革については、国民の強い要求があるにもかかわらず、これを完全に裏切った政

府の税制改正案には、どうしても賛成するわけにはいかないのでござります。

このほど、利子・配当課税に対する優遇をはじめて、不合理かつ不均衡の元凶となつておきます。租税特別措置の改革については、国民の強い要求があるにもかかわらず、これを完全に裏切った政

府の税制改正案には、どうしても賛成するわけにはいかないのでござります。

このほど、利子・配当課税に対する優遇をはじめて、不合理かつ不均衡の元凶となつておきます。租税特別措置の改革については、国民の強い要求があるにもかかわらず、これを完全に裏切った政

府の税制改正案には、どうしても賛成するわけにはいかないのでござります。

このほど、利子・配当課税に対する優遇をはじめて、不合理かつ不均衡の元凶となつておきます。租税特別措置の改革については、国民の強い要求があるにもかかわらず、これを完全に裏切った政

府の税制改正案には、どうしても賛成するわけにはいかないのでござります。

このほど、利子・配当課税に対する優遇をはじめて、不合理かつ不均衡の元凶となつておきます。租税特別措置の改革については、国民の強い要求があるにもかかわらず、これを完全に裏切った政

府ペースで防衛力を強化拡大しようと、やつきになつておりますが、米軍主体の安保体制を堅持するもとの防衛力の増強は、自主防衛の名に値しないばかりか、これほどかけ離れたものはないのでありますして、まさに政府の考え方は、主客転倒もはなはだしいといわざるを得ないのであります。わが党は、国民の合意を得るための努力もせず、いたずらに政府ペースで一方的に防衛力を強化せんとする試みには、いかなる理由をつけてこうとも断固として反対することを、ここに明言してはばかりないのであります。

第四の反対理由は、国民生活の保障に積極的な対策を講じていない点であります。

特に、老人、心身障害者など生活能力を欠いた弱者に対する所得保障や、不幸な母子家庭、生活保護世帯等に対する手厚い社会保障対策が講ぜられず、社会保障費を一兆一千億円の大台に乗せたとはいえ、その大部分が医療費の値上げに回されるという実態であるならば、何のための社会保障といふのでしょうか。国民のための社会保障保障であり、国民生活の安定を保障するための政府施策でなければならぬはずであります。

この意味から申し上げますならば、国民に対し普遍的に生活を保障するため、老齢者年金の大幅引き上げをはかること、あるいは児童手当制度を早急に設けること等により、すべての国民が安心して暮らせる社会を建設することでなければならぬと信ずるのです。しかし、政府は、過ぐる総選挙で与党の公約でさえあった児童手当制度を許せぬところであります。(拍手)

政府の予算案は、以上主要な点で述べましたごとく、国民の期待をすべての面で裏切り、しかも、一片の夢さえ国民に与えようとせず、大企業本位の社会、経済秩序をはからうとする政治の姿

府ペースで防衛力を強化拡大しようと、やつきになつておりますが、米軍主体の安保体制を堅持するもとの防衛力の増強は、自主防衛の名に値しないばかりか、これほどかけ離れたものはないのでありますして、まさに政府の考え方は、主客転倒もはなはだしいといわざるを得ないのであります。わが党は、国民の合意を得るための努力もせず、いたずらに政府ペースで一方的に防衛力を強化せんとする試みには、いかなる理由をつけてこうとも断固として反対することを、ここに明言してはばかりないのであります。

第四の反対理由は、国民生活の保障に積極的な対策を講じていない点であります。

特に、老人、心身障害者など生活能力を欠いた弱者に対する所得保障や、不幸な母子家庭、生活保護世帯等に対する手厚い社会保障対策が講ぜられず、社会保障費を一兆一千億円の大台に乗せた

ことは、国民の合意を得るための努力もせず、いたずらに政府ペースで一方的に防衛力を強化せんとする試みには、いかなる理由をつけてこうとも断固として反対することを、ここに明言してはばかりないのであります。

私は、政府がこれらの諸点について、きびしく謙虚に反省されるよう要請をいたしますと同時に、この際、社会党提出の予算組み替え案には、残念ながら賛成できないことを表明いたしつつ、討論を終わります。(拍手)

○議長(船田中君) 谷口善太郎君。

【谷口善太郎君登壇】

○谷口善太郎君 私は、日本共産党を代表して、昭和四十五年度予算三案に反対いたします。

その理由の第一は、これが日米共同声明の実行予算案だからであります。

日米共同声明が、アメリカのアジア侵略の立て直しのために安保条約を実質的に改悪し、日米軍事同盟を一そく侵略的に強化するものであることは、今日までの国会審議で明らかになりました。

本予算案は、この七〇年代における自民党政権の危険なたぐらみをいよいよ実行に移すという点で、きわ立った特徴があります。

まず、防衛費を一七・七%といろ驚くべきテン

ポで増大させていることであります。これは明ら

かに、六兆円という大規模な四次防衛準備するた

めのものであり、こうしてわが国は、七〇年代後

半には世界有数の軍事大国となるうとしているの

であります。質的な面から見ましても、攻撃用兵

器を増強し、極東における戦闘に備える方向を露

骨に示しております。まさに、ニクソン米大統領のグアム・ドクトリンと日米共同声明の危険な路線がここに露呈しておるのであります。

第三の理由は、物価上昇をいよいよ激しくし、

国民生活を圧迫するインフレ予算案だといふこと

であります。

政府の予算案は、以上主要な点で述べましたご

とく、国民の期待をすべての面で裏切り、しか

も、一片の夢さえ国民に与えようとせず、大企業

本位の社会、経済秩序をはからうとする政治の姿

勢のみを示していると言るべきものでございます。したがって、このよだな政治のもとでは、人間疎外の管理社会をますます強化し、人間の精神的荒廃と社会的混乱を高める以外の何ものでもないでござります。

私は、政府がこれらの諸点について、きびしく

謙虚に反省されるよう要請をいたしますと同時に、この際、社会党提出の予算組み替え案には、

残念ながら賛成できないことを表明いたしつつ、

討論を終わります。(拍手)

○議長(船田中君) 谷口善太郎君。

【谷口善太郎君登壇】

○谷口善太郎君 私は、日本共産党を代表して、

昭和四十五年度予算三案に反対いたします。

その理由の第一は、これが日米共同声明の実行

予算案だからであります。

日米共同声明が、アメリカのアジア侵略の立て

直しのために安保条約を実質的に改悪し、日米軍

事同盟を一そく侵略的に強化するものであること

は、今日までの国会審議で明らかになりました。

本予算案は、この七〇年代における自民党政権の危険なたぐらみをいよいよ実行に移すという点

で、きわ立った特徴があります。

まず、防衛費を一七・七%といろ驚くべきテン

ポで増大させていることであります。これは明ら

かに、六兆円という大規模な四次防衛準備するた

めのものであり、こうしてわが国は、七〇年代後

半には世界有数の軍事大国となるうとしているの

であります。質的な面から見ましても、攻撃用兵

器を増強し、極東における戦闘に備える方向を露

骨に示しております。まさに、ニクソン米大統領のグアム・ドクトリンと日米共同声明の危険な路

線がここに露呈しておるのであります。

第三の理由は、物価上昇をいよいよ激しくし、

国民生活を圧迫するインフレ予算案だといふこと

であります。

政府の予算案は、以上主要な点で述べましたご

とく、国民の期待をすべての面で裏切り、しか

も、一片の夢さえ国民に与えようとせず、大企業

本位の社会、経済秩序をはからうとする政治の姿

を助けるものでもなく、南ベトナムのダニム・ダムの修復、ラオスのナム・グム・ダムの建設、ビエンチャン空港拡張、ラオス通貨安定基金などの援助で、アメリカのベトナム、ラオス侵略に直接海外進出を推し進めるものであります。

沖縄県に対する二百六十億円のいわゆる援助にいたしましても、日米共同声明に基づくアメリカの基地機能の維持、権益擁護の返還方式と結びついたものとなっています。わが党は、沖縄県民の要求に従い、沖縄の真の復興と県民の生活と経営の安定向上、立地条件に適した新しい産業の開発手助けをしながら、日本の独占資本の帝国主義的手助けをしながら、日本の税の大収奪を予定しており、海外進出を推し進めるものであります。

沖縄県に対する二百六十億円のいわゆる援助にいたしましたが、この正当な要求は全く無視されおりません。しかも、県民の祖国復帰運動を弾圧する警察費、裁判所等の行政運営費などは、実際に二十億円をこえるのであります。

第二の理由は、独占資本の高度成長をさらに押し進めるための大企業優先の予算案だからであります。

強調されております社会開発は、主として大企

業の産業基盤強化が中心であり、国土利用の再編

を進める新全国総合開発計画の推進が目的であります。資源開発、技術振興などの支出の増額をは

かっているのも、そのためであります。

また、税制の面でも、法人税率のわざかばかり

ます。

特に訴しがたいのは、米作削減を突破口として

いわゆる総合農政を強行し、食管制度と農地法の

改革をねらつていることであります。これは、ア

メリカの不当な要求による農産物輸入の自由化政

策とともに、日本農業を危機に追いやり、中小農

業の經營と生活を破壊するものであります。

わが党は、さきに、予算案編成にあたり、政府

に対し、物価の安定、税制の民主化など、国民生

活の緊急問題について、十一項目にわたる予算要

求を提出しました。これらはすべて、やろうとさ

え思えず直ちに実現できるものであります。しか

し、政府の予算案は、この国民の切実な要求を完

全に無視したのであります。佐藤内閣が七〇年代

に國民生活をいかに犠牲にしようとしているか

いまま全く明らかであります。

以上が、わが党の本予算三案に反対する理由であります。

田中君は、予算委員会で出版妨害事件が論議さ

ます。こういう情勢のときにこの予算が実施されるとすれば、政府の公共料金の引き上げ、独占権格擁護の政策と相まって、国民にとって耐えがた

い物価上昇は必至となるであります。

また、この膨張予算は、自然増収の名のもとに

六千四百八十億円の税の大収奪を予定しており、

政府の欺瞞的ないわゆる所得税減税の二千億余りを見込んで、広範な国民に実質的な増税をもたらすことは明らかであります。

国民生活に必要な一般道路や河川改修費に対する国庫負担率は引き下げられました。交通安全対

策費も減額されました。また住宅計画は、計画に

おいてさえわずか六十一万九千五百戸にすぎない

のであります。社会保障に至つては、昨年の国民

年金掛け金の大幅引き上げ、健康保険法の改悪などに引き続き、政府公約の児童手当の不履行や失

対事業の削減、生活保護対象人員の引き締め、日雇い健保の改悪などを推し進めているのであります。

特に訴しがたいのは、米作削減を突破口として

いわゆる総合農政を強行し、食管制度と農地法の

改革をねらつていることであります。これは、ア

メリカの不当な要求による農産物輸入の自由化政

策とともに、日本農業を危機に追いやり、中小農

業の經營と生活を破壊するものであります。

わが党は、さきに、予算案編成にあたり、政府

に対し、物価の安定、税制の民主化など、国民生

活の緊急問題について、十一項目にわたる予算要

求を提出しました。これらはすべて、やろうとさ

え思えず直ちに実現できるものであります。しか

し、政府の予算案は、この国民の切実な要求を完

全に無視したのであります。佐藤内閣が七〇年代

に國民生活をいかに犠牲にしようとしているか

いまま全く明らかであります。

以上が、わが党の本予算三案に反対する理由であります。

田中君は、予算委員会で出版妨害事件が論議さ

れたことを非難されたものと思いますが、そうであれば、私は賛成できません。公明党・創価学会による出版妨害問題は、わが党と社会、民社両党による追及によって余すところなく明らかとなり、世論は、あげてそのファッショ的な行動に憤激しております。(拍手)

かかるに、政府・自民党は、首脳部がこれに重大な役割りを果たしているにもかかわらず、あって公明党を擁護し、その真相究明を妨害し続けたのであります。(拍手)この反動的行動は、日米共同声明の軍国主義、帝国主義復活の路線と深いつながりを持っております。まさに予算委員会でこそ、総合的に明らかにすべき問題であります。

日本共産党は、民主主義を守り、政治の反動化をあくまでも阻止する立場から、政府・自民党をきびしく糾弾すると同時に、引き続きこの問題の究明に努力することを明らかにしておきます。(拍手)

なお、社会党の組み替え案は、防衛費の取り扱いをはじめ、わが党の政策とは合致しない部分や不徹底なものも含まれておりますが、全体としては国民生活を擁護する方向での改善案でありますので、条件つきで賛成するものであることをつけ加えて、私の討論を終わります。(拍手)

○議長(船田中君) これにて討論は終局いたしました。

これより採決に入ります。

まず、細谷治嘉君外八名提出、昭和四十五年度一般会計予算外二件につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議について採決いたします。

細谷治嘉君外八名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(船田中君) 起立少數。よって、細谷治嘉君外八名提出の動議は否決されました。

次に、昭和四十五年度一般会計予算外二件を一括して採決いたします。

この採決は記名投票をもつて行ないます。三件

の委員長の報告はいずれも可決であります。三件を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。——閉鎖。

〔議場閉鎖〕

○議長(船田中君) 氏名点呼を命じます。

〔各員投票〕

〔議場開鎖〕

○議長(船田中君) 投票漏れはありますか。

投票漏れなしと認めます。——投票箱閉鎖。開匣。——開鎖。

〔議場開鎖〕

○議長(船田中君) 投票を計算いたさせます。

〔参考投票を計算〕

○議長(船田中君) 投票の結果を事務総長より報告いたします。

〔事務総長報告〕

○議長(船田中君) 投票を計算いたさせます。

〔参考投票を計算〕

○議長(船田中君) 投票の結果を事務総長より報告いたします。(拍手)

〔事務総長報告〕

○議長(船田中君) 投票を計算いたさせます。

〔参考投票を計算〕

○議長(船田中君) 右の結果、昭和四十五年度一般会計予算外二件は委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

昭和四十五年度一般会計予算外二件を委員長報告の通り決するを可とする議員の氏名

阿部 文男君	愛知 摂一君
赤澤 正道君	秋田 大助君
天野 公義君	天野 光晴君
荒木 萬壽夫君	荒船清十郎君

有田 喜一君	有馬 元治君
井出 一太郎君	鴨田 宗一君
伊藤宗一郎君	坂谷 忠男君
伊能繁次郎君	川島正次郎君
池田 清志君	上林山築吉君
石井 桂君	神田 博君
石井 光次郎君	菅野和太郎君
石田 博英君	木村 武千代君
宇都富徳馬君	木村 俊夫君
稻村 利幸君	木野 晴夫君
宇村千一郎君	北澤 直吉君
内田 常雄君	久保田円次君
浦野 幸男君	小金 義照君
江藤 隆美君	小坂徳三郎君
小此木彥三郎君	倉石 忠雄君
小澤 太郎君	小山 長規君
小渕 恵三君	河野 洋平君
大石 武一君	左藤 恵君
大坪 保雄君	佐々木秀世君
大野 明君	佐藤 榮作君
大橋 武夫君	佐藤 孝行君
大村 裕治君	佐藤 守良君
奥田 敬和君	齋藤滋与史君
加藤常太郎君	坂田 道太君
加藤 陽三君	坂本三十次君
賀屋 興宣君	坂本茂太郎君
海部 俊樹君	塙川正十郎君
加藤 六月君	塙谷 一夫君
鹿野 彦吉君	正示啓次郎君
大平 正芳君	進藤 一馬君
岡崎 英城君	砂田 重民君
奥野 誠亮君	瀬戸山三男君
足立 篤郎君	
愛知 摂一君	
赤澤 正道君	
秋田 大助君	
天野 光晴君	
荒木 萬壽夫君	
荒船清十郎君	
金子 一平君	
金子 岩三君	
砂原 格君	

有田 喜一君	有馬 元治君
井出 一太郎君	鴨田 宗一君
伊東 正義君	坂谷 忠男君
伊能繁次郎君	川島正次郎君
池田 清志君	上林山築吉君
石井 桂君	神田 博君
石井 光次郎君	菅野和太郎君
石田 博英君	木村 武千代君
宇都富徳馬君	木村 俊夫君
稻村 利幸君	木野 晴夫君
宇村千一郎君	北澤 直吉君
内田 常雄君	久保田円次君
浦野 幸男君	小金 義照君
江藤 隆美君	小坂徳三郎君
小此木彥三郎君	倉石 忠雄君
小澤 太郎君	小山 長規君
小渕 恵三君	河野 洋平君
大石 武一君	左藤 恵君
大坪 保雄君	佐々木秀世君
大野 明君	佐藤 榮作君
大橋 武夫君	佐藤 孝行君
大村 裕治君	佐藤 守良君
奥田 敬和君	齋藤滋与史君
加藤常太郎君	坂田 道太君
加藤 陽三君	坂本三十次君
賀屋 興宣君	坂本茂太郎君
海部 俊樹君	塙川正十郎君
加藤 六月君	塙谷 一夫君
鹿野 彦吉君	正示啓次郎君
大平 正芳君	進藤 一馬君
岡崎 英城君	砂田 重民君
奥野 誠亮君	
足立 篤郎君	
愛知 摂一君	
赤澤 正道君	
秋田 大助君	
天野 光晴君	
荒木 萬壽夫君	
荒船清十郎君	
金子 一平君	
金子 岩三君	
砂原 格君	

園田 直君	田澤 吉郎君	早川 崇君	林 義郎君	森下 元晴君	森山 欽司君	安田 貴六君	阪上 安太郎君	島本 虎三君
田中 榮一君	田中 角榮君	原 健三郎君	原 田 慶君	山口 敏夫君	山崎 平八郎君	山下 元利君	下平 正一君	田中 武夫君
田中 正巳君	田中 六助君	廣瀬 正雄君	福井 勇君	竹下 登君	高橋清一郎君	福田 勝天君	田中 恒利君	田邊 誠君
田村 良平君	高橋 英吉君	高橋繁芳君	福田 勝天君	千葉 三郎君	高橋清一郎君	高橋 富之君	高橋 兼次郎君	高田 富之君
竹内 黎一君	和穂君	高橋繁芳君	高橋 富之君	藤井 勝志君	藤井 勝志君	藤枝 泉介君	千葉 七郎君	千葉 七郎君
谷川 和穂君	高橋清一郎君	高橋清一郎君	高橋清一郎君	藤尾 正行君	藤尾 正行君	藤波 孝生君	戸叶 里子君	戸叶 里子君
中馬 辰猪君	塙原 俊郎君	塙原 俊郎君	塙原 俊郎君	渡海元三郎君	渡海元三郎君	吉田 実君	山本 幸雄君	山本 幸雄君
坪川 信三君	中尾 栄一君	中尾 栄一君	中尾 栄一君	古屋 亨君	古屋 亨君	吉田 永光君	吉田 重延君	吉田 重延君
登坂重次郎君	中川 一郎君	中川 一郎君	中川 一郎君	細田 吉藏君	細田 吉藏君	渡辺 榮一君	渡辺 榮一君	渡辺 榮一君
床次 德二君	中島 茂喜君	中島 茂喜君	中島 茂喜君	本名 武君	本名 武君	渡辺 美智雄君	森下 元利君	森下 元利君
中垣 國男君	中島源太郎君	中島源太郎君	中島源太郎君	益谷 秀次君	益谷 秀次君	關谷 勝利君	安田 貴六君	安田 貴六君
中曾根康弘君	梅吉君	梅吉君	梅吉君	増田甲子七君	増田甲子七君	渡辺 美智雄君	森下 元利君	森下 元利君
中山 正暉君	丹羽久章君	丹羽久章君	丹羽久章君	松野 雄藏君	松野 雄藏君	渡辺 美智雄君	森下 元利君	森下 元利君
南條 德男君	丹羽兵助君	丹羽兵助君	丹羽兵助君	松永 光君	松永 光君	渡辺 美智雄君	森下 元利君	森下 元利君
丹羽 久章君	西岡 武夫君	西岡 武夫君	西岡 武夫君	松山 賴三君	松山 賴三君	渡辺 美智雄君	森下 元利君	森下 元利君
丹羽 兵助君	根本龍太郎君	根本龍太郎君	根本龍太郎君	三木 武夫君	三木 武夫君	渡辺 美智雄君	森下 元利君	森下 元利君
西村 英一君	野田 武夫君	野田 武夫君	野田 武夫君	水田三喜男君	水田三喜男君	渡辺 美智雄君	森下 元利君	森下 元利君
野田 卯一君	野中 英二君	野中 英二君	野中 英二君	三原 朝雄君	三原 朝雄君	渡辺 美智雄君	森下 元利君	森下 元利君
野呂 恭一君	羽田野忠文君	羽田野忠文君	羽田野忠文君	水田 喜一君	水田 喜一君	渡辺 美智雄君	森下 元利君	森下 元利君
橋口 隆君	長谷川峻君	長谷川峻君	長谷川峻君	村上 勇君	村上 勇君	渡辺 美智雄君	森下 元利君	森下 元利君
浜田 幸一君	濱野清吾君	濱野清吾君	濱野清吾君	栗山 ひで君	栗山 ひで君	渡辺 美智雄君	森下 元利君	森下 元利君
森 喜朗君	森登美三郎君	森登美三郎君	森登美三郎君	森 喜朗君	森 喜朗君	渡辺 美智雄君	森下 元利君	森下 元利君
森 下国雄君	森下国雄君	森下国雄君	森下国雄君	森下国雄君	森下国雄君	森下国雄君	森下国雄君	森下国雄君
否とする議員の氏名								
佐野 寅治君	佐野寅治君	佐野寅治君	佐野寅治君	佐野寅治君	佐野寅治君	佐野寅治君	佐野寅治君	佐野寅治君
佐野 佐野寅治君	佐野寅治君	佐野寅治君	佐野寅治君	佐野寅治君	佐野寅治君	佐野寅治君	佐野寅治君	佐野寅治君
齊藤 正勇君	齊藤正勇君	齊藤正勇君	齊藤正勇君	大出 俊君	大出 俊君	堀昌雄君	堀昌雄君	堀昌雄君
佐藤 順樹君	佐藤順樹君	佐藤順樹君	佐藤順樹君	石川 次夫君	石川 次夫君	古川 喜一君	古川 喜一君	古川 喜一君
佐々木更三君	佐々木更三君	佐々木更三君	佐々木更三君	大原 亨君	大原 亨君	堀昌雄君	堀昌雄君	堀昌雄君
川崎 寛治君	川崎 寛治君	川崎 寛治君	川崎 寛治君	ト部 政巳君	ト部 政巳君	松沢 俊昭君	松沢 俊昭君	松沢 俊昭君
勝澤 芳雄君	勝澤 芳雄君	勝澤 芳雄君	勝澤 芳雄君	大原 亨君	大原 亨君	山口 鶴男君	山口 鶴男君	山口 鶴男君
角屋堅次郎君	角屋堅次郎君	角屋堅次郎君	角屋堅次郎君	勝間田清一君	勝間田清一君	堀昌雄君	堀昌雄君	堀昌雄君
金丸 德重君	金丸 德重君	金丸 德重君	金丸 德重君	岡田 利春君	岡田 利春君	松沢 俊昭君	松沢 俊昭君	松沢 俊昭君
川俣健二郎君	川俣健二郎君	川俣健二郎君	川俣健二郎君	大出 俊君	大出 俊君	山本 幸一君	山本 幸一君	山本 幸一君
北山 愛郎君	北山 愛郎君	北山 愛郎君	北山 愛郎君	山本 幸一君	山本 幸一君	堀昌雄君	堀昌雄君	堀昌雄君
黒田 春男君	黒田 春男君	黒田 春男君	黒田 春男君	山本 幸一君	山本 幸一君	松沢 俊昭君	松沢 俊昭君	松沢 俊昭君
小林 進君	小林 進君	小林 進君	小林 進君	山本 幸一君	山本 幸一君	山口 鶴男君	山口 鶴男君	山口 鶴男君
河野 密君	河野 密君	河野 密君	河野 密君	山本 幸一君	山本 幸一君	堀昌雄君	堀昌雄君	堀昌雄君
國本 富夫君	國本 富夫君	國本 富夫君	國本 富夫君	山本 幸一君	山本 幸一君	松浦 利尚君	松浦 利尚君	松浦 利尚君
鬼木 勝利君	鬼木 勝利君	鬼木 勝利君	鬼木 勝利君	山本 幸一君	山本 幸一君	山中 吾郎君	山中 吾郎君	山中 吾郎君
貝沼 次郎君	貝沼 次郎君	貝沼 次郎君	貝沼 次郎君	山本 幸一君	山本 幸一君	相沢 武彦君	相沢 武彦君	相沢 武彦君
新井 椋之君	新井 椋之君	新井 椋之君	新井 椋之君	浅井 美幸君	浅井 美幸君	山本 政弘君	山本 政弘君	山本 政弘君
伊藤惣助丸君	伊藤惣助丸君	伊藤惣助丸君	伊藤惣助丸君	有島 重武君	有島 重武君	横路 孝弘君	横路 孝弘君	横路 孝弘君
大野 澤君	大野 澤君	大野 澤君	大野 澤君	大久保直彦君	大久保直彦君	相沢 武彦君	相沢 武彦君	相沢 武彦君
近江已記夫君	近江已記夫君	近江已記夫君	近江已記夫君	大橋 敏雄君	大橋 敏雄君	鬼木 勝利君	鬼木 勝利君	鬼木 勝利君
沖本 泰幸君	沖本 泰幸君	沖本 泰幸君	沖本 泰幸君	佐々木更三君	佐々木更三君	佐野 寅治君	佐野 寅治君	佐野 寅治君

昭和四十五年三月二十一日 衆議院会議録第十二号

昭和四十五年度一般会計予算外二件、皇室経済法施行法の一部を改正する法律案、沖縄復帰のための準備委員会へ日本国政府代表に関する臨時措置法案

北側	義一君	桑名	義治君	渡辺	武三君	青柳	盛郎君
小濱	新次君	古寺	宏君	浦井	洋君	田代	文久君
斎藤	実君	坂井	弘一君	谷口善太郎君		津川	武二君
鉢切	康雄君	瀬野栄次郎君		寺前	巖君	土橋	一吉君
田中	昭二君	多田	時子君	林	百郎君	東中	光雄君
竹入	義勝君	鶴岡	洋君	不破	哲三君	松本	善明君
鳥居	一雄君	中川	嘉美君				
中野	明君	林	孝矩君				
広沢	直樹君	伏木	和雄君				
二見	伸明君	古川	雅司君				
正木	良明君	松尾	信人君				
正吉君	泰良君	松本	忠助君				
松尾	一郎君	矢野	絢也君				
宮井	太郎君	和田	一郎君				
受田	榮君	渡部	通子君				
岡沢	完治君	春日	良方君				
川端	文夫君	河村	勇君				
寒川	喜二君	栗山	内海				
小平	忠君	勝君	一幸君				
佐々木良作君	武喜君	小宮	清君				
田畑	金光君	西尾	曾祢				
塙本	三郎君	益君	孫一君				
佐田	八郎君	竹本	亮君				
和田	耕作君	吉田	之久君				
七条及び第八条の規定は、昭和四十五年四月一日改められた。	この法律は、公布の日から施行し、改正後の第	第八条中「七百二十万円」を「八百三十万円」に改める。	〇議長(船田中君) 日程第一、皇室経済法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出)の一部を改正する法律案を議題といたします。	右	皇室経済法施行法の一部を改正する法律案	昭和四十五年二月二十三日	内閣総理大臣 佐藤 繁作

皇室経済法施行法の一部を改正する法律
皇室経済法施行法(昭和二十二年法律第百十三
号)の一部を次のように改正する。

第七条中「八千四百万円」を「九千五百万円」に改
める。

第八条中「七百二十万円」を「八百三十万円」に改
める。

右
皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案
国会に提出する。

○議長(船田中君) 日程第一、皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出)

から適用する。
理由
最近の経済情勢にかんがみ、内廷費及び皇族費の定額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 採決いたします。
本案の委員長の報告は可決であります。本審を
委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を
求めます。

から適用する。

理 由

最近の経済情勢にかんがみ、内廷費及び皇族費の定額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。内閣委員長天野公議君。

〔報告書は本号〔〕に掲載〕

〔天野公義君登壇〕

○天野公義君 ただいま議題となりました皇室経済法施行法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申上げます。

本案は、内廷費の定額八千四百万円を九千五百万円に、皇族費算出の基礎となる定額七百二十万円を八百三十万円にそれぞれ増額しようとするものであります。

本案は、二月二十三日本委員会に付託、三月五日政府より提案理由の説明を聴取し、慎重審議を行ない、三月十九日、質疑を終り、討論もなべ、採決の結果、多數をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたしました。
本案の委員長の報告は可決であります。本案を
委員長報告のとおり可決いたしました。
求めます。

[賛成者起立]

○議長(船田中君) 起立多數。よつて、本案は委
員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 沖縄復帰のための準備委員会への
日本国政府代表に関する臨時措置法案(内
閣提出)

○議長(船田中君) 日程第二、沖縄復帰のための
準備委員会への日本国政府代表に関する臨時措置
法案を議題といたします。

右
国会に提出する。

昭和四十五年三月五日

内閣総理大臣 佐藤 繁作

沖縄復帰のための準備委員会への日本国政
府代表に関する臨時措置法

第一条 この法律は、沖縄の日本国への復帰準備
に關する日本国とアメリカ合衆国との間の合意
に基づいて沖縄島那覇に設けられる準備委員会

官報(号外)

への日本国政府代表（以下「政府代表」という。）を長とする代表事務所の設置及びその任務、職員の給与等を定めるものとする。

（設置）

第二条 外務省の機関として、沖縄復帰準備委員会日本国政府代表事務所（以下「代表事務所」といふ。）を置く。

2 代表事務所は、沖縄島那覇に置く。

（任務）

第三条 代表事務所は、第一条の準備委員会において日本国政府を代表し、同委員会を通じて行なう沖縄の復帰準備に関する必要な事項につき、在沖縄アメリカ合衆国政府機関との協議に当たることを任務とする。

（政府代表）

第四条 政府代表は、代表事務所の事務を掌理する。

2 政府代表は、特別職の国家公務員とし、外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）第四条に規定する外務職員以外の外務公務員とする。

第五条 政府代表の任免は、外務大臣の申出により内閣が行なう。

（職員）

第六条 代表事務所に置かれる政府代表以外の職員（以下「職員」といふ。）は、外務公務員法第二条第一項第七号の外務職員とする。

（給与及び災害補償）

第七条 政府代表には、俸給、期末手当及び在勤手当を支給する。

- 2 政府代表の俸給月額は、三十一万円とする。
- 3 職員には、俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当のほか、在勤手当を支給する。
- 4 第一項及び前項の在勤手当の額は、政府代表及び職員がその体面を維持し、かつ、その職務と責任に応じて能率を十分に發揮することができるよう沖縄島那覇における物価、為替相場及び生活水準を勘案して、政令で定める。

- 5 在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第二条第一項及び第三項、第三条、第四条、第十条の二（第三項を除く。）並びに第二十一条第二項の規定は、第一項又は第三項の規定による政府代表又は職員の俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当並びに在勤手当の支給について準用する。この場合において、同法第二条第二項及び第三項中「大使及び公使」とあるのは「政府代表」と、同法第十条の二中「在勤基本手当」とあるのは「在勤手当」と、同条第二項中「外國」とあるのは「沖縄島那覇」と、同条第五項中「本邦へ出張を命ぜられ、又は休暇帰国を許されたり」とあるのは「本邦へ出張を命ぜられた」と読み替えるものとする。

- 6 政府代表の公務上の災害に対する補償及び公務上の災害を受けた政府代表に対する福祉施設に関する特別委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

については、特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第一条第一号から第十六号までに掲げる特別職の職員の例による。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

2 沖縄島那覇に駐在する諸問委員会の委員となる日本国政府代表の設置に関する暫定措置法（昭和四十三年法律第三十六号）は、廃止する。

沖縄の復帰に備え、アメリカ合衆国との間の合意に基づいて沖縄島那覇に設けられる準備委員会において日本国政府代表を長とする代表事務所を設置し、これに關し所要の事項を定めようとするものであります。

その要旨は、第一に、代表事務所は外務省の機関とし、準備委員会において日本国政府を代表し、同委員会を通じて行なう沖縄の復帰準備に関する事項を定めることをアメリカ合衆国政府機関との協議に当たることをその任務とすること。

第二に、政府代表及び代表事務所職員の身分、任免、給与等を定めること。

第三に、この法律は公布の日から施行すること。

第四に、本法施行に伴い、沖縄島那覇に駐在する諸問委員会の委員となる日本国政府代表の設置に関する暫定措置法を廃止すること。

本案は、三月五日本特別委員会に付託され、同月六日愛知外務大臣から提案理由の説明を聴取し、自來、慎重に審査を行ない、同月十七日質疑などをあります。

本件は、三月五日本特別委員会に付託され、同

月六日愛知外務大臣から提案理由の説明を聴取し、自來、慎重に審査を行ないましたところ、

自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党は本案に賛成、日本共産党は本案に反対の討論をそれを行ない、次いで、採決を行ないましたとこ

る、本案は多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(船田中君) 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 新東京国際空港周辺整備のための國の財政上の特別措置に関する法律案(内閣提出)

○議長(船田中君) 日程第三、新東京国際空港周辺整備のための國の財政上の特別措置に関する法律案を議題といたします。

新東京国際空港周辺整備のための國の財政上の特別措置に関する法律案

右

国会に提出する。

昭和四十五年二月十七日

内閣総理大臣 佐藤 栄作

(趣旨) 新東京国際空港周辺整備のための國の財政における公共施設その他の施設の計画的な整備を促進するために必要な國の財政上の特別措置

第一条 この法律は、新東京国際空港の周辺地域における公共施設その他の施設の整備を促進するために必要な國の財政上の特別措置

について規定するものとする。

(空港周辺地域整備計画の決定等)

第二条 千葉県知事は、新東京国際空港の周辺地域における公共施設その他の施設の整備に関する計画(以下「空港周辺地域整備計画」という。)

の案を作成し、これを自治大臣に提出しなければならない。この場合において、千葉県知事は、あらかじめ、関係市町村の長の意見をきかなければならぬ。

なればならない。

2 空港周辺地域整備計画は、次に掲げる施設の整備の目標、整備に関する事業の概要及び経費の概算について定めるものとする。

一 道路

二 河川

三 生活環境施設

四 教育施設

五 消防施設

六 農地及び農業用施設

七 前各号に掲げるもののほか、新東京国際空港の周辺地域の整備を促進するために特に必要と認められる施設

要と認められる施設

3 自治大臣は、第一項の規定により空港周辺地域整備計画の案の提出があつた場合には、遅滞なく、これを当該空港周辺地域整備計画の案について関係がある行政機関の長に通知するものとする。

4 自治大臣及び次条第一項の主務大臣は、空港周辺地域整備計画を達成するために必要があると認めるときは、地方公共団体に対し、財政上及び金融上の援助を与えるものとする。

(政令への委任)

第四条 国は、前条に定めるもののほか、空港周辺地域整備計画を達成するために必要があると認めるときは、地方公共団体に対し、財政上及び金融上の援助を与えるものとする。

第五条 第三条第二項の規定により国が負担し又は補助することとなる額の交付その他この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 前各項の規定は、空港周辺地域整備計画を変更しなくてはならない。

3 この法律は、昭和五十四年三月三十一日限

更する場合について準用する。

(国の負担又は補助の割合の特例)

第三条 前条第四項の規定により決定された空港周辺地域整備計画に基づいて行なわれる事業で別表に掲げるもののうち自治大臣及び大蔵大臣と協議して指定するものに要する経費に対する國の負担又は補助の割合(以下「国負担割合」という。)は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、同表のとおりとする。

2 前項に規定する事業が首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための國の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十一年法律第百四号)第四条に規定する特定事業に該当する場合において、当該事業に係る経費について同法第五条の規定の例により算定した國の負担割合が同項の規定による國の負担割合をこえるときは、同項の規定にかかわらず、当該事業に係る國の負担割合については、同法同条の規定の例により算定した割合とする。

3 (首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための國の財政上の特別措置に関する法律の一部改正)

第十二条中第十七号を第十九号とし、第十六号の二を第十八号とし、第十六号の次に次の二号を加える。

四十五年法律第 号の施行に関する事務を行なうこと。

第十二条中第十七号を第十九号とし、第十六号の二を第十八号とし、第十六号の次に次の二号を加える。

四十五年法律第 号の施行に関する事務を行なうこと。

十七 新東京国際空港周辺整備のための國の財政上の特別措置に関する法律の施行に関する事務を行なうこと。

第十二条中第十七号を第十九号とし、第十六号の二を第十八号とし、第十六号の次に次の二号を加える。

四十五年法律第 号の施行に関する事務を行なうこと。

第十二条中第十七号を第十九号とし、第十六号の二を第十八号とし、第十六号の次に次の二号を加える。

四十五年法律第 号の施行に関する事務を行なうこと。

四 (首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための國の財政上の特別措置に関する法律の一部改正)

4 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための國の財政上の特別措置に関する法律の一部を次のように改正する。

第六条第二項を次のように改める。

2 特定事業で新東京国際空港周辺整備のための國の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十五年法律第 号)第三条の規定の適用を受けるものに係る國の負担割合について

は、前条の規定にかかわらず、同法同条の規定を適用する。

り、その効力を失う。ただし、空港周辺地域整備計画に基づく事業に係る國の負担金又は補助金のうち昭和五十四年度以降に繰り越されるものについては、第三条及び第五条の規定は、この法律の失效後も、なおその効力を有する。

(自治省設置法の一部改正)

一號の一部を次のよう改正する。

第四条第一項第十三号の五の次に次の一号を加える。

別表

事業の区分			事業主体	国の負担割合
道	路	河川	市町村	県
生活環境施設	下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第二号に規定する下水道の設置又は改築	市町村	三分の二	四分の三
教育施設	義務教育諸学校施設費国庫負担法(昭和十三年法律第八十一号)第二条に規定する学校の建物の新築、増築又は改築	市町村	十分の五	四分の三
消防施設	消防施設強化促進法(昭和二十八年法律第八十七号)第三条に規定する消防の用に供する機械器具及び設備の購入又は設置	市町村	三分の一	十分の五・五
農地及び農業用施設	土地改良法(昭和二十四年法律第一百九十五号)第二条第二項に規定する土地改良事業(次に掲げるものを除く。)開発公団が行なう次に掲げる事業に関連して行なうもの	市町村	三分の二	百分の七十五
国以外の者	百分の六十五	百分の六十	百分の七十五	百分の六十五

水資源開発公團法(昭和三十六年法律第二百八十八号)第十八条第一項第二号に規定する水資源開発施設の新築(かんがいに係るものに限る。)

水資源開發公團

百分の七十五

しました。

新東京国際空港周辺地域における道路その他の公共施設の整備を促進するため、これらの施設の整備に要する経費に対する国の財政上の特別措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

新東京国際空港周辺地域における道路その他の公共施設の整備を促進するため、これらの施設の整備に要する経費に対する国の財政上の特別措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

三月十九日、質疑を終了し、討論を行ないましたところ、本案に対し、日本社会党を代表して山口鶴男君は反対、自由民主党、公明党及び民社党の三党を代表して綿貫民輔君は賛成の意見を述べられました。

次いで、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し、自由民主党、公明党及び民社党の三党を代表して中村弘海君から、新空港周辺の地方公共団体に対する財政、金融上の措置及び適切な地元住民対策並びに新空港、都心間の交通の円滑化等を内容とする附帯決議を付すべしとの動議が提出され、これまた賛成多数をもつてこれを付することに決した次第であります。

〔報告書は本号(二)に掲載〕

〔菅太郎君登壇〕

○菅太郎君　ただいま議題となりました新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、新東京国際空港周辺地域における道路

その他の公共施設の整備を促進するため、これら

の施設の整備に要する経費に対して國の財政上の特別措置を講じようとするものであります。

本案は、二月十七日本委員会に付託され、三月

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

十日秋田自治大臣から提案理由の説明を聽取いた

員長報告のとおり可決いたしました。

第一条の表中「五二七人」を「五四七人」に、「七六一人」を「七六七人」に改める。

第二条中「二万四千五百人」を「二万七百五十人」に改める。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
(内閣提出)

○加藤六月君 議事日程追加の緊急動議を提出いたしました。

すなわち、この際、内閣提出、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

この法律は、昭和四十五年四月一日から施行する。

附 則

この法律は、昭和四十五年四月一日から施行する。

第一審における事件の適正迅速な処理を図る等のため、判事補及び簡易裁判所判事並びに裁判官以外の裁判所職員の定員を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決あります。本案を

委員長報告のとおり可決するに賛成の諸君の起立を

求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

空港整備特別会計法案
右

昭和四十五年二月二十五日

内閣総理大臣 佐藤 繁作

官 報 (号外)

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。
内閣総理大臣 佐藤 繁作

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。
内閣総理大臣 佐藤 繁作
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案を議題といだします。

〔報告書は本号に掲載〕

空港整備特別会計法案(内閣提出)

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○高橋英吉君 大いに議題となりました法律案について、法務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、地方裁判所における事件の適正、迅速な処理と、簡易裁判所における交通関係の業務上過失致死傷事件の増加に対応する等のため、判事裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(昭和二十六年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

補二十人、簡易裁判所判事五人、及び裁判官以外

の裁判所職員百五人を増加しようとするものあります。

○議長(船田中君) 加藤六月君の動議に御異議あります。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

当委員会においては、三月十日提案理由の説明を聴取した後、慎重審議を行ない、本日、質疑を終了、日本共産党から反対の討論があり、採決の結果、多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

空港整備特別会計法案、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

空港整備特別会計法案
右

昭和四十五年二月二十五日

内閣総理大臣 佐藤 繁作

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
(内閣提出)

○加藤六月君 議事日程追加の緊急動議を提出いたしました。

すなわち、この際、内閣提出、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを

第一審における事件の適正迅速な処理を図る等のため、判事補及び簡易裁判所判事並びに裁判官以外の裁判所職員の定員を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決あります。本案を

委員長報告のとおり可決するに賛成の諸君の起立を

求めます。

○議長(船田中君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

空港整備特別会計法 (設置)

第一条 空港整備事業(空港整備法)(昭和三十一年法律第八十号)第二条第一項に規定する空港その他の飛行場で公共の用に供されるもの(これららとあわせて設置すべき政令で定める施設を含む。以下「空港」という。)の設置、改良、災害復旧及び維持その他の管理に関する事業並びに当該事業についての国の負担金その他の経費の交付で運輸大臣が行なうものをいう。以下同じ。)

本件は、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(昭和二十六年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(昭和二十六年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

- 2 この会計においては、前項に定めるもののはか、次の事項に関する経理を行なうものとする。
- 一 空港整備事業に属する工事に密接な関連のある工事で運輸大臣が施行するもの（以下「関連工事」という。）
 - 二 空港整備事業に属する工事に密接な関連のある工事で運輸大臣が委託に基づき施行するもの（以下「受託工事」という。）
 - 三 前二号に掲げるもののほか、空港整備事業を行なう空港事務所等（運輸省設置法（昭和二十四年法律第二百五十七号）第五十五条の六に規定する空港事務所その他の地方機関で空港に所在するものをいう。以下同じ。）の所掌する事務（以下「空港事務所等所掌事務」という。）

- （管理）
- 第一条 この会計は、運輸大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。
- （歳入及び歳出）
- 第三条 この会計においては、国の空港（空港事務所等が設置されているものに限る。）の使用料収入、空港整備法第六条第一項及び第二項（同法第十条第一項において準用する場合を含む。）並びに同条第一項の規定による負担金、一般会計からの繰入金、第七条第一項の規定による借入金、受託工事に係る納付金並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、空港整備事業に要する費用、関連工事に要する費用及び受託工事に要する費用（これらの事業及び工事で国が北海道において行なうものに係る職員の給与に要する費用等に係るものに限る。）、空港事務所等所掌事務の実施に要する費用、第七条第一項の規定による借入金の償還金及び利子、第九条第一項の規定による一時借入金の利子、第十一条第一項又は第二項の規定による港湾整備特別会計又は一般会計への繰入金並びに附属諸費をもつてその歳出とする。

- （歳入歳出予定計算書等の作成及び送付）
- 第四条 運輸大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書、繰越明許費要求書及び国庫債務負担行為要求書（以下「歳入歳出予定計算書等」という。）を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。
- （借入金）
- 第七条 この会計において、空港整備事業に係る施設の整備に要する費用の財源に充てるため必要なときは、政令で定めるところにより、この会計の負担において、借入金をすることができる。
- （借入限度の繰越し）
- 二 前項の歳入歳出予定計算書等には、次に掲げる書類を添附しなければならない。
- （借入限度の繰越し）
- 第八条 この会計において、借入金の借入れについて国会の議決を経なければならぬ。

- 第十一条 第七条第一項の規定による借入金及び前条第一項の規定による一時借入金の借入れ及び償還に関する事務は、大蔵大臣が行なう。
- （他会計への繰入れ）
- 第十二条 第七条第一項の規定による借入金及び前条第一項の規定による一時借入金の借入れ及び償還に関する事務は、大蔵大臣が行なう。
- （他会計への繰入れ）
- 第十三条 港湾整備特別会計において行なう港湾整備特別会計（昭和三十六年法律第二十五号）第一条第二項第四号に規定する空港整備特別会計所属空港関係工事の管理に要する事務費に相当する金額（政令で定める額に相当する金額を除く。）は、毎会計年度、政令で定めるところにより、この会計から港湾整備特別会計の港湾整備勘定に繰り入れるものとする。
- 2 受託工事に係る納付金のうち、当該工事につ

てはその全体の計画及びその進行状況等に関する調査

用、関連工事に要する費用及び受託工事に要する費用（これらの事業及び工事で国が北海道において行なうものに係る職員の給与に要する費用等に係るものに限る。）、空港事務所等所掌事務の実施に要する費用、第七条第一項の規定による借入金の償還金及び利子、第九条第一項の規定による一時借入金の利子、第十一条第一項又は第二項の規定による港湾整備特別会計又は一般会計への繰入金並びに附属諸費をもつてその歳出とする。

（歳入歳出予算の区分）

第五条 この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出については、その目的に従つて項に区分する。

第六条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

第七条 この会計において、支払準備金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をし、又は国庫余裕金を繰り替えて使用することができる。

第九条 この会計において、支払準備金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をし、又は国庫余裕金を繰り替えて使用することができる。

において、前条第一項の規定による借入金をすることができる。

いて、一般会計において支弁した政令で定める経費の額に相当する金額は、当該納付金を収納した年度内において、この会計から一般会計に繰り入れるものとする。

3 第七条第一項の規定による借入金の償還金及び利子並びに第九条第一項の規定による一時借入金の利子の支出に必要な金額は、毎会計年度、この会計から国債整理基金特別会計に繰り入れるものとする。

(歳入歳出決定計算書の作成及び送付)

第十二条 運輸大臣は、毎会計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出決定計算書には、次に掲げる書類を添附しなければならない。

- 一 当該年度の事業実績表
- 二 債務に関する計算書

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第十三条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

官報(号外)

2 前項の歳入歳出決算には、前条第一項に規定する歳入歳出決定計算書及び同条第二項各号に掲げる書類を添附しなければならない。

(剩余金の繰入れ)

第十四条 この会計において、毎会計年度における歳入歳出の決算上剩余を生じたときは、これを翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

(余裕金の預託)

第十五条 この会計において、支払上現金に余裕があるときは、これを資金運用部に預託することができる。

(政令への委任)

第十六条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

4 前項の規定によりこの会計に繰り越されたものがあるときは、財政法第四十一条の規定により昭和四十五年度の一般会計の歳入に繰り入れるべき昭和四十四年度の同会計の歳入歳出の決算上の剩余金のうち、同項の繰越しの額に相当する金額から政令で定める額を控除した額に相当する金額は、この会計の昭和四十五年度の歳入に繰り入れるものとする。

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十五年度の予算から適用する。

2 この法律の施行の日の前日までに昭和四十五年度の一般会計又は港湾整備特別会計の港湾整備勘定の予算に基づいてした債務の負担又は支出で第一条に規定する事務又は事業に要する費用に係るものがあるときは、政令で定めるところにより、各省各庁の長(国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。)の所管に属する国有財產

るにより、同年度の一般会計又はこの会計の予算に基づいてしたものとみなし、同日までに一般会計において収入した同年度分の第三条に規定する空港の使用料その他の収入は、この会計の歳入とみなす。

5 この法律の施行の際一般会計、特定国有財産整備特別会計又は港湾整備特別会計の港湾整備勘定に所属する権利義務で第一条に規定する事務又は事業に係るものは、政令で定めるところにより、この会計に帰属するものとする。

6 第四条第二項又は第六条第二項の規定によりこの会計の歳入歳出予定計算書等又は予算に添附すべき前年度の事業実績表及び前年度の事業業計画表については、昭和四十五年度(前前年度の事業実績表についても、昭和四十六年度を含む)の予算に限り、これらの規定にかかわらず、その添附を要しないものとする。

7 この会計に所属する国有財産で、空港における関税法(昭和二十九年法律第六十一号)その他の関税法規による関税の賦課徴収並びに輸出入貨物、航空機及び旅客の取締り並びに検疫法(昭和二十六年法律第二百一号)の規定による検疫のために使用する必要があるものその他政令で定めるものは、当分の間、政令で定めるところにより、各省各庁の長(国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。)の所管に属する国有財產

とするため、一般会計に所管換又は所属替をするものとする。
8 次に掲げる場合には、当分の間、この会計と一般会計との間ににおいて無償として整理することができる。
一 前項の規定により所管換又は所属替をする場合
二 前項の規定によりこの会計から一般会計に所管換又は所属替をした国有財産で同会計において使用する必要がなくなったものその他
同会計に所属する国有財産のうち、この会計の業務の用に供するため必要があるものについて、政令で定めるところにより、この会計に所管換又は所属替をする場合
三 前項に規定する事務のために使用する場合その他政令で定める場合において、この会計に所属する国有財産を一般会計において使用させるとき。
四 この会計の業務のために使用する必要がある場合において、一般会計に所属する国有財産を、政令で定めるところにより、この会計において使用させるとき。
9 この会計と一般会計との間ににおいて、附則第一
七項に規定する所管換又は所属替をする場合に
は、国有財産法第十二条及び第十四条の規定は、適用しない。
10 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律（昭和二十五年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。
第一条第二項第三号中「並びに海岸法」を「及び海岸法」に改め、「及び飛行場」を削り、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。
四 空港整備特別会計所属空港関係工事（空港整備法（昭和三十一年法律第八十号））
第一条第一項に規定する空港その他の飛行場で公共の用に供されるものの新設、改良又は災害復旧に関する工事で運輸大臣が施行するもの及び当該工事に密接な関連のある工事で運輸大臣が委託に基づき施行するものうち政令で定めるものをいう。以下同じ。の管理
11 国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（昭和三十二年法律第一百五号）の一部を次のように改正する。
第六条第二項中「空港整備法（昭和三十一年法律第八十号）の規定により運輸大臣が設置する公用飛行場（当該飛行場とあわせて設置すべき他の施設で法令の規定により運輸大臣が設置するものを含む。）に係るもの及び」を削る。
12 特定国有財産整備特別会計法（昭和三十二年法律第一百六号）の一部を次のように改正する。
第二条第一項中「運輸大臣」を削り、同条第一項中「所管大臣の全部又は一部」を「大蔵大臣又は建設大臣」に改める。
13 港湾整備特別会計法の一部を次のように改正する。
第一条第二項第三号中「並びに海岸法」を「及び海岸法」に改め、「及び飛行場」を削り、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。
四 空港整備特別会計所属空港関係工事（空港整備法（昭和三十一年法律第八十号））
第一条第一項に規定する空港その他の飛行場で公共の用に供されるものの新設、改良、災害復旧、災害復旧に関する工事で運輸大臣が施行するもの及び当該工事に密接な関連のある工事で運輸大臣が委託に基づき施行するものうち政令で定めるものをいう。以下同じ。の管理
14 運輸省設置法の一部を次のように改正する。
第二十八条の二第一項第十二号の二中「特定工事」の下に「空港整備特別会計所属空港関係工事」を加える。
15 特定国有財産整備特別会計及び港湾整備特別会計の昭和四十四年度の収入及び支出並びに決算に關しては、なお従前の例による。
右 空港整備法に規定する空港その他の飛行場で公共の用に供されるものの設置、改良、災害復旧、災害復旧に関する工事で運輸大臣が施行するもの及び当該工事に密接な関連のある工事で運輸大臣が委託に基づき施行するものうち政令で定めるものをいう。以下同じ。の管理
右 空港整備法に規定する空港その他の飛行場で公共の用に供されるものの設置、改良、災害復旧、災害復旧に関する工事で運輸大臣が施行するもの及び当該工事に密接な関連のある工事で運輸大臣が委託に基づき施行するものうち政令で定めるものをいう。以下同じ。の管理
右 国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案
右 国会に提出する。
右 昭和四十五年二月二十五日 内閣総理大臣 佐藤 栄作
右 第四条第一項第一号中「一般会計からの繰入金」の下に「空港整備特別会計法（昭和四十五年法律第五号）第十一項第一項の規定による空港整備特別会計からの繰入金」を加え、
右 国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案
右 国会に提出する。
右 昭和四十五年二月二十五日 内閣総理大臣 佐藤 栄作
右 第二条第一項中「運輸大臣」を削り、同条第一項中「所管大臣の全部又は一部」を「大蔵大臣又は建設大臣」に改める。
右 第三十六条第一項第一号中「百分の十」を「百分の十五」に改める。
右 別表第一の一中表の部分を次のように改める。

官報(号外)

内閣総理大臣等	区分		車賃(一キロメートルにつき)	日当(一日につき)	宿泊料(一夜につき)		食卓料(一夜につき)
	内閣総理大臣及び最高裁判所長官	その他の者			甲地 方	乙地 方	
指定職の職務又は一等級の職務にある者			一六円	一、三〇〇円	六、五〇〇円	五、五〇〇円	一、三〇〇円
二等級の職務にある者			一五円	一、一五〇円	五、五〇〇円	四、七〇〇円	一、一五〇円
三等級以下五等級以上の職務にある者			一三円	一、〇〇〇円	四、八〇〇円	四、一〇〇円	一、〇〇〇円
六等級以下の職務にある者			一一円	八五〇円	四、一〇〇円	三、五〇〇円	八五〇円
三等級以下五等級以上の職務にある者			九円	七〇〇円	三、四〇〇円	二、九〇〇円	七〇〇円
六等級以下の職務にある者			八円	五五〇円	二、七〇〇円	二、三〇〇円	五五〇円

別表第一の二中表の部分を次のように改める。

内閣総理大臣等	区分		鉄道五十キロメートル未満	鉄道五十キロメートル以上	鉄道百キロメートル未満	鉄道三百キロメートル未満	鉄道五百キロメートル未満	鉄道千五百キロメートル未満	鉄道五千五百キロメートル以上	鉄道二千キロメートル以上
	内閣総理大臣及び最高裁判所長官	その他の者								
指定職の職務にある者	五六、六〇〇円	五三、四〇〇円	五〇、一〇〇円	四八、一〇〇円	四三、一〇〇円	三九、一〇〇円	三七、一〇〇円	三〇、一〇〇円	二九、六〇〇円	二四、九〇〇円
一等級の職務にある者	五三、四〇〇円	五〇、一〇〇円	四六、一〇〇円	四四、一〇〇円	四一、一〇〇円	三七、一〇〇円	三五、一〇〇円	二九、九〇〇円	二八、八〇〇円	二三、五〇〇円
二等級の職務にある者	四五、五〇〇円	四九、一〇〇円	四三、一〇〇円	四一、一〇〇円	三九、一〇〇円	三五、一〇〇円	三三、一〇〇円	二九、九〇〇円	二八、八〇〇円	二三、五〇〇円
三等級の職務にある者	三五、六〇〇円	三五、六〇〇円	三五、六〇〇円	三五、六〇〇円	三五、六〇〇円	三五、六〇〇円	三五、六〇〇円	三五、六〇〇円	三五、六〇〇円	三五、六〇〇円
四等級の職務にある者	三六、六〇〇円	三六、六〇〇円	三五、六〇〇円	三五、六〇〇円	三五、六〇〇円	三五、六〇〇円	三五、六〇〇円	三五、六〇〇円	三五、六〇〇円	三五、六〇〇円
五等級の職務にある者	三七、六〇〇円	三七、六〇〇円	三六、六〇〇円	三六、六〇〇円	三六、六〇〇円	三六、六〇〇円	三六、六〇〇円	三六、六〇〇円	三六、六〇〇円	三六、六〇〇円
六等級以下の職務にある者	三八、六〇〇円	三七、六〇〇円	三六、六〇〇円	三五、六〇〇円	三五、六〇〇円	三五、六〇〇円	三五、六〇〇円	三五、六〇〇円	三五、六〇〇円	三五、六〇〇円

別表第二の中表の部分を次のよう改める。

内閣総理大臣等	区分		日 当(一日につき)	宿泊料(一夜につき)	食卓料(一夜につき)
	内閣総理大臣及び最高裁判所長官	その他の者			
内閣総理大臣及び最高裁判所長官		四、九〇〇円		一五、一〇〇円	五、五〇〇円
國務大臣等及び特命全權大使		四、〇〇〇円		一一、一〇〇円	四、八〇〇円
その他の者		三、六〇〇円		一、〇〇〇円	四五〇円

別表第二の一中表の部分を次のように改める。

指定職の職務又は一等級の職務にある者	三〇〇〇円	二、九〇〇円	九、六〇〇円	九、一〇〇円	四、一〇〇円
二等級の職務にある者	一、六〇〇円	一、五〇〇円	八、一〇〇円	七、七〇〇円	三、五〇〇円
三等級以下五等級以上の職務にある者	一、二〇〇円	一、一〇〇円	七、〇〇〇円	六、六〇〇円	三、〇〇〇円
六等級以下の職務にある者	一、八五〇円	一、七五〇円	五、八〇〇円	五、五〇〇円	二、五五〇円
内閣総理大臣等	特命全権大使 メートル未満	鉄道百キロ 五百キロメートル未満	鉄道五百キロ 一千キロメートル未満	鉄道一千五百キロ 二千キロメートル未満	鉄道二千五百キロ 五千キロメートル未満
内閣総理大臣等	その他の者 メートル未満	鉄道百キロ 五百キロメートル未満	鉄道五百キロ 一千キロメートル未満	鉄道一千五百キロ 二千キロメートル未満	鉄道二千五百キロ 五千キロメートル未満
指定期の職務にある者	金、六〇〇円 七、六〇〇円	一、二、四〇〇円 一、三、一〇〇円	一、五、一〇〇円 一、四、一〇〇円	一、九、五〇〇円 二、一、五〇〇円	二、四、七〇〇円 三、一、七〇〇円
一等級の職務にある者	三、一、一〇〇円 三、七、四〇〇円	八、一、八〇〇円 九、一、一〇〇円	一、一、八〇〇円 一、四、七、八〇〇円	一、四、一〇〇円 一、八、七、八〇〇円	一、九、一〇〇円 二、一、九〇〇円
二等級の職務にある者	五、六、六〇〇円 六、七、七〇〇円	一、四、八〇〇円 一、五、九〇〇円	一、六、七〇〇円 一、八、八〇〇円	一、八、九〇〇円 一、九、九〇〇円	一、九、九〇〇円 二、一、九〇〇円
三等級の職務にある者	五、六、六〇〇円 六、七、七〇〇円	一、四、八〇〇円 一、五、九〇〇円	一、六、七〇〇円 一、八、八〇〇円	一、八、九〇〇円 一、九、九〇〇円	一、九、九〇〇円 二、一、九〇〇円
四等級の職務にある者	四、四、七〇〇円 五、五、八〇〇円	一、三、九〇〇円 一、四、一〇〇円	一、三、九〇〇円 一、四、一〇〇円	一、三、九〇〇円 一、四、一〇〇円	一、三、九〇〇円 一、四、一〇〇円
五等級以下の職務にある者	三、八、九〇〇円 四、九、九〇〇円	一、三、九〇〇円 一、四、一〇〇円	一、三、九〇〇円 一、四、一〇〇円	一、三、九〇〇円 一、四、一〇〇円	一、三、九〇〇円 一、四、一〇〇円

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

2 政正後の国家公務員等の旅費に関する法律の規定は、この法律の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

職員の旅行の実情等にかんがみ、内国旅行及び外国旅行における日当、宿泊料、移転料等の定額を引き上げることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理 由

○毛利松平君 蔡委員長毛利松平君。
〔報告書は本号〔〕に掲載〕

この法律案は、近年における航空輸送需要の増大に対処し、空港の整備の促進と運営の円滑化をはかるため、空港整備事業に関する政府の経理を一般会計と区分して行なうこととし、昭和四十五年度以降新たに特別会計を設置しようとするものであります。

そのおもな内容を申し上げますと、

まず第一に、この特別会計は、空港整備法に基づく地方公共団体の負担金、一般会計からの繰り入れ金、借り入れ金、受託工事にかかる納付金及び付属雑収入をその歳入とし、空港整備事業に要する費用、関連工事に要する費用、受託工事に要する費用、空港事務所等の所掌事務の実施に要する費用、借り入れ金の償還金及び利息、他会計への繰り入れ金並びに付属諸費を

第三に、空港整備事業にかかる施設の整備に要理を行なうことを目的とするもので、運輸大臣が

する費用を支弁するため必要があるときは、この会計の負担において借り入れ金をすることができることとしております。

その他、この会計の予算及び決算の作成及び提出、決算上の剩余金の処分等について必要な事項を定めるとともに、この会計の設置に伴い必要な経過規定等を設けることとしております。

本案は、審査の結果、去る十七日質疑を終了し、本日採決いたしましたところ、多数をもって原案のとおり可決いたしました。

なお、本案に対しましては、総合的な交通体系の形成と空港整備に関する新計画の策定、航空機の安全確保等四項目にわたり、多數をもつて附帯決議を付することに決しました。

次に、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、最近における国家公務員の旅行の実情等にかんがみ、旅費の定額を改定する措置を講じようとするものであります。

第一に、日当、宿泊料及び食事料につきましては、内国旅行において約四〇%程度、外国旅行において約一五%程度、それぞれ定額を引き上げることとしております。

なお、内国旅行における車賃についても若干引き上げることとしております。

第二に、移転料につきましては、内国旅行において約三五%ないし二五%程度、外国旅行において約三五%程度、それぞれ定額を引き上げることとしております。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

といたしております。

なお、外国旅行において子女を随伴する場合の移転料の加算割合を若干引き上げることとしております。

本案は、審査の結果、去る十七日質疑を終了し、本日採決いたしましたところ、全会一致をもって原案のとおり可決いたしました。

なお、本案に対しましては、経済情勢の変化に對処して、適宜見直しを行ない、旅費の改正につとめること等、三項目にわたり、全会一致をもつて附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

河川法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出)

一
○加藤六月君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、河川法施行法の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(船田中君) 加藤六月君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

河川法施行法の一部を改正する法律案を議題といたします。

附 則

2 昭和四十四年度以前の年度の予算に係る一級河川の改良工事のうち、ダムに関する工事及び政令で定める大規模な工事以外の工事で、その工事又はその工事に係る負担金に係る経費の金額が昭和四十五年度以降に繰り越されたものに要する費用についての国及び都道府県の負担割合は、なお従前の例による。

1 この法律は、昭和四十五年四月一日から施行する。

2 昭和四十四年度以前の年度の予算に係る一級河川の改良工事のうち、ダムに関する工事及び

この法律による改正後の河川法施行法第五条の政令で定める大規模な工事以外の工事で、その工事又はその工事に係る負担金に係る経費の金額が昭和四十五年度以降に繰り越されたものに要する費用についての国及び都道府県の負担割合は、なお従前の例による。

理 由

地方財政の実情にかんがみ、一級河川の改良工事のうち、ダムに関する工事等に要する費用について、國の負担金の割合の特則を一定の期間継続する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

河川法施行法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

昭和四十五年二月二十四日
内閣總理大臣 佐藤 繁作

官報(外号)

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。建設委員長金丸信君。

〔報告書は本号(二)に掲載〕

〔金丸信君登壇〕

○金丸信君 ただいま議題となりました河川法施行法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案は、一級河川の改良工事のうち、ダム等大規模施設にかかる改良工事等に要する費用については、昭和四十五年度以降も、政令で定める日までの間、国がその四分の三を、都道府県がその四分の一を負担しようとするものであります。

本案は、去る二月二十四日本委員会に付託され、三月六日提案理由の説明を聽取し、自來、慎重に審議を進めてまいりましたが、審査の詳細は会議録に譲ることといたします。

かくて、本日質疑を終了いたしましたが、日本社会党、公明党、民社党及び日本共産党、四党共同提案にかかる修正案が提出せられました。

その内容は、国の負担金の割合の特則を現在のまま一定期間継続するよう修正しようとするものであります。

修正案は、採決の結果、少數をもつて否決せら

れました。

次いで、本法律案について採決の結果、多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案には、自由民主党、日本社会党、公明党、民社党及び日本共産党を代表して天野光晴君より附帯決議を付すべしとの動議が提出せら

れ、全会一致をもつて可決せられました。

附帯決議の内容は、治水事業の推進に支障が生ずることのないよう、地方財政について特段の措置を講じようとするものであります。その詳細は会議録に譲ることといたします。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(船田中君) 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○朗読を省略した議長の報告

(理事補欠選任)

一、昨十九日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

内閣委員会

理事 伊藤惣助丸君 (理事鈴切康雄君昨十

出席國務大臣

内閣總理大臣 佐藤 繁作君

法務大臣 小林 武治君

外務大臣 愛知 握一君

文部大臣 坂田 道太君

厚生大臣 内田 常雄君

農林大臣 倉石 忠雄君

通商產業大臣 宮澤 喜一君

運輸大臣 橋本登美三郎君

郵政大臣 井出一太郎君

労働大臣 野原 正勝君

建設大臣 根本龍太郎君

自治大臣 秋田 大助君

國務大臣 荒木萬壽夫君

國務大臣 中曾根康弘君

國務大臣 佐藤 一郎君

國務大臣 西田 信一君

國務大臣 保利 茂君

國務大臣 山中 貞則君

國務大臣 佐藤 一郎君

國務大臣 加藤 清二君

國務大臣 松平 忠久君

國務大臣 加藤 清二君

九日委員辞任につきその補欠

社会労働委員会
理事 佐々木義武君 (理事田川誠一君昨九日理事辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)
一、昨十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

一、昨十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

昭和四十五年三月二十日 河川法施行法の一部を改正する法律案 朗読を省略した議長の報告

予算委員

辞任

補欠

矢野 紹也君

沖本 泰幸君

麻生 良方君

竹本 孫一君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、昨十九日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

沖縄及び北方問題に関する特別委員

辞任

補欠

小平 忠君

門司 亮君

林 百郎君

不破 哲三君

門司 亮君

小平 忠君

(議案提出)

一、昨十九日、議員から提出した議案は次のとおりである。

交通安全基本法案(久保三郎君外四名提出)

一、昨十九日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案(内閣提出第九一号)

一、昨十九日、議員から提出した議案は次のとおりである。

交通安全対策特別委員会 付託

保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案

昭和四十二年度、昭和四十三年度及び昭和四十

四年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案

を改正する法律案(議案付託)

(議案送付)

のとおりである。

宗教団体の政治的中立性の確保等に関する質問

主意書(春日一幸君提出)

一、昨十九日、予備審査のため次の本院議員提出

案を参議院に送付した。

不動産鑑定士特例試験及び不動産鑑定士補特例

試験に関する法律案(建設委員長提出)

自転車道の整備等に関する法律案(建設委員長

提出)

一、昨十九日、参議院に送付した本院提出案は次

のとおりである。

不動産鑑定士特例試験及び不動産鑑定士補特例

試験に関する法律案

自転車道の整備等に関する法律案

一、昨十九日、参議院に送付した内閣提出案は次

のとおりである。

地方交付税法の一部を改正する法律の一部を改

正する法律案

一、昨十九日、参議院に送付した内閣提出案は次

のとおりである。

地方交付税法の一部を改正する法律の一部を改

正する法律案

一、昨十九日、参議院に送付した内閣提出案は次

のとおりである。

简易郵便局法の一部を改正する法律案(内閣提

出案)

社会労働委員会 付託

保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案

(質問書提出)

国家安全保障法の一部を改正する法律案

を求めるの件

国立学校設置法の一部を改正する法律案

(質問書提出)

交通安全対策基本法案(内閣提出第八八号)

交通安全対策特別委員会 付託

一、昨十九日、議員から提出した質問主意書は次

昭和四十五年三月二十日 衆議院会議録第十二号(一)

衆議院会議録第十号中正誤

ペシ段行 誤

二五二八第二に、正

一七四ニ西歐

二七四三國の

衆議院会議録第十一号中正誤

ペシ段行 誤

二五二九(承認を求める)の件正

二五二九(承認を求める)の件

昭和四十五年三月二十日

衆議院会議録第十二号(一)

二四六

明治二十五年三月三十日
第三種郵便物認可

官報
号外
昭和四十五年三月二十日

(公共事業費の範囲)
第7条 「財政法」第4条第3項の規定による公共事業費の範囲は、次に掲げるところとする。

○第六十三回
国會
衆議院會議錄 第十二号(二)

۷۱

右 昭和四十五年

昭和四十五年

昭和45年度一般会計予算

(歲入歲出手算)

第1条 昭和45年度歳入歳出
に掲げるとおりとする。

(継続費)
第2条 「財政法」第14条の2の規定による新規の繰越費は、「乙号継続費」に掲げるとおりとする。
(繰越明許費)
第3条 「財政法」第14条の3の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「丙号
繰越明許費」に掲げるとおりとする。

(国庫債務負担行為)

（認入額田下算等の内訳）
第五条「財政法」第28条の規定により、「認入予算明細書」、各省各庁の「予定経費要求書」、「繰延費要求書」、「繰越明許費要求書」及び「国庫債務負担行為要求書」は、別に添付する。

第6条「財政法第4条第1項ただし書の規定により昭和45年度において公債を発行することができる限度額は、430,000,000千円とする。」

通 商 産 業 省	通 商 産 業 本 省	工 業 用 水 道 事 業 費
運 輸 省	運 輸 本 省	海 岸 等 事 業 費、海 岸 等 事 業 工 事 諸 費、港 湾 事 業 費、港 湾 施 設 災 害 復 旧 事 業 費、港 湾 施 設 災 害 関 連 事 業 費、
	海 上 保 安 庁	航 路 標 誌 整 備 費
労 動 省	労 勤 本 省	職 業 執 練 校 施 設 費、農 業 者 転 職 訓 練 施 設 整 備 費(限 る。)
建 設 省	建 設 本 省	治 水 事 業 費、急 傾 斜 地 崩 落 対 策 事 業 費、海 岸 事 業 費、都 市 事 業 費、河 川 等 灾 害 復 旧 事 業 工 事 諸 費、河 川 等 灾 害 費、海 岸 事 業 費、都 市 事 業 費、河 川 等 灾 害 費、河 川 等 灾 害 費、道 路 灾 害 復 旧 事 業 工 事 諸 費、公 園 事 業 工 事 諸 費
自 治 省	自 治 本 省	奄 美 群 島 振 興 事 業 費(奄 美 群 島 振 興 事 業 費、小 笠 原 諸 島 振 興 事 業 費補 助に限 る。)
(一時借入金等の最高額)		
第8条 「財政法」第7条第3項の規定による大蔵省証券及び一時借入金の最高額は、500,000,000千円とする。		
(災害復旧等国庫債務負担行為の限度額)		
第9条 「財政法」第15条第2項の規定により昭和45年度において災害復旧その他緊急の必要がある場合に国が債務を負担する行為の限度額は、20,000,000千円とする。		
(損失補償契約等の限度額)		
第10条 次の表の左欄に掲げる契約等の金額の限度は、昭和45年度においてそれぞれ右欄に掲げるとおりとする。		
区 分	限 度	
「原子力損害賠償補償契約に関する法律」第8条の規定による金額の限度	補 償 契 約 額 の 合 計 額 千円 2,300,000	
「ブランチ類輸出促進臨時措置法」第6条の規定による金額の限度	補 償 契 約 に 係 る 补 償 金 の 合 計 額 6,000,000	
「外航船舶建造融資利子補給臨時措置法」第4条の規定による金額の限度	昭 和 45 年 度 以降 11 幹 年 度 間 を 通 す る 利 子 補 金 の 総 額 11,438,443	
「婦人医官修学資金貸与法」第4条の規定による金額の限度	貸 与 す べ き 修 学 資 金 の 総 額 2,880	
「公衆衛生修学資金貸与法」第4条の規定による金額の限度	貸 与 す べ き 修 学 資 金 の 総 額 13,464	
「農業近代化資金助成法」第3条の2第3項の規定による金額の限度	昭 和 45 年 度 以降 22 幹 年 度 間 を 通 す る 利 子 補 金 の 総 額 347,502	

「漁業近代化資金助成法」第4条第3項の規定による金額の限度	昭和45年度以降22幹年度間を通ずる利子補給の総額 22,059	
「アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律」第2条第2項の規定による金額の限度	アジア開発銀行の特別基金に充てるため拠出する金額の合計額 10,800,000	
第11条 次の表の左欄に掲げる法人が昭和45年度において負担する債務につき、中欄に掲げる法律の規定により、政府が同年度において保証することができる金額の限度は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。		
債 务	根 拠 規 定	金 領 の 限 度
1 公募により発行する鉄道債券に係る債務	「鉄道債券及び電信電話債券等に係る債務の保証に関する法律」	額面総額70,000,000千円及びその利息に相当する金額
2 公募により発行する電信電話債券に係る債務	「鉄道債券及び電信電話債券等に係る債務の保証に関する法律」	額面総額20,000,000千円及びその利息に相当する金額
3 中小企業金融公庫「中小企業金融公庫法」第25条の3	「中小企業金融公庫法」第25条の3	額面総額20,000,000千円及びその利息に相当する金額
4 公募により発行する北海道東北開発公庫債券及び利息の支払い	「北海道東北開発公庫法」第28条	額面総額19,000,000千円及びその利息に相当する金額
5 公營企業金融公庫「公營企業金融公庫法」第26条	「公營企業金融公庫法」第26条	額面総額41,800,000千円及びその利息に相当する金額
6 日本住宅公团「日本住宅公团法」第51条	「日本住宅公团法」第51条	額面総額及び元本金額の合計額37,600,000千円並びにその利息に相当する金額
7 日本道路公团「日本道路公团法」第28条	「日本道路公团法」第28条	額面総額41,400,000千円及びその利息に相当する金額
8 首都高速道路公团「首都高速道路公团法」第38条	「首都高速道路公团法」第38条	額面総額27,600,000千円及びその利息に相当する金額

9 水資源開発公団 公募により発行する水資源開発債券に係る債務	「水資源開発公団法」第41条	額面総額3,500,000千円及びその利息に相当する金額	額面総額3,500,000千円及びその利息に相当する金額
10 阪神高速道路公団 公募により発行する阪神高速道路債券に係る債務	「阪神高速道路公団法」第38条	額面総額16,900,000千円及びその利息に相当する金額	額面総額16,900,000千円及びその利息に相当する金額
11 船舶整備公団 公募により発行する船舶整備債券に係る債務	「船舶整備公団法」第26条	額面総額7,800,000千円及びその利息に相当する金額	額面総額7,800,000千円及びその利息に相当する金額
12 日本鉄道建設公団 公募により発行する鉄道建設債券に係る債務	「日本鉄道建設公団法」第29条	額面総額8,000,000千円及びその利息に相当する金額	額面総額8,000,000千円及びその利息に相当する金額
13 薩摩振興事業団 借入金の元本の償還及び利息の支払い	「薩摩物の価格安定等に関する法律」第54条第4項	元本金額13,400,000千円及びその利息に相当する金額	元本金額13,400,000千円及びその利息に相当する金額
14 日本亟采事業団 借入金の元本の償還及び利息の支払い	「薩摩物の価格安定法」第12条の48第4項	元本金額11,500,000千円及びその利息に相当する金額	元本金額11,500,000千円及びその利息に相当する金額
15 中小企業振興事業団 公募により発行する中小企業振興債券及び借入金の元本の償還及び利息の支払い	「中小企業振興事業団法」第28条	額面総額及び元本金額の合計額20,400,000千円並びにその利息に相当する金額	額面総額及び元本金額の合計額20,400,000千円並びにその利息に相当する金額
16 動力炉・核燃料開発事業団 借入金の元本の償還及び利息の支払い	「動力炉・核燃料開発事業団法」第34条		
17 東北開発株式会社 公募により発行する東北開発債券の元本の償還及び利息の支払い	「東北開発株式会社法」第12条	額面総額1,100,000千円及びその利息に相当する金額	額面総額1,100,000千円及びその利息に相当する金額
18 日本航空機製造株式会社 社債の元本の償還及び利息の支払い			「航空機工業振興法の一部を改正する法律(昭和34年法律第45号)」附則第3条の2
19 「国際復興開発銀行等から外資の受入に関する法律」第2条第1項各号に掲げる法人 昭和15年度以降5箇年度以内(借入期限が昭和50年度以降の年度に属する日とされた場合においてはその日まで)において借り入れる借入金に係る債務で外貨をもつて支払わなければならぬもの		「国際復興開発銀行等から外資の受入に関する特別措置に関する法律」第2条第1項	元本金額7,200,000千円及びその利息に相当する金額
20 「国際復興開発銀行等から外資の受入に関する法律」第2条第2項各号に掲げる法人 債券又は地方債証券で外貨をもつて支払わなければならないものに係る債務		「国際復興開発銀行等から外資の受入に関する特別措置に関する法律」第2条第2項	元本金額並びにその利息及び手数料に相当する金額並びに元本の期限前償還に伴い支払うべき加算金に相当する金額
		「国際復興開発銀行等から外資の受入に関する特別措置に関する法律」第7条第2項	引受け契約締結の日における基準相場又は「外国為替及び外國貿易管理法」第7条第2項第2項に規定する裁定外國為替相場(以下この項において「裁定相場」という。)により換算した当該通貨のうちアメリカ合衆国通貨以外の通貨による借入金額については国際復興開発銀行等がその定めるところにより換算した当該通貨の金額による元本金額並びにその利息及び手数料に相当する金額並びに元本の期限前償還に伴い支払うべき加算金に相当する金額
		「国際復興開発銀行等から外資の受入に関する特別措置に関する法律」第7条第2項	引受け契約締結の日における基準相場又は「外国為替及び外國貿易管理法」第7条第2項に規定する裁定外國為替相場(以下この項において「裁定相場」という。)により換算した金額が36,000,000千円(昭和45年度特別会計予算総則第

6条の規定により外貨債を発行したときはその額面総額（發行価格が額面金額を下回るものがあつたときは、その發行価格差減額をうめるため必要な金額を控除した金額）をその引受け契約締結の日における基準相場又は裁定相場により換算した金額を控除した金額）に相当する外貨表示の額面総額並びにその利息及び元本の期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他引受け契約に基づき支払うべき手数料等の経費に相当する金額並びに減債基金に払い込むべき金額に相当する金額

外 助 理 券	所 管 機 構	項
北海道開発庁	総理府行政管理局	行政情報処理調査研究費

2 前項第1号から第12号まで、第15号、第17号及び第20号に規定する債券又は地方債証券の発行価格を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるため発行する債券又は地方債証券の額面金額及びその利息に相当する金額（期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他引受け契約に基づき支払うべき手数料等の経費に相当する金額及び減債基金に払い込むべき金額に相当する金額があるときは、これらの金額を含む。）をこれらの各号に規定する限度額に加算した金額をそれぞれの限度額とする。

(予算の移替え等)

第12条 行政組織に関する法令の改廃等に伴う職務権限の変更等によつて、「甲号歳入歳出予算」、「乙号繰越費」、「丙号繰越明許費」及び「丁号国庫債務負担行為」における主管、所管及び組織の区分により予算を執行することができない場合においては、主管、所管若しくは組織の設置、廃止若しくは名称の変更を行ない、又は主管、所管若しくは組織の間に於いて予算の移替えをすることができる。

2 行政組織に関する法令の改廃等に伴い、この予算の組織又は項に用いられている行政機関の名称が実際の行政機関の名称と対応しないことになつた場合においても、その組織又は項に係る予算是そのまま執行することができる。

第13条 次の表の左欄及び中欄に掲げる所管及び組織に掲上されたそれぞれの右欄の項に係る予算を使用する場合においては、その実施にあたる各省各庁所管の当該組織にその必要とする予算の移替えをすることができる。

文部省	文部本省	南極地域観測事業費、体育施設整備費（札幌オリンピック冬季大会競技施設の整備に係るものに限る。）
大蔵省	大蔵本省	科学的財務管理方法導入準備調査費、公務員宿舎施設費（国会、裁判所又は会計検査院の省庁別宿舎の設置に係るものに限る。）

(予算の移用)

第14条 「財政法」第33条第1項ただし書の規定により移用することができる場合は、第1表の各号に掲げる各組織の経費の金額を当該各組織の間において相互に移用する場合、第2表の各号に掲げる各組織の各項の経費の金額を当該各項の間において相互に移用する場合及び第3表の各号に掲げる各組織の経費の金額又は各項の経費の金額を当該各組織又は各項の間において相互に移用する場合とする。

第1表 各組織の間の移用

所 管	移用することができる組織(括弧書は当該組織の経費を示す。)
1 総 理 府	防衛本庁(施設整備費)と防衛施設庁(施設運営等関連諸費)
2 農 林 省	イ 農林水産技術会議(農林水産業技術振興費)と農林本省試験研究機関(農林本省試験研究所)、農林本省検査指導機関(農林本省検査指導所のうち、牧場及び農場に係るものに限る)、林野庁(林業試験場)、水産庁(水産庁、水産庁試験研究所、水産大学校) ロ 農林本省(海岸事業費、土地改良事業費、干拓事業費、農用地開発事業費)と地方農政局(海岸事業工事諸費、土地改良事業等工事諸費)
3 建 設 省	建設本省(都市計画事業費)と地方建設局(公園事業工事諸費)

第2表 各項の間の移用

所 管	組 織	移 用 す る こ と が で き る 項
1 総 理 府	北海道開発庁	イ 北海道海岸事業費、北海道漁港施設費、北海道住宅建設事業費、北海道都市計画事業費、北海道土地改良事業費、篠津地域泥炭地開発事業費、北海道農用地開発事業費、北海道造林事業費、北海道林道事業費、北海道大型魚礁設置事業費、北海道離島電気導入事業費、北海道離島簡易水道施設整備費及び農林漁業用揮発油税財源身替北海道農道等整備事業費の各項の間 ロ 北海道治水事業工事諸費、北海道道路事業工事諸費、北海道港湾漁港空港整備事業工事諸
2 法 労 省	矯 正 官 署	刑務所収容費、少年院収容費、少年鑑別所収容費及び婦人補導院収容費の各項の間
3 農 林 省	農 林 本 省 地 方 農 政 局	農業施設災害復旧事業費と農業施設災害関連事業費 イ 海岸事業費と土地改良事業等工事諸費 山林施設災害復旧事業費と山林施設災害関連事業費 港湾施設災害復旧事業費と港湾施設災害関連事業費
4 通 輸 省	運 輸 本 省	イ 海岸等事業費と海岸等事業工事諸費 港湾施設災害復旧事業費と港湾施設災害関連事業費
5 勤 勵 省	勞 勵 本 省	失業対策事業費と職業転換対策事業費
6 建 設 省	建 設 本 省	イ 海岸事業費と海岸事業工事諸費 河川等災害復旧事業費と河川等災害関連事業費

第3表 各組織の間又は各項の間の移用

1 予定経費要求書に予定した職員基本給、職員諸手当及び退職手当の各経費の金額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費に係る各組織又は各項の間
2 予定経費要求書に予定した赴任旅費の経費の金額に過不足を生じた場合における当該経費に係る各組織又は各項の間
(俸給予算等の制限) 第15条 俸給予算の執行にあたつては、予定経費要求書に掲げる各省各庁の職員予算算定期及び俸給額表によるものとし、当該経費の金額の範囲内であつても、当該定員の増加又は俸給額の増額をみだりに行なつてはならない。

(外埠) 墓
加甲号 墓入墓出予算
墓
入

主 管 部	款	項	金 額(千円)
國 會 雜 取 入	國有財產利用收入	國有財產貸付收入	280,928
	諸 收 入	國會議員互助年金法納金 料 許 可 及 手 數 納 金 入	34,239
		國會議員互助年金法納金 料 許 可 及 手 數 納 金 入	246,689
		國會議員互助年金法納金 料 許 可 及 手 數 納 金 入	234,730
		國會議員互助年金法納金 料 許 可 及 手 數 納 金 入	34
		國會議員互助年金法納金 料 許 可 及 手 數 納 金 入	192
		國會議員互助年金法納金 料 許 可 及 手 數 納 金 入	11,668
		國會議員互助年金法納金 料 許 可 及 手 數 納 金 入	5
			262,613
			113,047
			113,047
			149,536
			1,924
			83,721
			33,521
			10,202
			20,198
			3,532
			3,431
			3,431
			101
會計檢查院 雜 取 入	國有財產利用收入	國有財產貸付收入	113,047
		料 金 入	113,047
		料 金 入	149,536
		料 金 入	1,924
		料 金 入	83,721
		料 金 入	33,521
		料 金 入	10,202
		料 金 入	20,198
		料 金 入	3,532
		料 金 入	3,431
		料 金 入	3,431
		料 金 入	101

物 品 荒 托 取 入	101
國 雜 取 入	
國 有 財 產 利 用 取 入	3,860
國 有 財 產 貸 付 取 入	3,672
諸 取 入	3,672
物 品 荒 托 取 入	188
總 理 府 官 業 益 金 及 官 業 取 入	250,764
政 府 資 產 整 理 取 入	250,764
官 業 取 入	250,764
回 取 金 等 取 入	100,775
病 院 取 入	100,775
物 品 荒 托 取 入	14,525
貸 付 金 等 回 取 金 取 入	86,250
事 故 补 償 費 返 還 金	
雜 取 入	15,110,881
國 有 財 產 利 用 取 入	686,762
國 有 財 產 貸 付 取 入	686,117
國 有 財 產 使 用 取 入	18,113
利 子 取 入	532
諸 取 入	14,424,119
授 業 料 及 入 学 檢 定 料	48,199
許 司 及 手 數 料	22,329
受 託 調 查 試 驗 及 徵 收 取 入	45,120
懲 罰 及 没 收 納 物	11,817,522
攤 檯 及 返 托 取 入	1,116,417
雜 品 荒 托 取 入	533,991
	842,541

(外) 報 告

法務省	政府資產整理收入	計 15,462,420
雜收	回収金等收入	660
諸收	特別會計整理收入	660
國有財產利用收入	29,420,612	
國有財產貸付收入	103,459	
懲罰及沒收收入	103,459	
懲罰及返納	21,930,403	
金品收入	163,424	
正官署作業收入	6,811,380	
鑄物品充拏收入	275,565	
雜收	131,381	
國有財產利用收入	計 29,421,272	
國有財產貸付收入	317,840	
利子收入	10,494	
許可及手料收入	9,814	
料金收入	680	
諸收	307,346	
機器品收入	169,751	
及返納收入	119,792	
鑄物品收入	16,124	
大藏省	1,679	
租稅及印紙收入	6,769,131,000	
租稅	6,740,577,000	

得人統	稅	所法相酒砂揮石物ト取有通入關と引証券行場ん	2,305,503,000
税	稅	糖完ガ品類所引証券行場ん	2,420,259,000
税	稅	油ス	128,771,000
税	稅	油ス	577,132,000
税	稅	油ス	45,053,000
税	稅	油ス	436,206,000
税	稅	油ス	344,276,000
税	稅	油ス	13,668,000
税	稅	油ス	664,000
税	稅	油ス	6,758,000
税	稅	油ス	24,102,000
税	稅	油斯	10,641,000
税	稅	油斯	14,189,000
税	稅	油斯	348,403,000
税	稅	油斯	4,952,000
印	紙	印	28,604,000
印	紙	印	28,604,000
印	紙	印	258,731,433
印	紙	印	258,731,433
印	紙	印	258,731,433
官業益金及官業收入	日本專売公社納付金	日本專売公社納付金	2,448,084
政府資產整理收入	官業益金	印刷局特別會計受入金	2,448,084
國有財產處分收入	國有財產完払收入	14,825,032	11,319,700
回收金等收入	國有財產完払收入	11,319,700	3,505,332
	特別會計整理收入		7,188

昭和十五年十一月廿一日 衆議院会議録第十一回

二二四六

引継債権整理収入	29,686
地方債証券償還収入	3,376,588
国際連合公債償還収入	91,870
雜 収 入	168,755,415
國有財産利用収入	4,287,689
國有財産貸付収入	3,121,878
國有財産使用収入	343
配当金収入	2,750
利子収入	1,162,718
日本銀行納付金	133,446,000
諸収入	132,386,000
日本銀行納付金	1,060,000
文官恩給費特別会計等負担金	31,021,726
特別会計受入金	5,914,456
特許料	190,138
可及手數料	504,539
罰金	567,988
及没収料	99,508
燃備品	66,110
弁物	
外國為替資金受入	3,600,000
補助貨幣回収準備資金受入	19,943,303
雜	135,684
公 債 金	430,000,000
公 債 金	430,000,000
前 年 度 剰 余 金 受 入	430,000,000
前 年 度 剰 余 金 受 入	23,040,631
前 年 度 剰 余 金 受 入	23,040,631
前 年 度 剰 余 金 受 入	23,040,631

文部省	雜收人	
	國有財產利用收入	計 7,666,981,595
	國有財產貸付收入	262,905
	國有財產使用收入	202,732
	諸收人	13,153
	授業料及入學檢定料 許可及手數料	189,579
	受託調查試驗及役務收入	60,173
	弁償及返納金	9,638
	弁物品充拏收入	10,552
	雜收人	1,285
厚生省	政府資產整理收入	13,011
	回收回資金等收入	24,221
	貸付金等回收回資金收入	1,466
雜收人	國有財產利用收入	20,007
	國有財產貸付收入	1,093,515
	國有財產使用收入	143,751
	利子收入	68,374
	諸收人	73,560
	授業料及入學檢定料 許可及手數料	1,817
	受託調查試驗及役務收入	949,764
	弁償及返納金	1,866
	弁物品充拏收入	42
	雜收人	9,451
		886,372
		20,553
		31,480

(外) 告(報) 會

農林省	政府資產整理收入	計	1,113,522
雜收	回 取 金 等 取 入	貸付金等回取金收入	150,000
納付金	國有財產利用收入	57,110,614	150,000
諸取入	國有財產貸付收入 國有財產使用收入	177,720 164,763	12,957
日本中央競馬会納付金	日本中央競馬会納付金	40,039,481	40,039,481
特別會計受入金	特別會計受入金	16,893,413	
公共事業費負担金	公共事業費負擔金	11,413,215	
授業料及入學檢定料	授業料及入學檢定料	3,125,351	
書可及手數料	書可及手數料	12,468	
受託調查試驗及役務收入	受託調查試驗及役務收入	1,706	
弁償及返納金收入	弁償及返納金收入	699,472	
物品売払収入	物品賣払收入	267,605	
雜	雜	1,174,940	
	計	199,556	
通商産業省	専売納付金	57,260,614	
政府資產整理收入	アルコール専売事業特別会計 納付金	2,155,564	
回取金等取入	アルコール専賣事業特別会計 納付金	2,155,564	
	特別会計整理收入	183,378	
		183,378	
		5,889	

		貨付金等國收金收入	177,489
雜 收 入	國有財產利用收入		
	國有財產貸付收入	1,323,582	
	國有財產使用收入	103,755	
	利子收入	36,689	
		66,849	
		217	
諸 收 入	授業料及入学檢定料 受託調查試驗及役務收入	1,219,827	
	弁償及返納金	350	
	物品完払收入	61,452	
		372,537	
		742,081	
	雜	43,407	
	計	3,662,524	
運 輸 省	國有財產利用收入	448,622	
雜 收 入	國有財產貸付收入	70,887	
	國有財產使用收入	62,205	
		8,682	
諸 收 入	公共事業費負擔金 授業料及入学檢定料 書司及手數料 受託調查試驗及役務收入	377,735	
	弁償及返納金	58,450	
	物品完払收入	31,224	
		1,503	
		31,080	
		16,639	
		219,053	
		19,786	
郵政省	租稅及印紙收入	169,296,000	

印 紙 収 入	169,236,000
回 取 金 等 収 入	120,000
貸付金等回取金収入	120,000
雜 収 入	120,000
政府資產整理収入	8,976
國有財產利用収入	5,758
國有財產貸付収入	5,677
國有財產使用収入	61
諸 収 入	3,288
勞 動 省	1,167
雜 収 入	2,071
國有財產利用収入	169,364,976
國有財產貸付収入	750,163
國有財產使用収入	28,581
諸 収 入	28,581
國有財產貸付収入	721,582
料金收入	6,746
諸可及手返払収入	239,663
器具備品完納収入	1,822
雜物雜品收入	473,351
建設省	650,255
政府資產整理収入	650,255
雜 収 入	650,255
回 取 金 等 収 入	3,491,692
國有財產利用収入	138,924
貸付金等回取金収入	

國有財產貸付收入	133,967
利子收入	4,957
納付金	99,348
諸雜納付金	3,253,420
公共事業費負擔金	2,107,449
受託調查試驗及役務收入	97,950
弁償及返納金	213,986
物品完払收入	428,712
雜入	405,323
計	4,141,947
自治省政府資產整理收入	
雜收人	
回収金等收入	
國有財產利用收入	
諸收人	
貸付金等回収金收入	
國有財產貸付收入	
國有財產貸付收入	
弁償及返納金	
物品完払收入	
雜入	
計	
歲出	
所管費	
室內費	
歲出	
金額(千円)	
95,000	
皇	

昭和四十五年三月二十日 衆議院会議録第十二号(二) 昭和四十五年度一般会計予算

一六

会計検査院	会計検査院	会計検査院	会計検査院	会計検査院	内閣
内閣	内閣官制局	内閣官制局	内閣官制局	内閣官制局	内閣
内閣法事会議院	内閣法事会議院	内閣法事会議院	内閣法事会議院	内閣法事会議院	内閣
内閣所	内閣所	内閣所	内閣所	内閣所	内閣
総理府	総理府	総理府	総理府	総理府	総理府
内閣本府	内閣本府	内閣本府	内閣本府	内閣本府	内閣本府
内閣理財委員会	内閣理財委員会	内閣理財委員会	内閣理財委員会	内閣理財委員会	内閣理財委員会
内閣管合計	内閣管合計	内閣管合計	内閣管合計	内閣管合計	内閣管合計
内閣新生活運動助成費	内閣新生活運動助成費	内閣新生活運動助成費	内閣新生活運動助成費	内閣新生活運動助成費	内閣新生活運動助成費
恩恵給付支給計	恩恵給付支給計	恩恵給付支給計	恩恵給付支給計	恩恵給付支給計	恩恵給付支給計
統一調査委員会	統一調査委員会	統一調査委員会	統一調査委員会	統一調査委員会	統一調査委員会
統一調査委員会	統一調査委員会	統一調査委員会	統一調査委員会	統一調査委員会	統一調査委員会
新規開発整備本部	新規開発整備本部	新規開発整備本部	新規開発整備本部	新規開発整備本部	新規開発整備本部
青少年対策本部	青少年対策本部	青少年対策本部	青少年対策本部	青少年対策本部	青少年対策本部
青少年健全育成対策費	青少年健全育成対策費	青少年健全育成対策費	青少年健全育成対策費	青少年健全育成対策費	青少年健全育成対策費
国民健康体力増強費	国民健康体力増強費	国民健康体力増強費	国民健康体力増強費	国民健康体力増強費	国民健康体力増強費
日本学術会議	日本学術会議	日本学術会議	日本学術会議	日本学術会議	日本学術会議
近畿圏開発整備本部	近畿圏開発整備本部	近畿圏開発整備本部	近畿圏開発整備本部	近畿圏開発整備本部	近畿圏開発整備本部
中部圏開発整備本部	中部圏開発整備本部	中部圏開発整備本部	中部圏開発整備本部	中部圏開発整備本部	中部圏開発整備本部
公正取引委員会	公正取引委員会	公正取引委員会	公正取引委員会	公正取引委員会	公正取引委員会
警察	警察	警察	警察	警察	警察
都道府県警察費補助	都道府県警察費補助	都道府県警察費補助	都道府県警察費補助	都道府県警察費補助	都道府県警察費補助
科学警察研究所	科学警察研究所	科学警察研究所	科学警察研究所	科学警察研究所	科学警察研究所
本部費	本部費	本部費	本部費	本部費	本部費
科学警察本部	科学警察本部	科学警察本部	科学警察本部	科学警察本部	科学警察本部
警察本部	警察本部	警察本部	警察本部	警察本部	警察本部
近畿圏開発整備部	近畿圏開発整備部	近畿圏開発整備部	近畿圏開発整備部	近畿圏開発整備部	近畿圏開発整備部
中部圏開発整備部	中部圏開発整備部	中部圏開発整備部	中部圏開発整備部	中部圏開発整備部	中部圏開発整備部
公正取引委員会	公正取引委員会	公正取引委員会	公正取引委員会	公正取引委員会	公正取引委員会
警察	警察	警察	警察	警察	警察
11,418,306	2,145,804	1,212,217	249,111	29,423,989	287,143,463
45,979	1,358,037	167,572	1,701,557	300,000	271,009,601
3,273,145	832,834	5,657,342	55,639	6,979,816	11,418,306
45,979	832,834	5,657,342	679,293	300,000	45,979
3,273,145	2,145,804	1,212,217	249,111	29,423,989	3,273,145
271,009,601	832,834	5,657,342	55,639	6,979,816	271,009,601
287,143,463	5,657,342	1,212,217	249,111	29,423,989	287,143,463
11,418,306	45,979	3,273,145	271,009,601	6,979,816	11,418,306
11,418,306	45,979	3,273,145	271,009,601	6,979,816	11,418,306

昭和四十一年五月廿四日 総務省令議第十一号
昭和四十一年四月廿四日 計算書

114頁

北海道開発会議	計	44,449,427
北海道開発会議	土地調整委員会	62,063
北海道開発会議	首都圈整備委員会	154,482
北海道開発会議	内閣府	1,920,581
北海道開発会議	行政管理	5,276,600
北海道開発会議	国連アジア統計研修協力費	30,474
北海道開発会議	行政情報処理調査研究費	60,000
北海道開発会議	計	5,367,074
北海道開発会議	北海道開発会議	3,043,693
北海道開発会議	北海道開発会議計画費	145,000
北海道開発会議	北海道開発事業指導監督費	342,728
北海道開発会議	北海道治水事業工事諸費	21,842,632
北海道開発会議	北海道治山事業費	2,009,000
北海道開発会議	北海道海岸事業費	2,364,000
北海道開発会議	揮発油税等財源北海道道路整備事業費	997,000
北海道開発会議	北海道道路整備事業費	65,909,000
北海道開発会議	北海道道路事業工事諸費	7,947,000
北海道開発会議	北海道港湾事業費	6,593,000
北海道開発会議	北海道漁港施設費	9,185,000
北海道開発会議	北海道港湾漁港整備事業工事諸費	4,857,800
北海道開発会議	北海道住宅建設事業費	2,647,000
北海道開発会議	北海道住宅対策諸費	5,291,280
北海道開発会議	北海道都市計画事業費	19,001
北海道開発会議	北海道地域泥炭地開発事業費	2,821,000
北海道開発会議	北海道農用地開発事業費	22,456,227
北海道開発会議	北海道農用地開発事業費	315,792
北海道開発会議	北海道農用地開発事業費	12,099,230

北海道土地改良事業等工事諸費	2,213,971
北海道造林事業費	1,751,250
北海道林道事業費	805,100
北海道大型魚礁設置事業費	285,000
北海道離島電氣導入事業費	46,360
北海道離島簡易水道施設整備費	15,820
北海道災害復旧事業工事諸費	88,577
農林漁業用揮発油貯取源身替費	2,630,000
北海道農道等整備事業費	
計	179,570,650
防衛本庁	
防衛本庁費	310,275,684
武器車両等購入費	66,321,331
航空機購入費	41,454,358
艦船建造費	8,486,354
昭和42年度中型警備艦建造費	895,060
昭和42年度乙型警備艦建造費	583,003
昭和42年度潜水艦建造費	1,356,460
昭和43年度甲Ⅲ型警備艦建造費	897,905
昭和43年度乙型警備艦建造費	3,842,684
昭和43年度潜水艦建造費	2,340,968
昭和44年度甲型警備艦建造費	504,262
昭和44年度乙型警備艦建造費	380,217
昭和44年度潜水艦建造費	1,438,083
昭和45年度甲Ⅲ型警備艦建造費	228,053
昭和45年度乙型警備艦建造費	693,652
昭和45年度潜水艦建造費	798,284
施設整備費	15,125,146

昭和四十五年三月三十日 総議院会議録第十一回丁 国税第十五年度一號付添

116-6

		費	金	額
防衛施設	研 究 開 発	費	費	68,751,588
施設整備等附帯事務	研 究 開 發	費	費	597,472
調達労務管理事務	研 究 開 發	費	費	9,013,767
施設運営等関連諸費用	研 究 開 發	費	費	533,985,131
相互防衛援助協定交付金	研 究 開 發	費	費	28,352,697
計	研 究 開 發	費	費	116,815
経済企画庁	経済企画	費	費	35,368,408
国土調査費	経済企画	費	費	1,841,451
豪雪地帯対策特別事業費	経済企画	費	費	1,919,746
振興山村開発総合特別事業費	経済企画	費	費	134,334
地域開発計画調査費	経済企画	費	費	107,000
揮発油等財源離島道路整備事業費	経済企画	費	費	80,000
離島振興事業費	経済企画	費	費	3,893,000
農林漁業用揮発油税財源身離島道路等整備事業費	経済企画	費	費	16,120,447
水資源開発事業費	経済企画	費	費	531,900
国土総合開発事業調整所	経済企画	費	費	11,538,202
計	経済企画	費	費	7,300,000
科学技術庁	科学技術	費	費	285,552
科学技術振興費	科学技術	費	費	43,751,632
特別研究促進調整費	科学技術	費	費	1,287,393
海洋開発調査研究費	科学技術	費	費	14,731,027
原子力平和利用研究促進費	科学技術	費	費	680,000
国立機関原子力試験研究費	科学技術	費	費	470,979
	計	科学技術	費	36,471,818
		計	科学技術	635,684

總理府所管合計		放射能調査研究費
法務省	法務本省	225,838
沖繩・北方対策庁	科学技術庁試験研究所 資源調査所	5,538,433
沖繩・北方対策庁	計	95,317
沖繩・北方対策諸費用	計	60,136,489
沖繩・北方対策諸費用	333,106	
沖繩・北方対策諸費用	26,423,523	
沖繩・北方対策諸費用	26,756,629	
法務総合研究所	1,220,732,496	
法務局	法務本省	14,388,879
法務総合研究所	省費賞賛費	159,767
法務局	外国人登録事務費	219,077
法務総合研究所	法務省施設費	4,267,673
法務局	計	19,035,396
法務総合研究所	法務総合研究所修復 協力費	230,791
法務局	法務記務諸費用	56,424
法務局	法務記務諸費用	287,215
法務局	同費	12,410,923
法務局	檢察費	1,640,140
法務局	警察官費	14,051,063
法務局	檢察費	16,033,211
法務局	警察官費	1,034,785
法務局	正官署費	17,087,986
法務局	正官署費	583,392
法務所	正務所費	22,172,258
法務所	刑務所費	4,336,042
法務所	司法業務費	2,498,627
年少	院費	3,599,901

(外) 告(報) 事

費 所 費 院 費 署	少 年 院 収 容 別 年 鑑 别 所 収 容	845,163 1,559,851 245,892 106,836 14,232 35,902,094 1,706,131 1,341,883 3,043,014 1,757,073 66,627 1,823,700 23,720 3,733,587 94,972,785 8,511,228 8,974,531 6,589,644 2,036,977 26,112,380 18,994,261 45,106,641 7,888,625 130,000 5,263,277 2,602,000
外 務 本 省	外 務 本 省	
	貿易振興及經濟技術協力 國際分擔金其他諸 移 住 振 興 計	
在 外 公 館	在 外 公 館	
大 藏 省	大 藏 省 本 省	大科學的財務管理方法導入準備調查費 國庫員共濟組合運合會等助成費 國庫受入預託金利子

大 藏 省 所 管 合 計	省 費 金 金 費	省 費 資 資 費	局 関 署 金 所 所 費	官 加 算 判	務 付 還	務 稅 不 服	務 税 租 国	務 税 財	務 費 予	國 際 復 興 開 發 銀 行 出	特 定 國 有 財 產 整 備	國 民 金 融 公 庫 捨 給	ア ジ ア 開 發 銀 行 出	業 投 資 特 別 会 計 へ 繰 入	經 济 協 力	國 政 特 殊 対 外 業 務 等 处 理	公 務 員 宿 舍 施 設	費 資 費 資 費 資	
	730,125,858	98,245,981	700,000	109,447	949,079	2,300,000	11,112,554	12,615,492	603,151,831	982,570	150,384	250,000	3,600,000	93,600,000	7,423,167	27,025,722	47,500,000	10,838,891	290,897,195
文 部 省	文 部 本 省	文 部 部 調 查	文 部 統 計	文 部 文 化 功 勳 者 年 金	文 部 文 化 功 勳 者 年 金	文 部 文 化 功 勳 者 年 金	文 部 文 化 功 勳 者 年 金	文 部 文 化 功 勸 者 年 金	文 部 文 化 功 勸 者 年 金	文 部 文 化 功 勸 者 年 金	文 部 文 化 功 勸 者 年 金	文 部 文 化 功 勸 者 年 金	文 部 文 化 功 勸 者 年 金	文 部 文 化 功 勸 者 年 金	文 部 文 化 功 勸 者 年 金	文 部 文 化 功 勸 者 年 金	文 部 文 化 功 勸 者 年 金		
				6,373,631	77,397	117,000	439,376,000	4,168,700	13,619,404										

昭和廿一年度ノ開支額 十一月三十日止 費用別開支額

一一四〇

初等中等教育助成費	11,830,024
産業教育振興費	6,165,472
科学振興費	7,996,175
英事育體	16,410,971
南極地城観測事業費	901,741
社会教育助成費	2,223,794
体育振興費	1,066,842
施設整備費	4,757,902
学校給食費	5,814,244
私立学校助成費	17,526,436
公立文教施設整備費	42,952,762
公立文教施設災害復旧費	34,110
公立学校運営費	208,365,629
私立学校施設費	45,336,056
計	835,614,290
日本エヌスコ国内委員会費	204,630
文部本省所轄研究所費	1,645,428
国立社会教育研修所費	33,608
日本学生士立費	150,301
国立青年の家庭施設費	493,860
文部本省所轄研究学院費	580,051
文化振興事業費	3,117,878
文化化財保存事業費	1,115,424
立博物館施設費	435,552
国立博物館費	3,055,809
立美術館費	717,190
立美術館費	356,944
計	453,533

文化

文部本省所轄機関

文部省所管合計		文化庁研究所	文部芸術院	文部本省	厚生本省	厚生省	厚生省	厚生省	厚生省
日 計		601,314	111,811	6,855,577	845,587,745				
省 費	整備費	10,951,830	135,914	1,091,473	665,907	409,408	13,611,784	1,535,420	43,580,312
國 立	公 園	等 管 理							
國 立	公 園	等 施 設	整 備	費	整 備	費	整 備	費	整 備
厚 生	統 計	調 查	費	費	費	費	費	費	費
科 學	研 究								
保 健	衛 生	諸 費	費	費	費	費	費	費	費
衛 生	施 設	整 備	費	費	費	費	費	費	費
核 医 疗	核 医 疗	費	費	費	費	費	費	費	費
原 樣	障 害	対 策	費	費	費	費	費	費	費
精 神	神 精	衛 生	費	費	費	費	費	費	費
國 立	病 院	及 療 養 所	施 設	費	費	費	費	費	費
生 活	保 護	費	費	費	費	費	費	費	費
身 体	障 害 者	保 護	社	費	費	費	費	費	費
人 人	福 福	社	護	費	費	費	費	費	費
人 人	保 保	社	護	費	費	費	費	費	費
社 会	福 福	社	助	費	費	費	費	費	費
福 福	施 設	整 備	助	費	費	費	費	費	費
社 会	福 福	整 備	助	費	費	費	費	費	費
災 害	害	資 助	費	費	費	費	費	費	費
兒 兒	童 童	扶 握	費	費	費	費	費	費	費
特 别	子 子	扶 握	手	當	費	費	費	費	費
母 兒	扶 握	手	當	費	費	費	費	費	費

昭和四十一年四月十五日 総理府外務省第一課付大臣

11411

農林省	農林本省	農林本省	卸売市場施設整備費	農業費	農業費	農業費	農業構造改善対策費
			2,790,000	10,977,551	1,103,520,123	5,294,632	22,222,956
			23,204,801	319,433	328,083	1,205,561	16,255,116
			41,020,030	3,941,666	2,553,202	1,201,835	2,355,423
			農林漁業統計調査費	農業振興事業費	農地農山漁村電気導入事業費	立地方医務所費	厚生省所管合計
			農業保険費	農業費	農業費	國立更生援護機関局所費	國立更生援護機関局所費
			國立らい療養所施設費	國立らい療養所經營費	國立らい療養所施設費	檢疫費	檢疫費
			計	計	計	所費	所費
						國立らい療養所	檢疫所
						國立らい療養所經營	國立らい療養所經營
						所費	所費
						計	計
						厚生省所管合計	厚生本省試験研究機関
						計	厚生本省試験研究所
						計	助費金
						計	社会保険国庫負担金

農業改良普及事業費補助費	10,926,878
農業者年金等実施開拓者助成費	3,522,609
自作農創設推持助成費	2,214,299
土地改良事業與連受託工事費	802,855
畜産振興費	600,000
家畜伝染病予防費補助費	29,176,274
飼料需給安定費	961,511
蚕糸園芸振興費	2,000,000
國產大豆等保護對策費	6,434,472
糖餌安定対策費	1,312,369
農產物等価格安定米生産調整対策費	1,993,594
土地改良事業等指導監督費	800,000
海岸事業費	81,407,373
海土干拓事業費	1,920,789
農用地開発事業費	98,095,052
農林漁業用押送油稅財源身替費	10,670,752
農道整備事業費	20,638,178
農業施設災害復旧事業費	10,107,000
農業施設災害開連事業費	16,452,410
計	613,556
農林水産技術会議費	421,621,215
農林水産技術会議費	242,767
農林水産業技術振興費	4,267,962
計	4,510,729
農林本省試験研究機関農林本省検査指導機関農林本省輸出検査所	8,700,069
	4,861,292
	1,373,068

昭和十四年三月三十日 案編號外編第十一號

11-1

地 方 農 政 局	地 方 農 政 局	支.	
海 岸 事 業 工 事 諸 費	海 岸 事 業 工 事 諸 費	16,621,582	6,234,360
土 地 改 良 事 業 等 工 事 諸 費	土 地 改 良 事 業 等 工 事 諸 費	109,211	
農 業 施 設 災 害 復 旧 事 業 工 事 諸 費	農 業 施 設 災 害 復 旧 事 業 工 事 諸 費	3,019,794	
	計	2,191	19,752,778
北 海 道 統 計 調 查 事 務 所	北 海 道 統 計 調 查 事 務 所	1,304,149	
食 糜	食 糜	433,361	
林 野 庁	林 野 庁	301,600,000	
	費	302,033,361	
北 海 道 統 計 調 查 事 務 所	北 海 道 統 計 調 查 事 務 所	472,006	
食 糜	食 糜	22,006	
林 野 庁	林 野 庁	8,792,011	
	費	7,173,100	
林 野 庁	林 野 庁	27,688,000	
山 林 事 業 指 導 事 業	山 林 事 業 指 導 事 業	9,396,100	
山 林 事 業 事 業	山 林 事 業 事 業	1,266,500	
山 林 事 業 事 業	山 林 事 業 事 業	2,135,000	
山 林 事 業 事 業	山 林 事 業 事 業	1,804,558	
山 林 施 設 災 害 関 連 事 業	山 林 施 設 災 害 関 連 事 業	167,259	
林 業 試 驗 場	林 業 試 驗 場	1,549,428	
水 產 府	水 產 府	60,466,068	
水 產 計	水 產 計	1,035,535	
水 產 調 查 取 締 費	水 產 調 查 取 締 費	2,779,879	
水 產 振興 費	水 產 振興 費	6,719,488	
漁 港 整 淨 事 業 指 導 監 督 費	漁 港 整 淨 事 業 指 導 監 督 費	9,023	
海 港 事 業 費	海 港 事 業 費	2,125,500	
海 港 設 計 費	海 港 設 計 費	10,755,800	

農林漁業用揮発油稅財源身替 漁港調運整備事業費 大型魚礁設置等事業費	925,600 577,112 1,144,547
漁港施設災害復旧事業費	6,606
水產廳試驗研究所	1,363,110
真珠檢查所	25,653
水產大學校	549,467
北海道さけ・ますふ化場	380,394
計	28,397,714
農林省所管合計	853,020,443
通商產業省	
通商產業本省	
通商產業本省費	8,857,486
工商鉱業統計調查費	848,771
貿易振興及經濟協力費	9,188,838
生産性向上対策費	69,068
情報處理振興対策費	551,400
民間輸送機開發費	500,000
纖維工業構造改善対策費	864,166
地下資源対策費	2,942,902
工業用水道事業費	9,301,000
計	38,123,631
通商產業本省検査所	1,056,187
工業技術院	489,844
鉱工業技術振興費	5,305,829
大型工業技術研究開発費	5,051,775
工業技術院試験研究所	7,362,168
計	18,209,616
特許序	3,697,466

中 小 企 業 庁	中 小 企 業 費	244,672
通 商 產 業 局	中 小 企 業 対 種 費 計	36,851,120
通 商 產 業 局	37,095,792	
通 商 產 業 局	3,629,288	
鉛山 保 安 監 督 官 署	86,486	
鉛山 保 安 監 督 官 署	3,715,774	
鉛山 保 安 監 督 官 署	36,646	
鉛山 保 安 監 督 官 署	97,260,112	
運 輸 省	運 輸 本 省	
省 費 費	運 海 鐵 道 建 設 事 業 助 成 費	9,740,071
省 費 費	鐵 道 軌 道 整 備 助 成 費	15,407,355
省 費 費	日本 國 有 鐵 道 財 政 再 建 助 成 費	2,700,531
省 費 費	地 方 鐵 道 軌 道 整 備 助 成 費	12,289,932
省 費 費	銀 光 事 業 費	8,535,152
省 費 費	港 湾 等 事 業 指 導 監 督 費	989,015
省 費 費	海 岸 等 事 業 工 事 諸 費	119,468
省 費 費	海 岸 等 事 業 工 事 諸 費	7,416,700
省 費 費	海 岸 等 事 業 工 事 諸 費	30,300
省 費 費	海 岸 等 事 業 工 事 諸 費	60,941,000
省 費 費	外 貿 港 口 公 团 出 貨 費	1,825,000
省 費 費	外 貿 港 口 公 团 出 貨 費	7,620,199
省 費 費	新 東 京 國 際 空 港 施 設 整 備 費	1,550,000
省 費 費	港 湾 施 設 災 害 復 旧 事 業 費	1,017,647
省 費 費	港 湾 施 設 災 害 復 旧 事 業 費	13,428
計	130,145,798	
運輸本省試驗研究機關	運輸本省試驗研究所	1,840,460
運輸本省教育機關	運輸本省教育所	3,868,581
運輸本省運局	運輸本省運局	2,947,249

勞 動 省	勞 動 本 省	省 費 所 局	省 費 所 局	郵 政 本 省	郵 政 本 理	省 費 所	海 氣 象 研 計	航 路 標 識 計	官 员 建 造 備 計	局 委 員 安 全 船 建 計	港 陸 航 船 海 上 船 建 計	海 氣 象 研 計	航 路 標 識 計	官 员 建 造 備 計	港 陸 航 船 海 上 船 建 計	海 氣 象 研 計	航 路 標 識 計	官 员 建 造 備 計	港 陸 航 船 海 上 船 建 計
	勞 動 統 計 調 查	省 費 費 費	省 費 費 費	勞 動 統 計	勞 動 統 計	省 費 費 費	難 善 象	海 氣 象	官 员 建 造	官 员 建 造	港 陸 航 船 海 上 船 建	難 善 象	海 氣 象	官 员 建 造	官 员 建 造	港 陸 航 船 海 上 船 建	難 善 象	海 氣 象	
	勞 動 災 害 补 償 保 險	失 業 對 策 事 業	失 業 對 策 事 業	勞 動 災 害 补 償 保 險	勞 動 災 害 补 償 保 險	失 業 對 策 事 業	難 善 象	海 氣 象	官 廉 廉 廉	官 廉 廉 廉	港 陸 航 船 海 上 船 建	難 善 象	海 氣 象	官 廉 廉 廉	官 廉 廉 廉	港 陸 航 船 海 上 船 建	難 善 象	海 氣 象	
	失 業 転 換 對 策 事 業	政 府 職 員 等 失 業 者 退 職 手	當	失 業 転 換 對 策 事 業	失 業 転 換 對 策 事 業	政 府 職 員 等 失 業 者 退 職 手													
	7,621,382	1,700,000	39,679,000	5,205,426	300,000	208,344			1,471,420	523,039	1,994,459	1,304,447	3,011,718	6,310,624	476,645	12,755,625	474,914	13,230,539	183,942,903

(号) 報 外

建設省

失業保険費負担金 職業訓練費	39,596,000 2,080,533
職業訓練校施設設備費	218,713
農業者転職対策費	299,706
計	96,909,104
労働本省研究機関 中央労働委員会	158,423
公共企業体等労働委員会	227,377
労働保護官署	265,248
労働保護官署	6,418,845
労働統計調査費	68,382
農業者転職対策費	6,487,227
職業安定官署	13,958,123
職業安定官署 計	109,751
労働省所管合計	14,067,874
建設省	118,115,253

建設本省	建設本省 官庁所管諸費	3,955,935
土地区画整理組合貸付金	14,312,408	
河川管理費	1,050,000	
河川鉱害復旧事業費	599,574	
市街地再開発事業費補助	99,348	
建設事業指導監督費	850,000	
治水事業費	396,401	
急傾斜地崩壊対策事業費	153,088,519	
海岸事業費	600,000	
海岸事業工事諸費	6,057,000	
港湾油税等財源道路整備事業費	380,000	
	447,802,000	

自 治 省	道 路 整 備 事 業 費	53,991,000
	住 宅 建 設 事 業 費	82,615,986
	都 市 計 画 事 業 費	7,472,911
	河 川 等 災 害 復 旧 事 業 費	49,671,520
	河 川 等 災 害 復 旧 事 業 費	49,115,581
	河 川 等 灾 害 関 連 事 業 費	576,780
	河 川 等 灾 害 関 連 事 業 費	8,852,215
	計	881,487,228
自 治 本 省	國 土 地 理 院	2,424,905
	建 設 本 省 試 驗 研 究 機 國	938,781
	地 方 建 設 局	4,244,400
	道 路 災 害 復 旧 事 業 工 事 諸 費	1,704
	公 園 事 業 工 事 諸 費	29,480
	計	4,275,884
	建 設 省 所 管 合 計	889,126,498
自 治 本 省	省 費 費	2,253,949
	奄 美 群 島 振 興 事 業 費	2,179,212
	小 笠 原 諸 島 復 興 事 業 費	1,038,000
	民 議 院 議 員 及 參 議 院 議 員 補 欠 等 選 學 費	42,000
	地 方 交 付 稅 交 付 金	1,662,871,617
	交 通 安 全 施 施 特 別 交 付 金	8,711,852
	小 災 害 地 方 償 元 利 补 给	841,211
	新 產 売 都 市 等 建 設 事 業 償 贈 整 分 利 子 补 给	1,560,007
	地 方 公 营 企 業 再 建 償 利 子 补 给	1,215,497
	公 营 企 業 金 融 公 庫 补 给 金	260,000
	公 营 地 下 高 速 铁 道 事 業 助 成 費	300,000
	國 有 提 供 施 設 等 所 在 市 镇 村 助 成 交 付 金	3,150,000

(外) 報 告 号

施設等所在市町村調整交付金 計	300,000
消防防廳	1,684,723,345
消防防廳 消防施設等整備費補助 所	357,774
消防研究 所	2,063,200
計	147,876
自治省所管合計	2,563,850
裁 出 総 計	1,687,237,195
	7,949,764,116

乙号 繼 続 費

所 管	組 織	項 目	総 額 (千円)	年 別 額				事 由
				昭和45年度 (千円)	昭和46年度 (千円)	昭和47年度 (千円)	昭和48年度 (千円)	
總 理 府 防 衛 本 庁	昭和45年度甲型警備艦建造費	10,981,532	228,053	1,758,761	4,541,999	1,534,455	2,878,264	甲Ⅲ型警備艦の建造については、建造工程が長期にわたる、一定の計画に従い工程の進捗に即応して後年度の負担となる契約を結ばなければならないため
	昭和45年度乙型警備艦建造費	8,485,119	693,652	2,820,680	3,937,076	1,033,711	-	乙型警備艦の建造については、建造工程が長期にわたり、一定の計画に従い工程の進捗に即応して後年度の負担となる契約を結ばなければならないため
	昭和45年度潜水艦建造費	7,188,735	798,284	1,532,003	2,776,818	2,081,630	-	潜水艦の建造については、建造工程が長期にわたり、一定の計画に従い工程の進捗に即応して後年度の負担となる契約を結ばなければならないため

丙号 繰 越 明 許 費

所 管	組 織	事 項	所 管	組 織	事 項
皇 室 費	(項) 宮 廷 費のうち 施設整備費	國立国会図書館	(項) 国立国会図書館施設費のうち 不動産購入費	國 会 衆 議 院	(項) 衆議院施設費

昭和四十五年三月二十日 衆議院会議録第十二号(二) 昭和四十五年度一般会計予算

二八

在 外 公 館	(項) 在 外 公 館のうち 諸謝金(施設整備に係る ものに限る) 特別費(施設整備に係る ものに限る。) 施 設 整 備 費	学 校 給 食 費 のうち 学校給食設備整備費補助 金 学校給食施設整備費補助 金
大 蔽 省	(項) 公務員宿舍施設費 特殊対外債務等処理費のうち ビルマ経済技術協力費 韓 国 経 済 協 力 費 マ レ イ シ ア 経 済 協 力 費 シ ン カ ポ ー ル 経 済 協 力 費 大 平 洋 諸 島 印 託 治 地 域 経 济 協 力 費 のうち 対 外 食 量 等 特 別 援 助 費 ブ レ ク ト ノ ッ ツ 計 画 特 別 援 助 費 ダ ニ ム ダ ム 修 復 特 別 援 助 費 ナ ム グ ム 開 発 基 金 投 出 金	私 立 学 校 助 成 費 のうち 私 立 幼 齢 國 施 設 整 備 費 补 助 金 公 立 文 教 施 設 災 害 復 旧 費
文 部 省	(項) 文 部 本 省 所轄 機 關	文 部 本 省 所轄 研 究 所 のうち 公 立 文 教 施 設 整 備 費 补 助 金 公 立 文 教 施 設 災 害 復 旧 費
文 化 庁	(項) 文 化 庁 のうち 施 設 施 工 旅 費 施 設 施 工 厅 費 施 設 整 備 費 都 道 府 県 教 育 研 修 セ ソ ダ 二 設 施 費 补 助 金	國 立 青 年 の 家 施 設 費 國 立 青 年 の 家 施 設 費 理 科 教 育 等 海 外 協 力 委 訂 費 文 化 振 興 費 のうち 地 方 文 化 施 設 整 備 費 补 助 金
厚 生 省	(項) 文 部 本 省 のうち 施 設 施 工 旅 費 施 設 施 工 厅 費 施 設 整 備 費 都 道 府 県 教 育 研 修 セ ソ ダ 二 設 施 費 表	文 化 財 保 存 事 業 費 のうち 國 有 文 化 財 保 存 修 理 費 平 城 宮 跡 地 購 入 費 國 宝 重 要 文 化 財 等 保 存 整 備 費 表 史跡等保存整備費補助金
厚 生 本 省	(項) 國 立 博 物 館 施 設 費 國 立 公 園 等 施 設 整 備 費 のうち 國 立 公 園 施 設 整 備 費 國 立 公 園 等 施 設 整 備 費 東 海 自 然 步 道 施 設 整 備 費 補 助 金	學 校 給 食 費 のうち 學校給食設備整備費補助 金 學校給食施設整備費補助 金
産 業 教 育	高等學校商業教育施設整 備費補助金 高等學校商業教育設備等 社會教育施設整備費補助 金	私 立 学 校 助 成 費 のうち 私 立 幼 齢 國 施 設 整 備 費 补 助 金 公 立 文 教 施 設 災 害 復 旧 費
體 育 施 設 整 備 費	國 立 博 物 館 施 設 費 國 立 公 園 等 施 設 整 備 費 のうち 國 立 公 園 施 設 整 備 費 國 立 公 園 等 施 設 整 備 費 東 海 自 然 步 道 施 設 整 備 費 補 助 金	國 立 博 物 館 施 設 費 國 立 公 園 等 施 設 整 備 費 表 國 立 公 園 施 設 整 備 費 國 立 公 園 等 施 設 整 備 費 東 海 自 然 步 道 施 設 整 備 費 補 助 金

(外) 号(案) 登記

農業構造改善対策費のうち 農業構造改善事業費補助 金	農業構造改善事業費補助 金
土地改良事業関連受託 工事費	土地改良事業関連受託 工事費
畜産振興費のうち 家畜畜産物流通改善施設費 補助金(食肉流通地盤補助金 及び牛乳生産地盤補助金に 限る)	畜産振興費のうち 家畜畜産物流通改善施設費 補助金(食肉流通地盤補助金 及び牛乳生産地盤補助金に 限る)
登録芸術費のうち 施設施工旅費(果樹農業 機械化研究施設整備に係 るものに限る)	登録芸術費のうち 施設施工旅費(果樹農業 機械化研究施設整備に係 るものに限る)
(項) 農林本省政府のうち 食料品流通消費改善対策 補助金(食料品公認小 売市場施設費補助金に限 る)	(項) 農林本省政府のうち 食料品流通消費改善対策 補助金(食料品公認小 売市場施設費補助金に限 る)
御完市場施設整備費	御完市場施設整備費
農林金融費のうち 被青農家営農資金利子補 給補助金	農林金融費のうち 被青農家営農資金利子補 給補助金
被青農家営農資金損失補 償補助金	被青農家営農資金損失補 償補助金
農業近代化資金利子補給 補助金	農業近代化資金利子補給 補助金
山村漁村同和対策費補助 金	山村漁村同和対策費補助 金
べき地農山漁村電気導 入事業費	べき地農山漁村電気導 入事業費
農業構造改善事業費補助 金	農業構造改善事業費補助 金
農業經濟園整備事業費補 助金	農業經濟園整備事業費補 助金
兒童扶養手当のうち 國民健康保険助成費のうち 保健婦及診療施設整備費補 助金(診療施設整備費に 限る)	兒童扶養手当のうち 國民健康保険助成費のうち 保健婦及診療施設整備費補 助金(診療施設整備費に 限る)
環境衛生施設整備費	環境衛生施設整備費
(項) 厚生本省試験研究所のうち 施設整備費	(項) 厚生本省試験研究所のうち 施設整備費
(項) 国立らい疾差所のうち 施設整備費	(項) 国立らい疾差所のうち 施設整備費
(項) 国立更生援護所のうち 施設整備費	(項) 国立更生援護所のうち 施設整備費
農 林 省	農 林 省
厚生本省試験研究機関	厚生本省試験研究機関
國立らい疾差所	國立らい疾差所
國立更生援護機關	國立更生援護機關

		(外) 報 告	
		試験所施設整備費 重要技術研究開発費補助金 大型工業技術研究開発のうち 費 費 費 費	(項) 中小企業対策費のうち 中小企業指導事業費補助費 新規事業開拓事業費補助金 中小企業振興事業に係るもの
		運輸本省	(項) 海岸等事業費 海岸等事業工事諸費 港湾事業費 空港整備事業費 新東京国際空港施設整備費 港湾施設災害復旧事業費
		運輸本省	(項) 海岸等事業費 海岸等事業工事諸費 港湾事業費 空港整備事業費 新東京国際空港施設整備費 港湾施設災害復旧事業費
		運輸本省試験研究機関	(項) 運輸本省試験研究所のうち 施設施工旅費 施設施工旅費 施設施工旅費 施設施工旅費
工 業 技 術 院	(項) 鉱工業技術振興費のうち 施設施工旅費 施設施工旅費 試験所特別研究費 試験所研究設備整備費	運輸本省教育機関	(項) 学校及訓練所のうち 施設施工旅費 施設施工旅費 施設施工旅費

丁号 国庫債務負担行為							
所 管	組 織	事 項	限 度 額 (千円)	行 為 年 度	国 庫 の 負 担 年 度	事	由
國 會	衆 議 院	憲政記念館新營	317,673	昭和45年度	昭和45年度及 び昭和46年度	憲政記念館の新營には、多くの日数を要するため 消防施設等整備費補助金 に限る。 消防車員待機宿舎施設整 備費補助金	
航 空 官 署		(項) 航空官署のうち 施設施工旅費				施設整備費 道路整備事業費	揮発油税等財源道路整 備事業費
海 上 保 安 廳		(項) 船舶建造費				施設施工廳のうち 施設施工旅費	住宅建設事業費
郵 政 省		(項) 気象整備費				不動産購入費	住宅対策諸費のうち 公営住宅建設指導監督交 付金
電 波 研 究 所		(項) 施設施工旅費				施設施工旅費	住宅地区改良指導監督交 付金
建 設 本 省		(項) 電波研究所のうち 施設施工旅費				通信施設整備費	都市計画事業費
地 方 建 設 局		(項) 施設施工旅費				河川等災害復旧事業費	河川等災害復旧事業工 事諸費
自 治 省		(項) 施設施工旅費				河川等災害復旧事業工 事諸費	過疎災害復旧事業費
自 治 本 省		(項) 施設施工旅費				超過勤務手当費	公園事業工事諸費のうち 超過勤務手当費
消 防 廳		(項) 施設施工旅費				日銀旅費	日銀旅費
						工事雜費	工事雜費
						奄美群島振興事業費のうち 奄美群島振興事業費補助	(項) 奄美群島振興事業費のうち 奄美群島復興事業費のうち 小笠原諸島後興事業費補 助
						消防施設等整備費補助のうち 消防施設等整備費補助金の 消防艇建造に係るもの に限る。) 消防車員待機宿舎施設整 備費補助金	小笠原諸島復興事業費のうち 消防施設等整備費補助のうち 消防艇建造に係るもの に限る。) 消防車員待機宿舎施設整 備費補助金

(外) 報 告

総理府	総理本府	外国人恩給	年額 274	昭和45年度	昭和45年度以降	退職した14名の外国人恩給受給者に対し恩給法の改正による増額措置に準じて昭和45年10月以降の年金につき年額274千円以内を増額して支給する契約を結ぶ必要があるため
警察庁	警察施設整備		396,104	昭和45年度	昭和45年度及び昭和46年度	警察施設のうち警察学校校舎等の整備には、多くの日数を要するため
北海道開発庁	警察施設整備 北海道公営住宅建設 事業費補助		264,885	昭和45年度	昭和45年度及び昭和46年度	公営住宅建設事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行なうことをするものがあるため
国營かんがい排水事業			246,000	昭和45年度	昭和45年度以降3箇年度以内	茶志内地区の内水排除事業の排水機場建設工事には、多くの日数を要するため
防衛本庁	教育訓練用器材購入		4,746,713	昭和45年度	昭和45年度以降3箇年度以内	教育訓練用器材のうち戦闘機F-4EJ用地上飛行訓練装置、54口径5インチ速射砲等の購入については、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
武器購入			8,161,762	昭和45年度	昭和45年度及び昭和46年度	武器のうち戦車、小銃等の購入については、その生産に多くの日数を要するため
通信機器購入			2,169,947	昭和45年度	昭和45年度及び昭和46年度	通信機器のうち航空警戒管制基地用通信機器等の購入については、その生産に多くの日数を要するため
弾薬購入			6,384,334	昭和45年度	昭和46年度	弾薬のうち対戦車誘導弾等の購入については、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
諸器材購入			6,769,619	昭和45年度	昭和45年度及び昭和46年度	諸器材のうち航空機用整備器材等の購入については、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
航空機購入			45,181,696	昭和45年度	昭和45年度以降3箇年度以内	航空機のうち対潜哨戒機P-2J等50機の購入については、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
艦船建造			5,661,583	昭和45年度	昭和45年度以降3箇年度以内	艦船のうち中型掃海艇等5隻の建造には、多くの日数を要するため
装備品等整備			30,192,967	昭和45年度	昭和45年度以降3箇年度以内	装備品等の整備については、その修理又は部品の生産若しくは輸入に多くの日数を要するものがあるため
研究開発			3,385,114	昭和45年度	昭和45年度以降3箇年度以内	研究開発のうち新型戦車等の試作に必要な資材等の生産若しくは輸入又は研究には、多くの日数を要するため

科学技術庁	理化学研究所出資	209,000	昭和 45 年度	昭和 45 年度及び昭和 46 年度	理化学研究所における農業研究施設の整備の資金に充てるための国との出資については、その整備に多くの日数を要するので、あらかじめこれに係る出資契約を結ぶ必要があるため
宇宙開発事業団出資	5,776,400	昭和 45 年度	昭和 45 年度以内	宇宙開発事業団におけるロケット及び人工衛星の開発等の資金に充てるための国の出資については、その開発等に多くの日数を要するものがあるので、あらかじめこれに係る出資契約を結ぶ必要があるため	
海中環境訓練実験施設整備	283,500	昭和 45 年度	昭和 45 年度及び昭和 46 年度	海中環境訓練実験施設整備には、多くの日数を要するものがあるため	
核燃料物質の借入れ等	77,988	昭和 45 年度	昭和 45 年度及び昭和 46 年度	核燃料物質の借入れ等には、多くの日数を要するものがあるため	
日本原子力研究所出資	2,059,500	昭和 45 年度	昭和 45 年度及び昭和 46 年度	日本原子力研究所における核融合装置その他の研究施設の整備等の資金に充てるための国の出資については、その整備等に多くの日数を要するものがあるので、あらかじめこれに係る出資契約を結ぶ必要があるため	
日本原子力船開発事業団出資	600,100	昭和 45 年度	昭和 45 年度及び昭和 46 年度	日本原子力船開発事業団における原子力船附搭陸上施設の整備等の資金に充てるための国の出資については、その整備等に多くの日数を要するものがあるので、あらかじめこれに係る出資契約を結ぶ必要があるため	
動力炉・核燃料開発事業団出資	14,868,800	昭和 45 年度	昭和 45 年度及び昭和 46 年度	動力炉・核燃料開発事業団における新型軽水炉の原型炉その他の研究施設の整備等の資金に充てるための国の出資については、その整備等に多くの日数を要するものがあるので、あらかじめこれに係る出資契約を結ぶ必要があるため	
航空宇宙研究施設整備	1,200,000	昭和 45 年度	昭和 45 年度以内	航空宇宙技術研究所におけるロケットエンジン高空性能試験施設等の整備には、多くの日数を要するため	
金属材料研究施設整備	76,000	昭和 45 年度	昭和 45 年度及び昭和 46 年度	金属材料技術研究所における大型疲労試験施設の整備には、多くの日数を要するため	
放射線医学研究施設整備	795,000	昭和 45 年度	昭和 45 年度以内	放射線医学総合研究所における医療用サイクロトロン施設の整備には、多くの日数を要するため	
防災科学技術研究設施整備	63,000	昭和 45 年度	昭和 45 年度及び昭和 46 年度	国立防災科学技術センターにおける地震計測装置の整備には、多くの日数を要するため	

(外) 号(署)

法務省	法務本省	電子計算機借り入れ	547,000	昭和 45 年度	昭和 45 年度及び昭和 46 年度	無機材質研究所における研究本館の建設には、多くの日数を要するため
外務省	在外公館	在外公館事務所及び館長公邸借り入れ	100,680	昭和 45 年度	昭和 46 年度	法務省における行政情報処理用の電子計算機の借り入れについては、その製作等に多くの日数を要するので、あらかじめその借り入れ契約を結ぶ必要があるため
文部省	文部本省	義務教育教科書購入	327,134	年額	昭和 45 年度	在外公館における事務所及び館長公邸の用に供するための土地又は建物の借入れについては、諸外国の慣例に従いその借入契約期間を 1 償年以上とすることを要するものがあるため
農林省	農林本省	国営かんがい排水事業	10,952,000	昭和 45 年度	昭和 45 年度及び昭和 46 年度	昭和 45 年度の小学校(盲学校、聾学校及び養護学校の小学部を含む)の児童及び中学校(盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む)の生徒に係る昭和 46 年度前期用の教科書の購入については、その完了までに多くの日数を要するため
林野庁	治山施設災害復旧事業費補助	農業用施設災害復旧事業費補助	1,400,000	昭和 46 年度	昭和 45 年度以降 4 償年度以内	加古川西部農業水利事業荒屋ダム建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
	海岸保全施設災害復旧事業費補助	海岸保全施設災害復旧事業費補助	2,250,000	昭和 45 年度	昭和 46 年度	昭和 44 年以前に発生した災害に係る農業用施設復旧事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行なうことを要するものがあるため
	治山施設災害復旧事業費補助	治山施設災害復旧事業費補助	280,000	昭和 45 年度	昭和 46 年度	昭和 44 年以前に発生した災害に係る農地復旧事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行なうことを要するため
水産庁	漁港施設災害復旧事業費補助	200,000	昭和 45 年度	昭和 46 年度	昭和 46 年度	昭和 44 年以前に発生した災害に係る治山施設復旧事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行なうことを要するものがあるため
		230,000	昭和 45 年度	昭和 46 年度		昭和 44 年以前に発生した災害に係る林道施設復旧事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行なうことを要するものがあるため

運輸省	運輸本省	新東京国際空港施設整備	2,952,800	昭和45年度	昭和45年度及び昭和46年度	新東京国際空港に必要な國の施設の整備には、多くの日数を要するため
海上保安庁		港湾施設災害復旧事業費補助	150,000	昭和45年度	昭和46年度	昭和44年以前に発生した災害に係る港湾施設等復旧事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行なうことを要するものがあるため
郵政省	電波研究所	大型測量船建造	992,300	昭和45年度	昭和45年度及び昭和46年度	大型測量船の建造には、多くの日数を要するため
気象庁		標準磁気儀整備	149,000	昭和45年度	昭和45年度及び昭和46年度	地磁気観測所における標準磁気儀の整備には、多くの日数を要するため
		気象レーダー整備	80,330	昭和45年度	昭和46年度	東京管区気象台における気象レーダーの整備には、多くの日数を要するため
建設省	建設本省	ミリ波中継器試作	110,000	昭和45年度	昭和46年度	電波研究所におけるミリ波中継器の試作には、多くの日数を要するため
		人工衛星管制施設整備	73,000	昭和45年度	昭和45年度及び昭和46年度	電波研究所における電離層観測衛星の管制施設の整備には、多くの日数を要するため
		人工衛星管制施設等整備に係る契約の一 部変更	—	昭和45年度	昭和46年度まで1箇年度延長	昭和44年度一般会計国庫債務負担行為(事項)人工衛星管制施設等整備に基づいて実行した電離層観測衛星の管制施設の整備に係る国庫の負担となる契約の一部を昭和45年度において変更し、当該契約により支出すべき年度につき、昭和45年度となっているものを昭和46年度まで1箇年度延長する必要があるため
		官庁營繕	7,987,000	昭和45年度	昭和45年度及び昭和46年度	中央合同庁舎第4号館外16件の建設には、多くの日数を要するため
		公営住宅建設事業費補助	15,784,115	昭和45年度	昭和45年度及び昭和46年度	公営住宅建設事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行なうこととするものがあるため
		住宅地区改良事業費補助	5,855,142	昭和45年度	昭和45年度及び昭和46年度	住宅地区改良事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行なうこととするものがあるため
		下水道事業費補助	650,000	昭和45年度	昭和45年度及び昭和46年度	安威川流域下水道事業を円滑に実施するためには、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行なう必要があるため

河川等災害復旧事業	7,650,000	昭和45年度	昭和46年度
費補助			

は、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行なうことを要するものがあるため

昭和四十五年度歳出額公証会算

中
國銀行監査五十九。

昭和四十五年三月廿二日

(外)

(歳入歳出予算)
第1条 次に掲げる各特別会計の昭和45年度歳入歳出予算は、「甲号歳入歳出予算」に掲げるとおりとする。

昭和45年度特別会計予算

予 算 總 則

大蔵省所管	農林省所管	國立病院 ありん 金理 農業共済再保 險 森林保 險 漁船再保險及漁業共済保 險	國立病院 ありん 金理 農業共済再保 險 森林保 險 漁船再保險及漁業共済保 險
幣制運用基盤整備金	造印資本償還	自作農創設特別措置 開拓者資金融通 国有林野事業 中小漁業融資保證保 險 特定土地改良工事 アルコール専完事業 輸入保険 機械類信用保険 木船再保険 自動車損害賠償責任再保 險 港湾整備 自動車検査登録 空港整備	國立病院 ありん 金理 農業共済再保 險 森林保 險 漁船再保險及漁業共済保 險
通商産業省所管			
石炭対策 特定国有財産整備 立学校 厚生保 員			
運輸省所管			
大蔵省、通商産業省 及び労働省所管 大蔵省及び建設省所 管 文部省所管 厚生省所管			

<p>郵政省所管</p> <p>郵便貯金</p> <p>簡易生命保険及郵便年金</p> <p>労働者災害補償保険</p> <p>失業保険</p> <p>道路整備</p> <p>治水</p> <p>都市開発資金金融通</p>	<p>郵政事業</p> <p>郵便貯金</p> <p>簡易生命保険及郵便年金</p> <p>労働者災害補償保険</p> <p>失業保険</p> <p>道路整備</p> <p>治水</p> <p>都市開発資金金融通</p>	<p>(外) 〔課税證明許費〕</p> <p>第2条 各特別会計において、「財政法」第14条の3の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「丙号課税證明許費」に掲げるとおりとする。</p> <p>(国庫債務負担行為)</p> <p>第3条 各特別会計において、「財政法」第15条第1項の規定により昭和45年度において国が債務を負担する行為は、「丁号国庫債務負担行為」に掲げるとおりとする。</p> <p>(収入歳出予算等の内訳)</p> <p>第4条 「財政法」第28条及び各特別会計法の規定により、各特別会計の「収入歳出予定計算書」、「繰越預金請求書」及び「国庫債務負担行為要求書」は、別に添附する。</p> <p>(国債整理基金特別会計における日本銀行引受け公債の限度額)</p> <p>第5条 国債整理基金特別会計において、「財政法」第5条ただし書の規定により、政府が昭和45年度において発行する公債を日本銀行に引受けさせることができるものとし、同行の保有する公債の借換のため必要となる金額とする。</p> <p>(各特別会計における借入金等の限度額)</p> <p>第6条 産業投資特別会計において、「外貨公債の発行に関する法律」第1条第1項の規定により、昭和45年度において発行することができる外貨をもつて表示する公債(以下この条において「外貨債」という。)の同条第2項の限度額は、その引受け契約締結の日における「外国為替及び外國貿易管</p>	<p>理法」第7条第1項に規定する基準外國為替相場(以下この項において「基準相場」という。)又は同条第2項に規定する裁定外國為替相場(以下この項において「裁定相場」という。)により換算した金額が10,800,000千円に相当する外貨表示の額面総額とする。ただし、その発行する外貨債並びに昭和45年度一般会計予算の予算総則第11条第1項第20号の規定により政府が保証する債券及び地方債証券の額面総額(発行価格が額面金額を下回るものがあつたときは、その発行価格差減額をうちめたため必要な金額を控除した金額)をそれぞれの引受け契約締結の日における基準相場又は裁定相場で換算した金額の合計額が36,000,000千円をこえてはならない。</p> <p>2 前項に規定する外貨債で発行価格が額面金額を下回るものがあるときは、その発行価格差減額をうちめるため必要な金額を同項本文の限度額に加算した金額を限度額とする。</p> <p>第7条 次の表の左欄に掲げる各特別会計の中欄に掲げる法律の規定による借入金の限度額は、それぞれ右欄のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">特 別 会 計</th> <th style="width: 20%;">根 拠 規 定</th> <th style="width: 20%;">限 度 領</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交付税及び譲与税配付金</td> <td>「交付税及び譲与税配付金特別会計法」附則第24項</td> <td>8,000,000千円</td> </tr> <tr> <td>国 立 学 校</td> <td>「国立学校特別会計法」第7条第2項</td> <td>600,000</td> </tr> <tr> <td>国 立 病 院</td> <td>「国立病院特別会計法」第8条の2第2項</td> <td>病院勘定 3,700,000 療養所勘定 1,800,000</td> </tr> <tr> <td>特 定 土 地 改 良 工 事</td> <td>「特定土地改良工事特別会計法」第14条第2項</td> <td>13,100,000</td> </tr> <tr> <td>空 港 整 備</td> <td>「空港整備特別会計法」(仮称)</td> <td>2,300,000</td> </tr> <tr> <td>郵 政 事 業</td> <td>「郵政事業特別会計法」第16条第3項</td> <td>12,000,000</td> </tr> <tr> <td>都市開発資金金融通</td> <td>「都市開発資金金融通特別会計法」第12条第2項</td> <td>5,900,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 石炭対策特別会計における「石炭対策特別会計法」附則第8項の規定により借入金の限度額は、11,700,000千円とする。ただし、第11条第3項の規定により炭鉱整理促進費補助金又は炭鉱離職者就職促進手当を増額した場合において、当該経費の財源に充てるため必要があると認められるときは、大蔵大臣の承認を受けて、その増額した金額の範囲内で借入金の限度額を増額することができる。</p> <p>(一時借入金等の最高額)</p>	特 別 会 計	根 拠 規 定	限 度 領	交付税及び譲与税配付金	「交付税及び譲与税配付金特別会計法」附則第24項	8,000,000千円	国 立 学 校	「国立学校特別会計法」第7条第2項	600,000	国 立 病 院	「国立病院特別会計法」第8条の2第2項	病院勘定 3,700,000 療養所勘定 1,800,000	特 定 土 地 改 良 工 事	「特定土地改良工事特別会計法」第14条第2項	13,100,000	空 港 整 備	「空港整備特別会計法」(仮称)	2,300,000	郵 政 事 業	「郵政事業特別会計法」第16条第3項	12,000,000	都市開発資金金融通	「都市開発資金金融通特別会計法」第12条第2項	5,900,000
特 別 会 計	根 拠 規 定	限 度 領																									
交付税及び譲与税配付金	「交付税及び譲与税配付金特別会計法」附則第24項	8,000,000千円																									
国 立 学 校	「国立学校特別会計法」第7条第2項	600,000																									
国 立 病 院	「国立病院特別会計法」第8条の2第2項	病院勘定 3,700,000 療養所勘定 1,800,000																									
特 定 土 地 改 良 工 事	「特定土地改良工事特別会計法」第14条第2項	13,100,000																									
空 港 整 備	「空港整備特別会計法」(仮称)	2,300,000																									
郵 政 事 業	「郵政事業特別会計法」第16条第3項	12,000,000																									
都市開発資金金融通	「都市開発資金金融通特別会計法」第12条第2項	5,900,000																									

四〇

第8条 次の表の左欄に掲げる各特別会計の中欄に掲げる法律の規定による一時借入金、融通証券及び保証金（「国庫余裕金の繰替使用に関する法律」第1条の規定によるものを含む。）の最高額は、それぞれ右欄のとおりとする。

特 別 会 計	根 拠 規 定	最 高 額
印 刷 局	「印刷局特別会計法」第6条第3項	500,000千円
貴 金 属	「貴金属特別会計法」第8条第3項	4,000,000
外 国 為 替 資 金	「外国為替資金特別会計法」第4条第2項	800,000,000
産 業 投 資	「産業投資特別会計法」第13条第3項	8,000,000
交 紹 及 び 譲 手 税 配 分 金	「交付税及び譲手税配分金特別会計法」第13条第2項	26,000,000
石 炭 対 策	「石炭対策特別会計法」第12条第2項	17,000,000
國 立 学 校	「国立学校特別会計法」第9条第3項	2,000,000
國 立 病 院	「国立病院特別会計法」第9条第3項	病院勘定2,000,000
開 拓 者 資 金 融 通	「開拓者資金融通特別会計法」第7条第5項	1,000,000
國 有 林 野 事 業	「国有林野事業特別会計法」第6条第4項	4,000,000
アルコール専売事業	「アルコール専売事業特別会計法」第6条第3項	1,500,000
輸 出 保 険	「輸出保険特別会計法」第12条第4項	7,000,000
機 械 類 信 用 保 険	「機械類信用保険特別会計法」（仮称）	500,000
自 動 車 檢 查 登 録	「自動車検査登録特別会計法」第11条第3項	100,000
空 港 整 備	「空港整備特別会計法」（仮称）	2,500,000
郵 政 事 業	「郵政事業特別会計法」第17条第2項	5,000,000
都 市 開 発 資 金 融 通	「都市開発資金融通特別会計法」第13条第3項	150,000

2 食糧管理特別会計における「食糧管理特別会計法」第4条ノ2の規定による証券、借入金及び一時借入金の最高額は、2,100,000,000千円とする。ただし、第11条第4項第1号の規定により、国内米買入費若しくは国内麦管理費又は国内麦買入費若しくは国内麦管理費を増額した場合においては、大蔵大臣の承認を受けて、その増額した金額の範囲内で、かつ、上記の最高額の100分の30に相当する金額を限度として、証券、借入金及び一時借入金の最高額を増額することができる。

(給与総額)

第9条 次に掲げる各特別会計において、給与準則の適用を受ける職員に対して昭和45年度において支給する給与（職員俸給、扶養手当、調整手当、暫定手当、管理職手当、通勤手当、特務勤務手当、隔離地手当、宿日直手当、期末手当、奨励手当、寒冷地手当、超過勤務手当、休職者給与その他各省各庁の長が大蔵大臣と協議して定める手当をいう。）の総額は、次のとおりとする。ただし、予算の基礎となつた給与準則を実施するため必要を生じた場合、第11条第1項の規定により給与を支出する場合又は給与に関する公共企業体等労働委員会の裁定を企業経営に及ぼす影響等を考慮した上で実施することが適当であると認められる場合において、大蔵大臣の承認を受けて、経費の移用若しくは適用、予備費の使用又は第11条第1項の規定による経費の増額により、給与总额が変更されたときは、その変更された額とする。

造 布 局	幣 刷 局	國 有 林 野 事 業	アルコール専売事業	郵 政 事 業
2,102,135千円	8,238,877	43,664,595	1,460,793	345,710,750

(特別給与の支出)

第10条 前条に規定するもののほか、郵政事業特別会計において、職員の能率向上による企業経営の改善によって収入が予定より増加し、又は経費を予定より削減したときは、大蔵大臣の承認を受け、その収入の増加額又は経費の節減額の一部に相当する金額を昭和45年度において給与準則の適用を受ける職員に対する特別の給与の支出に充てることができる。

2 前項の規定により特別の給与の支出をする場合においては、経費の移用又は適用によるものほか、当該経費の使用決定等については、「郵政事業特別会計法」第26条及び「財政法」第38条の規定の例による。

(歳入歳出予算の算力条項)

第11条 次の表の左欄に掲げる各特別会計において、中欄に掲げる事由により収入金額が予算額に比して増加するときは、その増加する金額を限度としてそれぞれ右欄に掲げる経費を増額することができる。

特 別 会 計	要 件	経 費
1 造幣局、印刷局	注文品の製造数量の増加又は原材料の値上がり等に伴う売渡価格の変更による収入の増加	製造及び売渡しのため直接必要な経費
2 資 金 運 用 部	郵便特金等の収入資金の増加等に伴う収入の増加	預託金利子に必要な経費
3 國 債 整 理 基 金	国債、借入金、一時借入金又は短期証券の償還金、利子、割引料並びに発行及び償還に関する諸費	債務償還費、利子及び割引料等に必要な経費

		支出に充てるための他会計、日本国有鉄道又は日本電信電話公社から の受入金の増加	
4 費 金 属	金地金の売渡数量の増加に伴う収入の増加	金地金の購入のため直接必要な経費	
5 産 業 投 資	外貨公債発行による収入の増加	産業投資支出及び外貨公債発行に必要な経費	
6 地 震 再 保 険	再保険金支払いに必要な借入金その他の収入の増加	再保険金支払いに必要な経費	
7 交 付 税 及 び 謹 与 税 附 付 金	地方道路税、石油ガス税及び特別とん税の収入の増加	地方謹与税譲与金に必要な経費	
8 国 立 学 校	附属病院収入その他の収入の増加	当該事業量の増加のため直接必要な経費	
9 国 立 病 院	病院勘定における病院収入又は療養所勘定における療養所収入の増加	それぞれの勘定の事業量の増加のため直接必要な経費	
10 あ へ ん	あへんの売渡数量の増加又は輸入あへんの値上りに伴う売渡価格の変更による収入の増加	あへん購入のため直接必要な経費	
11 厚 生 保 険、船 員 保 険、國 民 年 金、勞 働 者 災 害 補 備 保 険、失 業 保 険	保険料収入のうち純保険料に相当する金額の増加	保険給付に必要な経費	
12 国 民 年 金	業務勘定における印紙完納収入の増加	業務勘定における國民年金勘定への繰入れに必要な経費	
13 農 業 共 济 再 保 険、流 船 再 保 険 及 び 渔 業 共 济 保 険、木 船 再 保 険	再保険料又は保険料収入の増加	再保険金又は保険金に必要な経費	
14 国 有 林 野 事 業 勘	業務収入の増加	立木の販売及び素材等の生産又は販売に係る作業量の増加並びにこれに伴い必要となる林道事業又は	
15 ア ル コ ー ル 専 営 事 業	アルコールの売渡数量の増加又は原材料の値上り等に伴う売渡価格の変更による収入の増加	アルコールの取扱、製造又は売渡しのため直接必要な経費	新植事業の事業量の増加のため直接受必要な経費
16 自 動 車 損 害 賠 償 責 任 再 保 険	自動車の検査及び登録件数の増加に伴う検査登録料収入の増加	自動車の検査及び登録料収入又は賦課金收入の増加	自動車の検査登録料収入の増加のため直接必要な経費
17 自 動 車 損 害 賠 償 登 錄	郵便貯金の受入額の増加等に伴う収入の増加	郵便貯金の受入額の増加等に伴う収入の増加	郵便貯金の利子又は郵政事業特別会計への繰入れに必要な経費
18 郵 便 貯 金	郵便年金	郵便年金における保険料収入の増加又は年金勘定における掛金収入の増加	郵便年金の利子又は郵政事業特別会計への繰入れ又は年金勘定における年金若しくは郵政事業特別会計への繰入れに必要な経費
19 簡 易 生 命 保 険 及 び 郵 便 年 金	イ ロ	業務外収入以外の収入の増加	当該業務に直接必要な経費
20 郵 政 事 業	業 務 外 収 入 の 増 加	業務外収入の増加	業務外支出に必要な経費
21 都 市 開 發 資 金 通 用	貸付金の繰上償還による運用金回収入の増加	貸付金の繰上償還による運用金回収入の増加	国債整理基金特別会計への繰入れに必要な経費
2 造船局特別会計において、予算において予定した数量をこえる補助貨幣の製造により又は原材料の値上り等に伴う補助貨幣の製造費の増加によりその製造に直接必要な経費に不足を生ずるときは、その不足額を限度として当該経費を増額することができる。この場合において、当該増額に係る経費を支弁するために必要な金額は、補助貨幣回収準備資金からこの会計の歳入に組み入れることができる。			
3 石炭灰渣特別会計において、石炭灰渣の合理化のため採掘権者又は租礦権者が石炭灰渣における鉱業を廃止する場合におけるその廃止に係る石炭灰渣の生産数量又は離職者数等が予算において予			

定したことろに比して著しく増加するため、炭鉱整理促進費補助金又は炭鉱離職者就職促進手当の予算に不足を生ずるときは、その不足額を限度として当該経費を増額することができる。

4 食糧管理特別会計の各勘定において、次の各号に該当する場合においては、当該各号に掲げる措置をとることができる。

- (1) 国内米管理勘定又は国内麦管理勘定において、国内米又は国内麦の買入数量が予算において予定した数量に比して著しく増加するため、国内米買入費若しくは国内麦の買入数量が予算において予定した数量に比して著しく増加するとき。その不足額を限度とする当該経費の増額
- (2) 国内麦管理勘定において、国内麦の買入数量が予算において予定した数量に比して著しく減少することにより、輸入食糧管理勘定において、予算において予定した数量を著しくこえて輸入食糧を買入れる必要が生じたため、輸入食糧買入費又は輸入食糧管理費に不足を生ずるとき。その不足額を限度とする当該経費の増額
- (3) 業務勘定において、やむを得ない事由による給与若しくは退職手当の支給又は災害復旧に必要な経費（これらの経費の支出に伴い必要となる経費を含む。以下第5項において同じ。）に不足を生ずるとき。その不足額を限度とする当該経費の増額
- (4) 国内米管理、国内麦管理、輸入食糧管理、農産物等安定又は輸入飼料の各勘定において、業務勘定への繰入れに必要な経費に不足を生ずるとき。その不足額を限度とする当該経費の増額。ただし、当該不足が前号に規定する事由以外の事由により生ずる場合には、当該不足する勘定以外の勘定への繰入れに必要な経費について、当該不足する勘定の当該経費の増額分に相当する額を減額しなければならない。
- (5) 調整勘定において、国債整理基金特別会計への繰入れに必要な経費に不足を生ずるとき。その不足額を限度とする当該経費の増額

(6) 国内米管理、国内麦管理、輸入食糧管理、農産物等安定、輸入飼料又は業務の各勘定において、調整勘定への繰入れに必要な経費に不足を生ずるとき。その不足額を限度とする当該経費の増額

(7) 調整勘定において、国内米管理、国内麦管理、輸入食糧管理、農産物等安定又は輸入飼料の各勘定における経費の財源の不足をうめるため、当該各勘定への繰入れに必要な経費の増額

5 国立学校、国立病院、国民年金（福祉年金勘定に限る。）、国有林野事業（治山勘定に限る。）、特定土地改良工事、港湾整備、空港整備、道路整備及び治水の各特別会計において、一般会計からの受入金（当該受入金に関連して増加する収入を含む。）又はその他の収入（借入金を除く。以下この項において同じ。）が予算額に比して増加する場合には、第1項の規定によるもののか、当該増加額の範囲内で、事業のため直接必要な経費（その他の収入が増加する場合にあっては、やむを得ない事由による給与若しくは退職手当の支給又は災害復旧に必要な経費に限る。）の支出に充てるため、当該特別会計の経費を増額することができる。

6 前各項の規定により経費を増額する場合においては、「財政法」第35条第2項、第3項及び第4項（郵政事業特別会計にあつては、同特別会計法第26条）並びに第36条の規定の例による。この場合において、第1項第20号に掲げる経費の増額については、大蔵大臣の承認を受けなければならない。

（予算の移用）

第12条「財政法」第33条第1項ただし書の規定により、各特別会計において移用することができる場合は、第1表から第3表までに掲げる各項の経費の金額を当該各項の間ににおいて相互に移用する場合とする。

第1表 特別会計（勘定区分のある特別会計にあつては、各勘定）の各項の間の移用

特 別 会 計		計	移用することができる項
特 別 会 計	勘 定	移用することができる項	
食 糧 管 理	国内米管理、国内麦管理、輸入食糧管理、農産物等安定、輸入飼料	返還金等他勘定へ繰入の項を除く各項	各 項
農業共済再保険	農業、畜産	各 項	
國 有 林 野 事 業	國有林野事業	國有林野事業費と國有林野治山事業費	
治 山		各 項	
港 港 整 備	港港整備	港港事業費、埠頭整備資金貸付金、港港事業等工事諸費の各項	
特 定 港 湾 施 設 工 事	各 項		
治 水	河川事業費、河川総合開発事業費、水資源開発公団交付金、砂防事業費、建設機械整備費、治水事業工事諸費の各項		
水 治 水	北海道河川事業費、北海道河川総合開発事業費、北海道砂防事業費、北海道建設機械整備費の各項		
特 定 多 目 的 ダ ム 建 設 工 事	多目的ダム建設事業費と工事諸費等治水勘定へ繰入		
空 港 整 備	空港整備事業費と空港整備工事諸費		

第2表 特別会計の一部の勘定の項の間の移用

道 路 整 備	道 路 事 業 費、街路事業費、首都圏道路整備事業費、建設機械整備費、員保険、国立病院、国民年金、特定土地改良工事、自動車損害賠償責任再保険、自動車検査登録、郵政事業、郵便貯金、簡易生命保険及郵便年金、労働者災害補償保険、失業保険、都市開発資金融通
	各 項

(保険契約の限度額)
第13条 次の表の左欄に掲げる各特別会計の中欄に掲げる法律の規定による保険契約(再保険契約を含む。)の金額の限度は、昭和45年度においてそれぞれ右欄に掲げるとおりとする。

特 別 会 計	根 拠 規 定	限 度	額
地 震 再 保 険	「地震保険に関する法律」第3条第3項	1回の地震等により支払う千円	べき再保險金の総額 270,000,000
中小漁業融資保証保険	「中小漁業融資保証法」第70条第4項	保険面額の総額	68,000,000
輸 出 保 険	「輸出保険法」	次の各保険ごとの保険金額の総額 普通輸出保険 2,200,000,000 輸出代金保険 1,400,000,000	
		輸出手形保険の保険契約に基づいて成立する保険 關係 輸出金融保険の保険契約に基づいて成立する保険 委託販売輸出保険 8,000,000 海外広告保険 3,000,000 海外投資元本保険 2,000,000 海外投資利益保険 1,100,000 海外投資保険 100,000 海外投資保険 50,000,000	
機 械 類 信 用 保 険	「機械類信用保険法」(仮称)	保険金額の総額	50,000,000

(郵政事業特別会計の作業資産保有の最高額)

第14条 郵政事業特別会計において、「郵政事業特別会計法」第15条の規定により昭和45年度において同会計に属する現金をもつて事業上必要な作業資産を保有する最高額は、10,100,000千円とする。
(俸給予算等の制限)
第15条 俸給予算の執行にあたつては、歳入歳出予定計算書に掲げる政府職員予算定員及び俸給額によるものとし、当該経費の金額の範囲内であつても、当該定員の増加又は俸給額の増額をみだりに行なつてはならない。

第3表 特別会計の一部の項の間の移用

特 別 会 計	移 用 す る こ と が で き る 項
空 港 整 備	空港整備事業費と空港整備工事諸費

甲号 嘉入嘉出予算

所 管	特 別 会 計	歳		入		歳		出	
		款	項	金 額 (千円)	歳 項	金 額 (千円)	歳 項	金 額 (千円)	出
大蔵省	造幣局	補助貨幣回収準備資金より受入		7,739,835	事業費	8,343,355	予備費	150,000	
				7,739,835					
		事業収入		645,562	事業費	645,562	予備費		
		事業収入		645,562					
		事業収入		107,958	事業費	107,958	予備費		
		事業収入		107,958	事業費	107,958	予備費		
		合計		8,493,355	事業費	8,493,355	予備費		
		事業収入		20,138,755	事業費	20,138,755	予備費		
		事業収入		613,485	事業費	613,485	予備費		
		合計		20,752,240	事業費	20,752,240	予備費		
				853,190,231	事業費	853,190,231	予備費		
				853,190,231	事業費	853,190,231	予備費		
		他会計より受入		3,750	利子費	3,750	利息費	799,025	
		他会計より受入		3,750	利子費	3,750	利息費	852,385,956	
		一般会計より受入		100	利子費	100	利息費	80,000	
		一般会計より受入		100	利子費	100	利息費		
		合計		853,194,081	合計	853,194,081	合計		
		他会計より受入		2,098,055,388					
		他会計より受入		2,098,055,388					
国債整理基金	公債金			31,293,900	国債整理基金支出			2,133,349,935	

(外) 報 加

53

公 債 金	31,293,900	
運 用 収 入	456,647	
前 年 度 利 息 受 入	3,544,000	
合 計	2,133,349,935	
貴 金 屬		
貴 金 屬 売 托 代		
前 年 度 利 息 受 入	28,380,000	
雜 取 入	23,867	
合 計	28,404,097	
外 國 為 替 資 金		
外 國 為 替 等 売 買 差 益		
運 用 収 入	6,905,096	
雜 取 入	6,905,096	
合 計	13,810,192	
產 業 投 資		
運 用 収 入	31,396,844	
雜 取 入	31,396,844	
合 計	62,793,688	
一 般 會 計 よ り 受 入	93,600,000	
他 會 計 よ り 受 入	93,600,000	
公 債 金	31,293,900	
運 用 収 入	456,647	
前 年 度 利 息 受 入	3,544,000	
合 計	2,133,349,935	
貴 金 屬 買 入 費		
事 務 費		
國 債 整 理 基 金 特 別 会 計 へ 繰 入 予 備 費		
1,248,550		
27,014,439		
76,998		
64,110		
2,000,657		
458,986		
35,674,577		
166,850		
2,000,657		
38,302,050		
產 業 投 資 支 出		
事 務 費		
米 国 対 日 援 助 貸 務 处 理 費		
國 債 整 理 基 金 特 別 会 計 へ 繰 入 予 備 費		
15,810,570		
8,464,283		
1,200,000		

(外)号(報)面

前年度剩余金受入	4,067,511	
雜 収 入	1	
資產処分収入	6,000,000	
合 計	131,490,352	
賠償等特殊債務処理		
他会計より受入		
一般会計より受入	11,100,000	
前年度剩余金受入	11,100,000	
雜 収 入	100	
合 計	11,200,400	
地震再保險		
再保險料収入		
他会計より受入	1,745,378	
前年度剩余金受入	1,745,378	
雜 収 入	11,707	
合 計	11,707	
再保險料収入		
他会計より受入	2,064,386	
前年度剩余金受入	2,064,386	
雜 収 入	319,009	
合 計	319,009	
賠償等特殊債務処理費		
他会計より受入	1,662,889,248	
一般会計より受入	1,662,889,248	
大蔵省及び自治省 交付税及び譲与税配 付金	1,654,371,617	
	109,705,000	

(外) 勘 証 号

55

租 税	地 方 道 路 稅	89,848,000	支 出 金	100					
	石 油 力 又 特 別 と ん 稅	13,667,000	國 債 整 理 基 金 特 別 會 計 予 備 費	16,635,165					
借 入 金	借 入 金	8,000,000		392,195					
前 年 度 剩 余 金 受 入		8,000,000							
前 年 度 剩 余 金 受 入		374,729							
前 年 度 剩 余 金 受 入		374,729							
雜 收 入	雜 收 入	135,100							
合 計		1,781,104,077	合 計						
大蔵省 通商産業省 及 び 労 動 省	石 炭 対 策	85,363,000	石炭鉱業合理化安定対策 費	66,543,512					
	租 借 入	85,363,000	鉱 告 対 策 費	12,312,406					
	金	11,700,000	產炭地域振興対策費	6,483,276					
	借 入	11,700,000	事 業 处 理 費	1,233,732					
前 年 度 剩 余 金 受 入		1,000	炭鉱離職者援護対策費	5,397,933					
前 年 度 剩 余 金 受 入		1,000	產炭地域開発雇用対策費	3,154,941					
雜 收 入	雜 收 入	50,000	諸 支 出 金	100					
		50,000	國債整理基金特別会計へ 繰入	688,100					
合 計		97,114,000	予 備 費	1,300,000					
大蔵省及び建設省	特定期有財産整備	11,881,203	特定期有財産整備費	13,254,417					
	國 有 財 產 处 分 収 入	11,881,203	事 業 取 扱 費	10,601					
他 会 計 よ り 受 入		150,384	予 備 費	700,000					
一 般 会 計 よ り 受 入		150,384							
前 年 度 剩 余 金 受 入		5,105,122							

(号) 外(報)

		前年度剰余金受入	5,105,122
		雜 収 入	325,082
文 部 省 国 立 学 校	合 計		13,965,018
借 入 金	一般会計より受入	253,701,685	181,017,646
附 屬 病 院 収 入	一般会計より受入	600,000	53,100,647
授業料及入学検定料	借 入 金	600,000	20,958,538
学校財産廻分収入	附 屬 病 院 収 入	37,493,017	48,436,056
厚 生 省 厚 生 保 健 檢 定	授業料及入学検定料	6,014,518	1,617,281
保 险 収 入	学校財産廻分収入	3,350,000	250,000
合 計	雜 収 入	3,350,000	
保 险 収 入	4,220,948	4,220,948	
保 险 収 入	合 計	305,380,168	
保 险 料 収 入	保 险 給 付 費	579,104,871	
一般会計より受入	保健施設費等業務勘定へ 繰入	1,392,306	
借 入 金	借 入 金	22,500,000	128,032,040
雜 収 入	借 入 金	185,383,739	10,517,845
合 計	予 備 支 出 金	1,004,396	10,000,000
日 届 健 康 勘 定 保 险 収 入	合 計	729,047,122	
	保 险 給 付 費	58,941,393	

外(号)報官

57

保険料収入	15,997,850	社施設費業務勘定へ繰入	13,448
一般会計より受入	20,719,938	借入金償還金	85,138,818
借入金	114,213,185	諸支出金	6,381,768
借入金	114,213,185	予備費	546,950
借入金	91,344	合計	151,022,317
年金勘定	151,022,317	保険給付費	158,737,074
保険料収入	977,196,910	社施設費業務勘定へ繰入	6,166,677
一般会計より受入	703,394,430	諸支出金	115,217
船員保険特別会計より受入	27,811,822	予備費	23,810,561
人用収入	1,000	合計	188,829,529
雜収入	245,989,658	保険料	14,024,148
雜収入	141,012	取扱費	340,557
合計	977,337,922	施設費	289,011
業務勘定	13,060,716	保健施設費	8,889,480
他会計より受入	13,060,716	予備費	600,000
他勘定より受入	7,572,491	合計	24,133,196
他勘定より受入	7,572,491	保険料	24,133,196
雜収入	3,489,989	業務取扱費	23,855,162
雜収入	3,489,989	施設費	672,416
合計	24,133,196	保健施設費	29,300
船員保険		予備費	1,319,845
保険収入		合計	
保険料収入	50,954,947	保険料	
一般会計より受入	42,581,178	業務取扱費	
厚生保険特別会計より受入	2,712,699	施設費	
	1,000	保健施設費	

昭和四十一年三月三十日 痘癩院会計簿第十一帳面 臨時四十五年度特別会計予算

三〇四

	運用	収入	予備費	資
	雜取入	雜取入	180,823	1,746,809
國立病院勘定				
病院収入				
他会計より受入				
借入金				
積立金より受入				
雜取入				
合計			53,754,561	53,754,561
療養所勘定				
療養所収入				
他会計より受入				
借入金				
雜取入				
合計			303,810	276,850
あへん売払代収入				
あへん購入費				

	業務取扱費	16,169
業務取扱費	予備費	706,494
予備費	業務取扱費	303,810
業務取扱費	雜取入	1,012
雜取入	前年度剩余金受入	694,691
前年度剩余金受入	前年度剩余金受入	694,691
前年度剩余金受入	計	999,513
計	合計	999,513
國民年金給付金	國民年金給付金	175,716,772
諸支金	保険料収入	100,991,601
諸支金	一般会計より受入	36,089,850
諸支金	運用収入	38,635,321
諸支金	雜取入	11,600
諸支金	雜取入	11,600
諸支金	合計	175,728,372
福社年金給付費	他会計より受入	80,931,254
福社年金給付費	一般会計より受入	80,931,254
福社年金給付費	雜取入	139,101
福社年金給付費	雜取入	139,101
福社年金給付費	前年度剩余金受入	671,212
福社年金給付費	前年度剩余金受入	671,212
福社年金給付費	合計	81,741,567
業務取扱費	他会計より受入	20,235,939
業務取扱費	一般会計より受入	20,235,939
業務取扱費	印紙売捌収入	101,941,521
業務取扱費	印紙売捌収入	101,941,521
施設整備費	施設整備費	20,122,254
施設整備費	印紙收入國民年金勘定へ繰入	83,264
施設整備費	諸支出金	97,087,163
施設整備費	諸支出金	1,000

昭和四十一年三月三十日 衆議院予算委員会第十一回 定額四十五年度特別會計予算

二〇六

他勘定より受入							289,710
雜 収 入						289,710	福祉施設費
前年度剩余金受入						289,579	5,353,358
合 計						122,936,749	
農林省食糧管理							
国内米管理勘定							
食糧管理收入							
国内米完払代						702,900,090	國內米買入費
他会計より受入						702,900,090	國內米管理費
他勘定より受入						2,200,000	返還金等他勘定へ繰入
雜 収 入						2,200,000	予備費
調整勘定より受入						1,866,521,556	1,461,161,842
合 計						1,866,521,556	150,000,000
国内麦管理勘定							
食糧管理收入						2,572,568,388	
国内麦完払代						23,504,261	國內麦買入費
他勘定より受入						23,504,261	44,974,982
調整勘定より受入						45,872,535	2,455,878
雜 収 入						45,872,535	14,949,931
合 計						3,985	7,000,000
食糧管理收入						69,380,791	予備費
輸入食糧管理勘定						122,926,924	69,380,791
						94,539,339	

官 報 号 (外)

61

輸入食糧壳払金	122,926,924	輸入食糧管理費	3,161,938
他会計より受入	2,006,000	返還金等他勘定へ繰入	30,443,798
一般会計より受入	2,006,000	予 備 費	30,000,000
他勘定より受入	32,110,131		
調整勘定より受入	32,110,131		
雜 収 入	1,102,020		
雜 収 入	1,102,020		
合 計	158,145,075	合 計	158,145,075
農産物等安定勘定			
他会計より受入	800,000	農産物等買入費	4,411,237
他勘定より受入	800,000	農産物等管理費	458,500
調整勘定より受入	11,683,946	返還金等他勘定へ繰入	4,614,219
雜 収 入	11,683,946	予 備 費	3,000,000
雜 収 入	10		
合 計	10	合 計	12,483,956
輸入飼料勘定			
輸入飼料充拵代	54,418,550	輸入飼料買入費	57,092,254
他会計より受入	54,418,550	輸入飼料管理費	1,553,222
一般会計より受入	2,000,000	返還金等他勘定へ繰入	6,642,106
他勘定より受入	2,000,000	予 備 費	8,000,000
調整勘定より受入	16,857,670		
雜 収 入	16,857,670		
雜 収 入	11,362		
合 計	11,362	合 計	12,483,956
業務勘定			
他勘定より受入	57,617,802	事 務 費	44,059,222

昭和四十五年三月三十日 農業共済再保険基会計
昭和四十五年三月三十日 農業共済再保険基会計

1110

検査印紙収入	他勘定より受入	57,617,802	サイロ及倉庫運営費 返還金等調整勘定へ繰入	621,460
雜 収 入	検査印紙収入	892,611	予 備 費	13,371,147
雜 収 入	51,416	51,416		500,000
合 計	58,561,829	58,561,829		
調整勘定				
他会計より受入	一般会計より受入	301,600,000	國債整理基金特別会計へ 繰入	1,486,371,403
他勘定より受入	他勘定より受入	301,600,000	食糧買入費等財源他勘定 へ繰入	1,987,776,914
食糧証券及借入金收入	食糧証券及借入金收入	1,488,296,317		
合 計	1,684,252,000	1,684,252,000		
農業共済再保険 再保険金支払基金勘定				
農業共済再保険金支払基 金収入	前年度繰越資金受入	7,125,024	再保険金支払財源他勘定 へ繰入	7,249,712
雜 収 入	7,125,024	7,125,024		
合 計	124,688	124,688		
農業勘定				
農業再保険収入	再保険料	7,249,712		
支払基金受入	一般会計より受入	22,673,680	農業再保険費補 助及交付金 予備費	13,273,199
合 計	再保険金支払基金勘定よ り受入	527		8,890,947
雜 収 入	22,673,153	6,213,410		6,750,384
合 計	26,540	26,540		
		28,913,630	合 計	28,913,630

	家畜期定	家畜再保險収入	7,155,172	家畜再保險費	4,517,732
		再保険料	927,337	農業共済組合連合会等交 付金	439,893
		一般会計より受入	4,594,416	予備費	2,699,567
		前年度繰越資金受入	1,633,319		
支払基金受入		再保險金支払基金勘定より受入	500,000		
雜収入		前年度繰越資金受入	500,000		
合計		2,010	2,010		
臨時果樹勘定					
果樹再保險収入		7,657,182	合計	7,657,182	
		26,262	果樹再保險費	529,540	
		9,780	果樹保険交付金	5,142	
		16,309	予備費	28,342	
		173			
支払基金受入		536,302			
再保險金支払基金勘定より受入		536,302			
雜収入		460	合計	563,024	
合計		460			
業務勘定					
他会計より受入		563,024	合計	563,024	
		277,116	農業共済再保險業務費		
		277,116	予備費	276,188	
		72			
雜収入		72			
合計		277,188	合計	277,188	
森林保険					
森林保険収入	保険料	1,817,624	森林保険費	357,817	
		607,952	森林保険業務費	342,704	
		1,209,672	予備費	1,238,898	

雜	收	入	雜	收	入	
合			1,939,419		121,795	
						合計
						1,939,419
<u>漁船再保險及漁業共濟保險</u>						
<u>漁船普通保險勘定</u>						
漁船再保險收入			9,234,967		漁船再保險費	
			5,115,647		漁船保險振興費	
再保險料			1,444,100		予備費	
一般會計より受入			2,675,220			
前年度繰越資金受入						
雜收入			448,100			
雜收入			448,100			
合計			9,683,067			
<u>漁船特殊保險勘定</u>						
漁船特殊再保險收入			518,945		漁船特殊再保險費	
			472,984		國債整理基金特別会計へ 繰入予備費	
特殊再保險料			45,961			
前年度繰越資金受入						
借入金			150,000			
借入金			150,000			
雜收入			33,200			
雜收入			33,200			
合計			702,145		合計	
<u>漁船乗組員給与保險勘定</u>						
給与再保險收入			60,155		給与再保險費	
			53,803		國債整理基金特別会計へ 繰入予備費	
給与再保險料						
前年度繰越資金受入			6,352			
借入金			100,000			
借入金			100,000			
雜收入			6,005			

外(号)報

65

	雜 収 入	6,005	合 計	166,160
	漁業共済保険収入	1,756,728	漁業共済保険料	1,068,538
		10	漁業共済組合連合会交付金	541,535
			予備費	149,956
	一般会計より受入	1,727,307		
	前年度繰越資金受入	29,411		
	雜 収 入	3,301	雜 収 入	3,301
	合 計	1,760,029	合 計	1,760,029
	他会計より受入	179,399	業務取扱費	177,405
	一般会計より受入	6	予備費	2,000
	雜 収 入	179,405	合 計	179,405
	自作農創設特別措置			
	自作農創設特別措置収入			
	農地等売払収入	2,038,775	事務取扱費	239,725
	農地等貸付収入	1,838,244	農地等買入諸費用	699,632
		200,531	元他会計所屬農地売払収入	335,322
	雜 収 入	142,180	國債整理基金特別会計へ繰入	
	前年度剩余额受入	2,691,742	142,180	28,288
	前年度剩余额受入	2,691,742	合 計	1,302,967
	合 計	4,872,697	事務取扱費	376,948
	開拓者資金融通	2,821,940	國債整理基金特別会計へ繰入	3,942,196
	償還金収入	2,821,940		

昭和四十一年十一月三十日 議院議報第十一号丁 昭和四十一年度決算報告書

一一一

		予 備 費		
		1,344,204	1,344,204	10,000
他会計より受入				
雑 収 入	一般会計より受入	1,344,204		
雑 収 入	前年度剩余金受入	3,000	3,000	
前年度剩余金受入	前年度剩余金受入	160,000	160,000	
合 計	合 計	4,329,144	4,329,144	
国有林野事業				
国有林野事業勘定				
国有林野事業收入				
業務収入	155,894,694	国有林野事業費	145,694,757	
林野売払代	144,475,797	国有林野治山事業費	7,158,937	
雑 収 入	4,570,724	林業振興諸費用	7,000,000	
他勘定より受入	6,848,173	予 備 費	3,500,000	
特別積立金引当資金より受入	459,000			
治山勘定より受入	459,000			
合 計	7,000,000			
他会計より受入				
特別積立金引当資金より受入	7,000,000			
合 計	163,353,694	合 計	163,353,694	
治山勘定				
地方公共団体工事費負担金收入				
一般会計より受入	30,340,000	治山事業費	27,953,800	
地方公共団体工事費負担金收入	30,340,000	北海道治山事業費	2,364,000	
治山事業工事諸費用	790,608	離島治山事業費	288,000	
予 備 費	790,608	治山事業工事諸費用	524,958	
雑 収 入	8,531	予 備 費	72,767	
前年度剩余金受入	64,386	合 計	64,386	
合 計	31,203,525	合 計	31,203,525	

中小漁業融資保証保 回 収 金 収 入 雜 取 入 前 年 度 剩 余 金 受 入 合 計	保 險 料 収 入 保 險 料 収 入 回 収 金 収 入 回 収 金 収 入 前 年 度 剩 余 金 受 入 前 年 度 剩 余 金 受 入 合 計	231,515 231,515 110,441 110,441 1,822,744 1,822,744 2,267,351	保 事 務 取 扱 費 予 備 費 險 費 費 費	359,485 44,082 1,863,784
特定土地改良工事 他会計より受入 借 入 金 受託工事費受入 土地改良事業費負担金等 収入 受託工事費受入 土地改良事業費負担金收 入 他用途転売等収入 雜 収 入 前 年 度 剩 余 金 受 入 合 計	他会計より受入 一般会計より受入 借 入 金 受託工事費受入 土地改良事業費負担金等 収入 受託工事費受入 土地改良事業費負担金收 入 他用途転売等収入 雜 収 入 前 年 度 剩 余 金 受 入 前 年 度 剩 余 金 受 入 事 業 収 入 事 業 収 入 雜 収 入	17,413,927 17,413,927 13,100,000 13,100,000 2,658,600 2,658,600 3,880,990 2,617,576 1,263,414 36,463 36,463 1,368,646 1,368,646 38,458,626 10,323,288 10,323,288 49,753	土 地 改 良 事 業 費 土 地 改 良 事 業 工 事 諸 費 土 地 改 良 事 業 費 負 担 金 等 國 貨 整 理 基 金 特 別 會 計 へ 予 備 費 費	28,291,833 2,746,279 62,341 6,864,756 493,417 合 計 38,458,626 8,167,477 50,000
通 商 產 業 省 アルコール専売事業				

(外) 号 冊

	合計	雜 収 入	雜 収 入	合計
輸出保険	保険料収入	保険料収入	保険料収入	8,217,477
	運用収入	運用収入	運用収入	8,199,541
	雑収入	雑収入	雑収入	404,744
	前年度剩余金受入	前年度剩余金受入	前年度剩余金受入	20,714,701
	合計	29,318,986	29,318,986	
機械類信用保険	保険料収入	保険料収入	保険料収入	6,285,393
	運用収入	運用収入	運用収入	6,285,393
	雑収入	雑収入	雑収入	3,920,654
	前年度剩余金受入	前年度剩余金受入	前年度剩余金受入	3,920,654
	合計	18,242,939	18,242,939	
保険料収入	保険料収入	保険料収入	保険料収入	202,418
	運用収入	運用収入	運用取扱費	202,418
	雑収入	雑収入	予備費	58,500
	前年度剩余金受入	前年度剩余金受入	前年度剩余金受入	58,500
	合計	194,757	194,757	1,116,519
運輸省木船再保険	再保険料収入	再保険料収入	再保険料収入	1,572,194
	他会計より受入	再保険料収入	利得還付費	179,578
	雑収入	事業予備費	金費	9,507
	合計	9,507	1,572,194	1,572,194
				153,187
				52,709
				10,424
				231,619

	前年度剩余金受入	245,531	13,923
	前年度剩余金受入	245,531	
	合 計	447,939	447,939
自動車損害賠償責任 再保險 保 险 勘 定			
再保險料及保険料收入	209,332,114	再保險及保険費 予 備 費	153,479,275
雜 収 入	5,304,459	保 障 勘 定へ繰入 予 備 費	2,554,623
前年度剩余金受入	94,075,866		152,678,541
合 計	94,075,866		
保 障 勘 定			
保 障 事 業 取 入	2,420,949	保 障 費 業 務 勘 定へ繰入 予 備 費	3,331,872
他 勘 定 より 受 入	2,554,623		125,310
雜 収 入	517,031		9,065,599
前年度剩余金受入	7,030,178		
合 計	7,030,178		
業 务 勘 定			
他 会 計 より 受 入	12,522,781	業 务 取 扱 費 保 障 業 務 委 託 費 予 備 費	12,522,781
一 般 会 計 より 受 入	204,267		205,485
他 勘 定 より 受 入	125,310		125,310
	保 障 勘 定 より 受 入		1,000

雜 収 入	雜 収 入	
前年度剰余金受入	2,216	2
合 計	331,795	2
港湾整備		
港湾整備勘定		
他会計より受入		
他勘定より受入		
港湾管理者工事費負担金 収入		
地方債証券償還収入		
受託工事納付金収入		
前年度剰余金受入		
雜 収 入		
特定港湾施設工事勘定		
港湾管理者工事費負担金 収入		
受益者工事費負担金収入		
他会計より受入		
一般会計より受入		
港湾管理者工事費負担金 収入		
港湾管理者工事費負担金 収入		
特定港湾施設工事勘定		
港湾管理者工事費負担金 収入		
受益者工事費負担金収入		
他会計より受入		
一般会計より受入		
港湾管理者工事費負担金 収入		
港湾管理者工事費負担金 収入		
石油港湾施設工事費		
物資別専門埠頭港湾施設 工事費		
受託工事費		
國債整理基金特別会計へ 繰入		
合 計	93,453,800	
	93,453,800	
	93,453,800	
	2,156,900	
	9,498,140	
	1,450,300	
	100,000	
	136,107	

外 告 報 官

71

地方債証券償還収入	受益者工事費負担金収入	7,682,480	工事諸費港湾整備勘定へ 繰入予備費	630,242
受託工事納付金収入	地方債証券償還収入	141,862	予備費	287,014
前年度剩余金受入	受託工事納付金収入	100,000		
前年度剩余金受入	受託工事納付金収入	294,996		
雜 収 入	前年度剩余金受入	21,000		
合 計	前年度剩余金受入	21,000		
自動車検査登録	検査登録印紙収入	14,258,703	合計	14,258,703
検査登録印紙収入	検査登録印紙収入	5,601,689	業務取扱費	3,761,777
雜 収 入	検査登録印紙収入	5,601,689	施設整備費	1,426,558
前年度剩余金受入	雜 収 入	63,161	予備費	766,665
前年度剩余金受入	前年度剩余金受入	63,161		
合 計	前年度剩余金受入	290,150		
空 港 整 備	前年度剩余金受入	290,150		
他会計より受入	合 計	5,955,000	合計	5,955,000
空 港 使用 料 収 入	空 港 整 備 事 業 費	8,712,000		
空 港 使用 料 収 入	北海道空港整備事業費	8,712,000		
地方公共団体工事費負担 金収入	離島空港整備事業費	6,432,092		
借 入 金	空港整備事業工事諸費	6,432,092		
借 入 金	空港維持運営費	587,186		
借 入 金	國債整理基金特別会計へ 繰入	587,186		
雜 収 入	予備費	2,300,000		
雜 収 入	予備費	440,256		

(外) 号 (報) 目

郵政省	郵政事業収入	雜収入	合計
郵便貯金	事業収入	業務費	合計
簡易生命保険及郵便年金保険勘定	事業収入	業務費	合計
運用取入	保険料収入	保険料	合計
雜収入	運用取入	運用取入	合計
	合計	合計	合計

年金勘定掛金収入	831,683	年金費	2,899,503
運用収入	331,683	郵政事業特別会計へ繰入	120,000
積立金より受入	1,447,920	予備費	20,000
積立金より受入	755,887		
雑収入	4,013		
合計	3,059,503		
労働省労働者災害補償保険保険料収入人	228,909,000	保険料	129,946,382
一般会計より受入	154,681,000	保険料返還金	3,619,535
未経過保険料受入	1,700,000	業務取扱費	8,723,524
支払備金受入	4,388,000	施設整備費	564,048
雑収入	68,140,000	保険施設費	3,047,987
合計	5,441,518	労働福祉事業団出資費	3,794,164
失業保険保険料収入人	5,441,518	予備費	84,654,878
合計	234,350,518	合計	234,350,518
保険料収入	253,898,000	保険給付費	155,203,000
保印紙収入	212,199,000	業務取扱費	12,727,872
一般会計より受入	2,103,000	施設整備費	742,150
運用収入	39,596,000	保険施設費	42,807,036
運用収入	17,576,805	雇用促進事業団出資費	22,956,071
雑収入	17,576,805	予備費	39,137,156
合計	2,098,480	合計	273,573,285

昭和三十一年四月一日 案議院令議案第十一號

三〇一〇

建設省道整備		他会計より受入		道路事業費		353,887,650	
地方公共団体工事費負担 金収入		一般会計より受入		北海道道路事業費		64,306,000	
地方債証券償還収入		550,011,000		街路事業費		85,260,000	
附帯工事費負担金収入		56,736,000		北海道街路事業費		8,885,000	
受託工事納付金収入		1,778,465		首都圏道路整備事業費		61,224,000	
前年度剰余金受入		1,778,465		建設機械整備費		3,423,000	
雜 収 入		9,647,000		北海道建設機械整備費		1,686,000	
前年度剰余金受入		9,647,000		離島道路事業費		4,362,000	
雜 収 入		7,561,000		道路災害関連事業費		18,000	
前年度剰余金受入		7,561,000		日本道路公団等出資費		36,300,000	
雜 収 入		1,300,000		有料道路整備資金貸付金		2,469,000	
合 計		1,300,000		附帯工事費		9,547,000	
他会計より受入		2,717,722		受託工事費		7,410,000	
他勘定より受入		2,717,722		道路事業工事諸費用		16,653,957	
地政整理基金特別会計 繰入		事務費		1,599,765		1,731,477	
電気事業者等工事費負担 金収入		予備費		988,338		988,338	
治水勘定		合 計		659,751,187		659,751,187	
河川事業費							
北海道河川事業費							
河川総合開発事業費							
北海道河川総合開発事業 費							
水資源開発公団交付金							
砂防事業費							
北海道砂防事業費							
建設機械整備費							

地方債証券償還収入		4,639	北海道建設機械整備費	122,000
附帯工事費負担金収入		1,000,000	離島治水事業費	1,039,000
受託工事納付金収入		5,200,000	附帯工事費	939,347
受託工事納付金収入		5,200,000	受託工事費	4,940,000
受託工事納付金収入		1,863,000	治水事業工事諸費	20,364,671
受託工事納付金収入		1,863,000	事務費	1,351,570
受託工事納付金収入		1,863,000	國債整理基金特別会計へ 繰入	4,534
受託工事納付金収入		1,863,000	予備費	564,299
合計		204,551,021	合計	204,551,021
特定多目的ダム建設 工事勘定		15,428,651	多目的ダム建設事業費	
他会計より受入		15,428,651	北海道多目的ダム建設事業費	
一般会計より受入		15,428,651	受託工事費	17,665,000
地方公共団体工事費負担 金収入		2,599,694	656,209	3,481,000
電気事業者等工事費負担 金収入		2,599,694	468,761	
地方債証券償還収入		4,638,155	工事諸費等治水勘定へ繰 入	1,717,291
受託工事納付金収入		4,638,155	予備費	31,948
前年度剩余金受入		484,609		
前年度剩余金受入		484,609		
受託工事納付金収入		686,000		
受託工事納付金収入		686,000		
前年度剩余金受入		167,000		
前年度剩余金受入		167,000		
他会計より受入		16,100		
他会計より受入		16,100		
都市開発資金融通		24,020,209	合計	24,020,209
一般会計より受入		600,000	都市開発資金貸付金	8,100,000
		600,000	業務取扱費	2,047

昭和四十五年三月二十日 衆議院会議録第十二号(二) 昭和四十五年度特別会計予算

所管	特別会計	事業	受託研究費
所管	特別会計	事業	施設整備費
大蔵省	造幣局	(項) 事業費のうち 施設費	(項) 施設整備費
文部省	印刷局	(項) 事業費のうち 機械試作研究委託費	(項) 施設整備費
大蔵省及び建設省	特定国有財産整備 国立学校	(項) 特定国有財産整備費 (項) 国立学校のうち 金費	(項) 健康保険施設整備費 厚生年金病院施設整備費 厚生年金会館施設整備費 老人ホーム施設整備費 体育施設整備費 不動産購入費
船員保険	厚生省 業務勘定	厚生業務勘定 旅費	(項) 業務取扱費のうち 施設施工費

輸入銅料勘定	(項) 輸入銅料買入費
施設整備購入費	不社施設費のうち 費賃費
福社施設施工費	福社施設整備購入費
福社施設施工費	福社施設施工費
國有林野事業治山勘定	(項) 治山事業費 北海道治山事業費 離島治山事業費
國立病院勘定	國立病院工事諸費のうち 工事費
疗養所勘定	(項) 施設整備費のうち 費賃費
民年金勘定	(項) 施設整備費のうち 旅費
福祉年金勘定	(項) 福祉年金給付費
業務勘定	(項) 施設整備費のうち 福祉施設整備費
農林省	食糧管理 輸入食糧管理勘定
港湾整備勘定	(項) 港湾事業費 北海道港湾事業費 離島港湾事業費 埠頭整備資金貸付金 受託工事費
港湾事業等工事諸費のうち 超過勤務手当費	(項) 港湾施設工事費 超過勤務手当費
當費	(項) 輸入食糧買入費
特定港湾施設工事勘定	(項) 石油港湾施設工事費 鉄鋼等港湾施設工事費

昭和四十五年三月二十日 衆議院会議録第十二号(二) 昭和四十五年度特別会計予算

一一一四

		治水事業工事諸費のうち 超過勤務手当費		特定多目的ダム建設工事 北海道多目的ダム建設事業費 (項) 受託工事費	
		日額旅費		(項) 都市開発資金貸付金	
		工務事務費のうち 庁舎等特別取得費		都市開発資金金融通	
所管	特別会計	項目	限度額	行為年度	国庫の負担となる年度
大蔵省	印刷局	原材 料 購 入	100,000	昭和 45 年度	昭和 45 年度及び昭和 46 年度
		施設整備	130,000	昭和 45 年度	昭和 46 年度
		機械購入	206,000	昭和 45 年度	昭和 46 年度
大蔵省及び建設省	特定国有財産整備	特定施設整備	3,442,484	昭和 45 年度	昭和 45 年度及び昭和 46 年度
文部省	国立学校	屈折望遠鏡購入	174,700	昭和 45 年度	昭和 46 年度
		電子計算機借り入れ	75,000	昭和 45 年度	昭和 46 年度
		科学衛星打上げ用ロケット製作	410,200	昭和 45 年度	昭和 45 年度及び昭和 46 年度
		施設整備	20,500,000	昭和 45 年度	昭和 45 年度及び昭和 46 年度
厚生省	国立病院	国立病院特別施設整備	4,000,000	昭和 45 年度	昭和 45 年度及び昭和 46 年度

昭和四十一年四月一日 案種別種類表十一付丁 昭和四十一年度案別種類表付件

一一一六

農林省	療養所勘定 食糧管理 輸入食糧管理 勘定 輸入飼料勘定	3,000,000 23,400,000 12,800,000	昭和 45 年度 昭和 45 年度 昭和 45 年度	昭和 45 年度及 び昭和 46 年度 昭和 46 年度 昭和 46 年度	国立療養所特別施設整備には、多くの日数を要するものがあるため 外国からの食糧の買入れには、多くの日数を要するものがあるため 輸入飼料の買入れには、多くの日数を要するものがあるため
国有林野事業 特定土地改良工事 国営かんがい排水事業	低質林等地ごしらえ 新川第二期農業水利事業新川河口樋門建設工事 出水平野農業水利事業高川ダム建設工事 直轄干拓事業 中海干拓事業中浦水門開門扉製作据付工事	300,312 400,000 800,000 460,000	昭和 45 年度 昭和 45 年度 昭和 45 年度 昭和 45 年度	昭和 45 年度及 び昭和 46 年度 昭和 45 年度及 び昭 46 和年度 昭和 45 年度以 降 3 箇年度以内 昭和 45 年度以 降 4 箇年度以内	低質林等の立木の販売とその跡地に新植するための地ごしらえとを一体として実施する事業には、多くの日数を要するものがあるため 新川第二期農業水利事業新川河口樋門建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため 出水平野農業水利事業高川ダム建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
運輸省	空港整備 空港整備 空港整備 空港整備に係る契約の一部変更	4,156,300 324,000	昭和 45 年度 昭和 45 年度	昭和 45 年度 昭和 45 年度及 び昭和 46 年度 昭和 46 年度及 び 1 箇年度延長	中海干拓事業中浦水門開門扉製作及び据付工事には、多くの日数を要するため 新大分空港外 2 空港の整備には、多くの日数を要するため 函館空港の整備には、多くの日数を要するため 昭和 43 年度一般会計国庫債務負担行為運輸省所管(組織)運輸本省(事項)空港整備に基づいて実行した新熊本空港の整備に係る国庫の負担となる契約の一部を昭和 45 年度において変更し、当該契約により支出すべき年度につき、昭和 43 年度以降 3 箇年度以内となつているものを、昭和 46 年度まで 1 箇年度延長する必要があるため

郵政省	郵政事業	事業用品購入調製等	1,000,000	昭和 45 年度	昭和 45 年度及び昭和 46 年度	郵政事業に必要な事業用品の購入、調製等については、その調達に多くの日数を要するものがあるため
	局舎等施設工事	簡易生命保険及 郵便年金	18,857,269	昭和 45 年度	昭和 45 年度以降 3 箇年度以内	局舎その他諸施設工事には、多くの日数を要するものがあるため
労働省	失業保険	簡易生命保険及 郵便年金	150,000	昭和 45 年度	昭和 45 年度以降所要の年額	郵政事業に必要な土地及び建物の借入れについては、その契約期間を 1 箇年以上とすることを要するものがあるため
建設省	道路整備	簡易生命保険及 郵便年金	1,479,040	昭和 45 年度	昭和 45 年度及び昭和 46 年度	簡易生命保険郵便年金福祉事業団における施設の整備の資金に充てるための国の出資については、その整備に多くの日数を要するものがあるため、あらかじめこれに係る出資契約を結ぶ必要があるため
	雇用促進事業団出資	簡易生命保険及 郵便年金	14,890,548	昭和 45 年度	昭和 45 年度及び昭和 46 年度	雇用促進事業団における移転就職者用宿舎施設の整備の資金に充てるための国の出資については、その整備に多くの日数を要するものがあるため、あらかじめこれに係る出資契約を結ぶ必要があるため
	直轄道路改築事業	簡易生命保険及 郵便年金	22,340,000	昭和 45 年度	昭和 45 年度以降 3 箇年度以内	一般国道静岡 1 号西浜名橋架設工事外 42 箇所の改築工事には、多くの日数を要するため
	直轄道路共同溝事業	簡易生命保険及 郵便年金	2,560,000	昭和 45 年度	昭和 45 年度及び昭和 46 年度	一般国道東京 1 号共同溝工事外 4 箇所の共同溝工事には、多くの日数を要するため
	北海道直轄道路改築事業	簡易生命保険及 郵便年金	1,520,000	昭和 45 年度	昭和 45 年度以降 3 箇年度以内	一般国道 229 号虹羅トンネル工事外 2 箇所のトンネル工事には、多くの日数を要するため
	首都圏街路事業費補助	簡易生命保険及 郵便年金	1,400,000	昭和 45 年度	昭和 46 年度	首都圏における街路事業については、その事業費を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行なうことを要するものがあるため
	道路改築附帯工事	簡易生命保険及 郵便年金	1,420,000	昭和 45 年度	昭和 45 年度及び昭和 46 年度	公益事業者の負担に係る一般国道東京 1 号共同溝附帯工事外 4 箇所の共同溝附帯工事には、多くの日数を要するため
	道路改築受託工事	簡易生命保険及 郵便年金	700,000	昭和 45 年度	昭和 45 年度及び昭和 46 年度	日本道路公团からの委託に係る一般国道神奈川 16 号横浜新道イシダーチェンジ道路改築工事には、多くの日数を要するため
治水	直轄河川改修事業	簡易生命保険及 郵便年金	4,987,000	昭和 45 年度	昭和 45 年度以降 3 箇年度以内	北上川外 9 河川の改修工事及びこれらに附帯する工事には、多くの日数を要するため

(外)号(報)

北海道直轄河川改修事業 河川改修費補助	336,000	昭和 45 年度	昭和 45 年度及び昭和 46 年度	石狩川の改修工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
多目的ダム建設事業 重信川石手川ダム建設工事	2,500,000	昭和 45 年度	昭和 46 年度	東京都及び大阪府における河川改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行なうことを要するものがあるため
紀の川大滝ダム建設工事	157,000	昭和 45 年度	昭和 45 年度及び昭和 46 年度	道路管理者の負担に係る田信機川改修附帯工事には、多くの日数を要するため
九頭竜川真名川ダム建設工事	140,000	昭和 45 年度	昭和 45 年度及び昭和 46 年度	重信川石手川ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
江の川土師ダム建設工事	700,000	昭和 45 年度	昭和 45 年度及び昭和 46 年度	紀の川大滝ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
仁淀川大渡ダム建設工事	388,000	昭和 45 年度	昭和 45 年度及び昭和 46 年度	九頭竜川真名川ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
芦田川河口堰建設工事	1,500,000	昭和 45 年度	昭和 45 年度及び昭和 46 年度	江の川土師ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
	3,150,000	昭和 45 年度	昭和 45 年度及び昭和 46 年度	仁淀川大渡ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
	1,300,000	昭和 45 年度	昭和 45 年度及び昭和 46 年度	芦田川河口堰の建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため

昭和四十一年度政府関係機関予算

六

昭和四十一年四月一十日

内閣總理大臣 佐藤 総理

昭和 45 年度政府関係機関予算

第 1 章 総則

予算総則

(収入支出予算)

第 1 条 次に掲げる各政府関係機関の昭和 45 年度収入支出予算は、「甲号収入支出予算」に掲げるとおりとする。

日本電気公社
日本国有鉄道
日本電信電話公社
国民金融公庫
住宅金融公庫
農林漁業金融公庫
中小企業金融公庫
北海道東北開発公庫
公营企業金融公庫
中小企業信用保険公庫
医療金融公庫
環境衛生金融公庫

日本開発銀行

日本輸出入銀行

第2章 日本専売公社

(債務負担行為)

第2条 「日本専売公社法」(以下この章において「専売公社法」という。)第35条第1項の規定により昭和45年度において日本専売公社(以下この章において「専売公社」という。)が債務を負担する行為は、「丁号債務負担行為」に掲げるとおりとする。

(災害復旧等債務負担行為の限度額)

第3条 専売公社法第35条第2項の規定により昭和45年度において災害復旧その他緊急の必要がある場合に専売公社が債務を負担する行為の限度額は、100,000千円とする。

(借入金の限度額)

第4条 専売公社法第43条の14第2項の規定による長期借入金の限度額は146,000,000千円、短期借入金の限度額は210,000,000千円とする。

(収入支出予算の算力条項)

第5条 専売公社において、事業量の増加等により収入金額が予算額に比して増加するときは、大臣の承認を受けて、その増加する金額を限度として事業のため直接必要な経費を増額することができる。

(流用等の制限)

第6条 専売公社がその経費の金額を相互に流用し、若しくはその経費に他の経費の金額を流用し、又はその経費に予備費を使用する場合において、専売公社法第43条の2の規定により大蔵大臣の承認を受けなければならない経費は、次に掲げるとおりとする。

(1) 役員に対して支給する給与に要する経費

(2) 職員に対して支給する基本給、扶養手当及び暫定手当(以下「基準内給与」と総称する。)に要する経費

(3) 勤務に対する通勤手当、特殊勤務手当、宿泊手当、期末手当、奨励手当、寒冷地手当、超過勤務手当、休職者給与その他専売公社が大蔵大臣の承認を受けて定める手当(以下この章において「基準外給与」と総称する。)に要する経費

(4) 極端な天候による被災等に起因する経費

(5) 交際費に要する経費

2 前項に規定するものほか、専売公社法第43条の2の規定により専売公社が大蔵大臣の承認を受けなければならない経費は、施設費と他の経費との間にその金額を相互に適用し、又は施設費に予備費を使用する場合におけるこれらの経費とする。

(繰越しの制限)

第7条 専売公社がその経費の金額を繰り越して使用する場合において、専売公社法第43条の3第1項ただし書の規定により大蔵大臣の承認を受けなければならない経費は、次に掲げるとおりとする。

(1) 役員に対して支給する給与に要する経費

(2) 職員に対して支給する給与に要する経費

(3) 極端な天候による被災等に起因する経費

第8条 専売公社法第43条の22第1項の規定により、昭和45年度において、専売公社がその職員

に対して支給する基準内給与の額を29,707,082千円と、基準外給与の額を16,571,104千円と、給与の総額を46,278,186千円とする。ただし、予算の基礎となつた給与準則を実施するため必要を生じた場合、第5条の規定により給与を支出する場合又は給与に関する公共企業体等労働委員会の裁定を企業経営に及ぼす影響等を考慮した上で実施することが適当であると認められる場合において、大蔵大臣の承認を受けて、経費の流用、予備費の使用又は第5条の規定による経費の増額により、これらの額が変更されたときは、その変更された額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、基準内給与の額及び基準外給与の額は、大蔵大臣の承認を受けて、これららの合計額が変更されない範囲内においてそれぞれの額が変更されたときは、その変更された額とする。

(特別給与の支出)

第9条 前条に規定するものほか、専売公社は、職員の能率向上による企業経営の改善によって収入が予定より増加し、又は経費を予定より節減したときは、大蔵大臣の承認を受けて、その収入の増加額又は経費の節減額の一部に相当する金額を昭和45年度において職員に対する特別の給与の支出に充てることができる。

第3章 日本国有鉄道

(債務負担行為)

- 第10条 「日本国有鉄道法」(以下この章において「国有鉄道法」という。)第39条の8第1項の規定により昭和45年度において日本国有鉄道(以下この章において「国有鉄道」という。)が債務を負担する行為は、「丁号債務負担行為」に掲げるとおりとする。

(災害復旧等債務負担行為の限度額)

第11条 国有鉄道法第39条の8第2項の規定により昭和45年度において災害復旧その他緊急の必要がある場合に国有鉄道が債務を負担する行為の限度額は、1,000,000千円とする。

(借入金等の限度額)

第12条 国有鉄道法第42条の2第2項の規定による長期借入金、短期借入金又は鉄道債券の限度額は、次に掲げるとおりとする。

借入金等	限度額
長期借入金及び鉄道債券	340,000,000
イ 長期借入金、政府引受け債及び政府保証債 ロ イ以外の鉄道債券	187,400,000
短期借入金	100,000,000

第13条 前項に規定する鉄道債券の発行価格が額面金額を下回ることは、それぞれの発行価格差額をうめるため必要な金額を同項のそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。

(収入支出予算の弾力条項等)

第14条 国有鉄道において、事業量の増加等により損益勘定の収入金額(次項に規定するものを除く。)が同勘定の予算額(次項に規定するものを除く。)に比して増加するときは、運輸大臣の承認を受けて、その増加する金額を限度として事業のため直接必要な経費及び資本勘定への繰入れに必要な経費を増額することができる。

- 2 国有鉄道において、損益勘定の雑収入のうち、外部からの委託に係る工事の実施に必要な経費に充てるため受け入れる収入金額が予算額に比して増加するときは、運輸大臣の承認を受けて、その増加する金額を限度として、その工事に必要な経費を増額することができる。

<p>3 国有鉄道において、資本勘定の収入金額が同勘定の予算額に比して増加するときは、運輸大臣の承認を受けて、その増加する金額を限度として、工事勘定のうち総係費以外の経費の金額を他の経費に流用することができる。</p> <p>4 国有鉄道において、国又は地方公共団体等から国有鉄道の財産の移設等の目的をもつて資金を受け入れるときは、運輸大臣の承認を受けて、当該資金を工事勘定の経費の増額に充てることができる。</p> <p>5 国有鉄道は、災害その他予見することができない事由により、工事勘定の支出を同勘定の予算額に比して増加する必要があるときは、運輸大臣の承認を受けて、損益勘定の予備費を使用して工事勘定の経費の増額に充てることができる。</p> <p>(流用等の制限)</p>
<p>第14条 国有鉄道がその経費の金額を相互に流用し、若しくはその経費に他の経費の金額を流用し、又はその経費に予備費を使用する場合において、国有鉄道法第39条の14第2項の規定により運輸大臣の承認を受けなければならない経費は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 役員に対して支給する給与に要する経費 (2) 職員に対して支給する給与に要する経費 (給与総額等)</p> <p>第16条 国有鉄道法第44条第1項の規定により、昭和45年度において、国有鉄道がその職員に対して支給する基準内給与の額を363,085,855千円と、基準外給与の額を182,216,976千円と、給与の総額を545,302,831千円とする。ただし、予算の基礎となつた給与準則を実施するため必要を生じた場合、第13条の規定により給与を支出する場合は給与に関する公共企業体等労働委員会の裁定を企業經營に及ぼす影響等を考慮した上で実施することが適当であると認められる場合において、運輸大臣が大蔵大臣に協議して定めるところにより、運輸大臣の認可を受けて、経費の流用、予備費の使用又は第13条の規定による経費の増額により、これらの額が変更されたときは、その変更された額とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、基準内給与の額及び基準外給与の額は、運輸大臣が大蔵大臣に協議し</p>

て定あるところにより、運輸大臣の認可を受けて、これらの合計額が変更されない範囲において、それぞれの額が変更されたときは、その変更された額とする。

(特別給与の支出)

第17条 前条に規定するもののほか、国有鉄道は、運輸大臣が大蔵大臣に協議して定あるところにより、職員の能率向上による企業経営の改善によって収入が予定より増加し、又は経費を予定より節減したときは、運輸大臣の認可を受けて、その収入の増加額又は経費の節減額の一部に相当する金額を昭和45年度において職員に対する特別の給与の支出に充てることができる。

(貯蔵品保有の最高額)

第18条 国有鉄道が昭和45年度末において保有する貯蔵品の最高額は、35,000,000千円とする。ただし、その最高額の変更について運輸大臣が承認したときは、その変更された額とする。

第4章 日本電信電話公社

(債務負担行為)

第19条 「日本電信電話公社法」(以下この章において「電信公社法」という。)第47条第1項の規定により昭和45年度において日本電信電話公社(以下この章において「電信公社」という。)が債務を負担する行為は、「丁号債務負担行為」に掲げるとおりとする。

(災害復旧等債務負担行為の限度額)

第20条 電電公社法第47条第2項の規定により昭和45年度において災害復旧その他緊急の必要がある場合に電電公社が債務を負担する行為の限度額は、500,000千円とする。

(借入金等の限度額)

第21条 電電公社法第62条第2項の規定による電信電話債券又は一時借入金の限度額は、次に掲げることおりとする。

債券等	限度額
電信電話債券 イロ及びハ以外のもの ハ「電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律」第2条から第8条までの規定による引受け又は受益者の引受けにより発行するもの	千円 20,000,000 55,000,000 304,000,000
一時借入金	40,000,000

2 前項に規定する電信電話債券の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差額額をうちめるため必要な金額を同項のそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。

(収入支出予算の彈力条項)

第22条 電電公社において、事業量の増加等により損益勘定の収入金額が同勘定の予算額に比して増加するときは、郵政大臣の承認を受けて、その増加する金額を限度として事業のため直接必要な経費及び資本勘定への繰入れに必要な経費を増額することができる。

2 電電公社において、資本勘定の収入金額が同勘定の予算額に比して増加するときは、郵政大臣の承認を受けて、その増加する金額を限度として建設勘定の経費又は債券及借入金等償還の増額に充てることができる。

(流用等の制限)

第23条 電電公社がその経費の金額を相互に流用し、又はその経費に他の経費の金額を流用する場

合において、電電公社法第 53 条第 2 項の規定により郵政大臣の承認を受けなければならない経費は、次に掲げるとおりとする。

(1) 役員に対して支給する給与に要する経費

(2) 職員に対して支給する基準内給与に要する経費

(3) 職員に対して支給する通勤手当、特殊勤務手当、宿日直手当、期末手当、獎勵手当、寒冷地手当、超過勤務手当、休職者給与その他の電電公社が郵政大臣の承認を受けて定める手当（以下この章において「基準外給与」と総称する。）に要する経費

(4) 交際費に要する経費

2 電電公社は、前項に規定する経費に予備費を使用する場合においては、郵政大臣の承認を受けなければならない。

3 第1項に規定するものほか、電電公社法第 53 条第 2 項の規定により電電公社が郵政大臣の承認を受けなければならない経費は、建設勘定のうち総係費以外の経費の金額を他の経費に流用する場合におけるこれらの経費とする。

(繰越しの制限)

第 24 条 電電公社がその経費の金額を繰り越して使用する場合において、電電公社法第 54 条第 1 項ただし書の規定により郵政大臣の承認を受けなければならない経費は、次に掲げるとおりとする。

(1) 役員に対して支給する給与に要する経費

(2) 職員に対して支給する給与に要する経費
(給与総額等)

第 25 条 電電公社法第 72 条第 1 項の規定により、昭和 45 年度において、電電公社がその職員に対して支給する基準内給与の額を 174,049,563 千円と、基準外給与の額を 106,728,449 千円と、給与の総額を 280,778,012 千円とする。ただし、予算の基礎となつた給与率則を実施するため必要を生じた場合、第 22 条の規定により給与を支出する場合又は給与に関する公共企業体等労働委員会の裁定を企業経営に及ぼす影響等を考慮した上で実施することが適当であると認められる場合において、郵政大臣が大蔵大臣に協議して定めるところにより、郵政大臣の認可を受けて、経費の適用、予備費の使用又は第 22 条の規定による経費の増額により、これらの額が変更されたときは、その変更された額とする。

2 前項の規定にかかわらず、基準内給与の額及び基準外給与の額は、郵政大臣が大蔵大臣に協議して定めるところにより、郵政大臣の認可を受けて、これらの合計額が変更されない範囲内においてそれぞれの額が変更されたときは、その変更された額とする。

(特別給与の支出)

第 26 条 前条に規定するものほか、電電公社は、郵政大臣が大蔵大臣に協議して定めるところにより、職員の能率向上による企業経営の改善によって収入が予定より増加し、又は経費を予定より削減したときは、郵政大臣の認可を受けて、その収入の増加額又は経費の削減額の一部に相当する金額を昭和 45 年度において職員に対する特別の給与の支出に充てることができる。

(臨時給与の限度額)

第 27 条 電電公社法第 72 条第 1 項ただし書の規定により昭和 45 年度において、経済事情の変動その他予測することができない事態に応ずるために必要があつて、電電公社が臨時に支給すること

がでける給手の限度額は、200,000千円とする。

2 前項の規定により支出する場合においては、郵政大臣の認可を受けなければならぬ。

(貯蔵品保有の最高額)

第28条 電電公社が昭和45年度末において保有する貯蔵品の最高額は、31,000,000千円とする。ただし、その最高額の変更について郵政大臣が承認したときは、その変更された額とする。

(第5章 国民金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、北海道東北開発公庫、公営企業金融公庫、中小企業信用保険公庫、医療金融公庫、環境衛生金庫)

融公庫、日本開発銀行及び日本輸出入銀行

(借入金等の限度額)

第29条 次の表の左欄に掲げる各公庫の「公庫の予算及び決算に関する法律」第5条第2項第1号及び第2号の規定による借入金又は債券の限度額は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

公庫	限 度	額
國民金融公庫	借入金	236,400,000千円
住 宅 金 融 公 庫	借入金 住宅金融公庫宅地債券	234,800,000 2,500,000
農林漁業金融公庫	借入金	151,900,000
中 小 企 業 金 融 公 庫	借入金 中小企業債券	186,300,000 40,000,000
北海道東北開発公庫	借入金 北海道東北開発債券	9,000,000 28,500,000
公 営 企 業 金 融 公 庫	公募により発行する公営企業債券 緑故者引受けにより発行する公営企業債券	41,800,000 55,800,000
医 療 金 融 公 庫	借入金	29,000,000
環 境 衛 生 金 融 公 庫	借入金	57,000,000

2 前項に規定する住宅金融公庫宅地債券、中小企業債券、北海道東北開発債券及び公営企業債券の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項のそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。

3 大藏大臣は、予見し難い経済事情の変動により第1項に掲げる各公庫において事業資金の増額を必要とする特別の事由があるときは、同項の借入金(公営企業金融公庫)あつては緑故者引受けにより発行する公営企業債券とする。以下この項及び次条において同じ。)の限度額のそれぞれ100分の50に相当する金額の範囲内において、借入金の限度額を増額することができる。

(収入支出予算の彈力条項)

第30条 次の表の左欄に掲げる各公庫又は各銀行において、中欄に掲げる事由により収入金額が予算額に比して増加(第1号にあつては同号に掲げる増額)するときは、大藏大臣の承認を受けて、その増加する金額を限度として(第1号にあつては予算額をこえて)それぞれの右欄に掲げる経費を増額することができる。

公庫又は銀行	要件	件	経費
1 この章に掲げる各公庫	前条第3項の規定による借入金の借り入れの増額	借入金の利子その他の事業量の増加に伴い直接必要な経費	借入金の利子その他の事業量の増加に伴い直接必要な経費
2 日本開発銀行又は日本輸出入銀行	貸付業務に係る事業量の増加	貸付業務の増加に直接必要な経費	貸付業務の増加に直接必要な経費
3 日本開発銀行	「海運業の再建整備に関する臨時措置法」第2条の規定に基づき支払いを猶予した利子の受け入れの増加	特別納付金の支払い	特別納付金の支払い

2 次の表の左欄に掲げる各公庫において、中欄に掲げる保険金の支出が増加し、保険金の予算に不足を生ずるときは、それぞれの右欄に掲げる金額を限度として保険金の予算を増額することができ

る。

公庫	保険金	限度額
1 住宅金融公庫	「住宅融資保険法」に定める保険金 「住宅金融公庫法」第26条の2第2項の規定による住宅融資保険基金の金額と同条第3項の規定による住宅融資保険積立金の金額の合計額に相当する金額	「住宅金融公庫法」第26条の2第2項の規定による住宅融資保険基金の金額と同条第3項の規定による住宅融資保険積立金の金額の合計額に相当する金額
2 中小企業信用保険公庫	「中小企業信用保険法」及び「中小企業信用保険臨時措置法」に定める保険金 「中小企業信用保険公庫法」第22条第1項の規定による保険準備基金の金額と同条第2項の規定による融資基金の金額の合計額に相当する金額を限度として大蔵大臣の定める金額	「中小企業信用保険公庫法」第22条第1項の規定による保険準備基金の金額と同条第2項の規定による融資基金の金額の合計額に相当する金額を限度として大蔵大臣の定める金額

(保険契約等の限度額)

第31条 次の表の左欄に掲げる各公庫の中欄に掲げる法律の規定による金額の限度は、昭和45年度においてそれぞれ右欄に掲げるとおりとする。

公庫	根拠規定	限度額
住宅金融公庫	「住宅融資保険法」第6条	保険価額の総額 40,000,000千円
中小企業信用保険公庫	「中小企業信用保険公庫法」第18条 第2項	保険価額の総額 1,500,000,000 貸付金の総額 44,500,000

(流用の制限)

第32条 日本開発銀行又は日本輸出入銀行がその経費の金額を相互に流用し、又はその経費と他の経費との間にその金額を相互に適用する場合において、「日本開発銀行法」第31条第1項又は「日本輸出入銀行法」第33条第1項の規定により、大蔵大臣の承認を受けなければならない経費は、次に掲げるとおりとする。

(1) 役職員に対して支給する給与に要する経費

(2) 交際費に要する経費
(俸給予算等の制限)

第33条 この章に掲げる各公庫及び各銀行は、それぞれ支出予算の範囲内であつても、役職員の定員及び給与をこの予算において予定した定員及び給与の基準をこえてみだりに増加し又は支給してはならない。

第6章 補則

第34条 第1条に掲げる政府関係機関（以下「政府関係機関」という。）が国際復興開発銀行と締結する借入契約に基づく外貨で支払わなければならない借入金があるときは、その金額は、外貨による借入金額（当該金額のうちアメリカ合衆国通貨以外の通貨による借入金額については国際復興開

発銀行がその定めるところによりアメリカ合衆国通貨に換算した金額）をその借入契約締結の日ににおける「外国為替及び外國貿易管理法」第7条第1項に規定する基準外国為替相場で換算した金額とする。

2 政府関係機関が発行する債券で外貨をもつて支払わなければならないものがあるときは、その額面総額は、外貨による額面総額をその引受け契約締結の日における「外国為替及び外國貿易管理法」

第7条第1項に規定する基準外国為替相場又は同条第2項に規定する裁定外国為替相場により換算した金額とする。

第35条 政府関係機関が国際復興開発銀行からの外貨資金の借入契約に基づき債券を引き渡す必要がある場合における債券の発行限度額は、当該機関が国際復興開発銀行から借り入れている長期借入金の金額（昭和44年度までに発行した当該債券があるときは、その額面総額を控除した金額）に相当する金額とする。

甲号·收入支出预算

昭和四十五年三月二十日 衆議院会議録第十二号(二) 昭和四十五年度政府関係機関予算

一一一八

(外) 報 告

93

北海道東北開発公庫	合	業	益	計	金	入	取	收	業	益	金	入	計	金	費	計	金	費
	事	業	益	金	入	雜	業	收	業	益	金	入	雜	業	收	業	益	金
	雜	業	收	計	金	入	雜	業	收	業	益	金	入	雜	業	收	業	益
公營企業金融公庫	合	業	益	計	金	入	雜	業	收	業	益	金	入	雜	業	收	業	益
	事	業	益	金	入	雜	業	收	業	益	金	入	雜	業	收	業	益	金
	合	業	益	計	金	入	雜	業	收	業	益	金	入	雜	業	收	業	益
中小企業信用保険公庫	合	業	益	計	金	入	雜	業	收	業	益	金	入	雜	業	收	業	益
	事	業	益	金	入	雜	業	收	業	益	金	入	雜	業	收	業	益	金
	合	業	益	計	金	入	雜	業	收	業	益	金	入	雜	業	收	業	益
中小企業信託公庫	合	業	益	計	金	入	雜	業	收	業	益	金	入	雜	業	收	業	益
	事	業	益	金	入	雜	業	收	業	益	金	入	雜	業	收	業	益	金
	合	業	益	計	金	入	雜	業	收	業	益	金	入	雜	業	收	業	益
中小企業融資公庫	合	業	益	計	金	入	雜	業	收	業	益	金	入	雜	業	收	業	益
	事	業	益	金	入	雜	業	收	業	益	金	入	雜	業	收	業	益	金
	合	業	益	計	金	入	雜	業	收	業	益	金	入	雜	業	收	業	益
医療金融公庫	合	業	益	計	金	入	雜	業	收	業	益	金	入	雜	業	收	業	益
	事	業	益	金	入	雜	業	收	業	益	金	入	雜	業	收	業	益	金

昭和四十四年三月三十日 楽譜出版業者十一社合計 昭和四十四年三月三十日 楽譜出版業者十社合計

三〇

(外) 告 白

一般会計より受入	620,907
一般会計より受入	618,211
一般会計より受入	1,116
一般会計より受入	1,580
合計	9,673,431
事業予算費	9,028,101
事業予算費	9,028,101
事業予算費	14,108,552
事業予算費	15,000
合計	9,663,011
事業損益	1,206,236
事業損益	1,144,236
事業損益	1,000
合計	61,000
事業損益	10,234,337
事業損益	116,015,927
事業損益	116,015,927
事業損益	251,832
合計	226,862
事業損益	25,000
合計	116,267,789
事業損益	64,661,003
事業損益	64,661,003
事業損益	211,456
事業損益	205,698
合計	5,708
合計	64,872,459
合計	64,412,570

丁号 債務負担行為

政 府 国 係 機 関	事 項	限 度 額 (千円)	行 為 年 度	負担となる年度	事 由
日本専売公社	営業費	11,800,000	昭和45年度	昭和46年度	外國からの塩の購入には、多くの日数を要するものがあるため
日本国鉄道	運事業費	2,500,000	昭和45年度	昭和45年度及び昭和46年度	輸送業務に必要な動力用燃料の購入、役務の調達等については、その円滑な供給等を確保するため、あらかじめこれに係る契約を結ぶことを要するものがあり、また、その他の物品の購入については、その生産に多くの日数を要するものがあるため
保	費	16,300,000	昭和45年度	昭和45年度及び昭和46年度	諸施設、車両、自動車及び船舶の保守に必要な物品の購入及び整備工事の実施には、多くの日数を要するものがあり、また、役務の調達等については、その円滑な供給等を確保するため、あらかじめこれに係る契約を結ぶことを要するものがあるため
管	理 共 通 費	400,000	昭和45年度	昭和46年度	鉄道技術研究所等の業務に必要な物品の購入については、その生産に多くの日数を要するものがあり、また、役務の調達等については、その円滑な供給等を確保するため、あらかじめこれに係る契約を結ぶことを要するものがあるため
工 事 勘 定	一般線路増設等施設費	121,400,000	昭和45年度	昭和45年度以降4箇年度以内	一般線路増設等に係る工事の実施、物品の購入並びに用地の買取及び補償には、多くの日数を要するものがあるため
車	輛 費	55,000,000	昭和45年度	昭和45年度及び昭和46年度	車両の購入並びに車両の製造及び改造に必要な物品の購入については、その生産に多くの日数を要するものがあるため
山	陽 幹 線 増 設 費	81,000,000	昭和45年度	昭和45年度以降3箇年度以内	山陽幹線増設に係る工事の実施、物品の購入並びに用地の買取及び補償には、多くの日数を要するものがあるため
総	係 費	400,000	昭和45年度	昭和45年度及び昭和46年度	工事に係る設計、調査、役務の調達等については、工事を円滑に実施するため、あらかじめこれに係る契約を結ぶことを要するものがあるため
日本電信電話公社	電信電話施設費	159,000,000	昭和45年度	昭和45年度及び昭和46年度	電信電話施設工事には、多くの日数を要するものがあるため
建設勘定	局舎建設費	45,000,000	昭和45年度	昭和45年度以降3箇年度以内	局舎建設工事には、多くの日数を要するものがあるため

昭和四十五年度一般会計予算に関する報告書

一 本予算の要旨

本予算は、当面する内外の経済情勢に対処するため、わが国経済の持続的成長の確保と物価の安定を眼目とし、景気を刺激せぬための適度の財政規模と公債発行の縮減、国民負担軽減のための所得税及び住民税の減税、現下の経済財政事情にかんがみ法人税の増徴等の措置を講ずるとともに、重点施策の着実な遂行を図り、国民福祉の着実な向上に努めることを基本として編成されたものである。

本予算の重要な施策は、次のとおりである。

- 1 税制改正
- 2 物価安定施策の推進
- 3 社会保障の充実
- 4 社会資本の整備
- 5 農林漁業の近代化
- 6 中小企業の近代化
- 7 文教及び科学技術の振興
- 8 貿易の振興、経済協力の推進
- 9 交通安全、公害対策の強化
- 10 地方財政の健全化

次に、本予算の内容の概略は次のとおりである。(単位未満四捨五入)

昭和四十五年度一般会計予算総額は、七兆九千四百九十七億六千四百万円であり、昭和四十四年度当初予算総額に対し一兆一千百一億九千万円、同補正後予算総額に対し一兆八十九億一千万円の増加である。

歳入

- 1 租税及印紙収入
- 2 税制改正(減収)二千五百四億四百万円、增收七百三十六億七千八百万円)により一千七百六十億六千六百万円の減少が見込まれ、四十四年度当初予算額に対し一兆二千二億九千三百五円、同補正後予算額に対し一兆三十四億二千七百万円の增收となる。
- 3 専売納付金
- 4 二六〇、八八七百万円

(1) 日本専売公社納付金	二五八、七三一千万円
(2) アルコール専売事業特別会計納付金	一一、一五六百万円
3 宮殿益金及官業収入	一一、六九九百万円
4 政府資産整理収入	一六、〇五六百万円
5 雑収入	二七八、六六五百万円
6 公債金	四三〇、〇〇〇百万円

財政法第四条第三項の規定に基づく公共事業費の範囲の金額並びに出資金及び貸付金の合計額は、一兆二千百三十九億三千三百万円である。

歳出

1 社会保障関係費	一一、一三七、一一二百万円
(1) 生活保護費	一一七、一八六百万円
生活扶助については、その基準を十四%引き上げ、扶助人員を百十九万一千人と見込んでいる。	
(2) 社会福祉費	一一一、〇三八百万円
老人福祉費について、新たに高老人のための老人性白内障手術、ねたぎり老人に対する訪問精密診査等を行なう経費を計上するとともに、児童扶養手当について、国民年金の母子福祉年金と手当額を同額にするため引き上げるほか、所得制限の緩和等を行なうこととしている。また、四十五年度中に完成する見込みの国立心身障害者福祉施設の運営主体として、心身障害者福祉協会(仮称)を新設するとしている。	
(3) 社会保険費	五一三、七九九百万円
福祉年金給付について、新たに老齢、障害、母子福祉年金をそれぞれ月額二百円引き上げるほか、母子福祉年金の本人所得制限の大緩和、扶養義務者所得制限の緩和等の改善を行なうこととしている。	
(4) 保健衛生対策費	一四〇、六〇九百万円
結核医療費、精神衛生費、原爆障害対策費の診療報酬改定の平年度化による増加等のほか、保健衛生諸費について、べき地医療対策として新たにべき地親元病院助成等を行なうこととし、保健衛生施設整備費について、看護婦等養成所の施設を大幅に拡充することとしている。	
5 失業対策費	八四、四八〇百万円

特別失業対策事業は、最近における事業の実情にかんがみ、四十四年度限りで廃止することとしている。

失業保険については、一般失業保険の受給実人員を月平均五十万九千人、平均給付月額を二万二千五百五十三円と見込むほか、配偶者等の扶養手当額の引上げを行なうこととしている。

2 文教及び科学振興費

(1) 義務教育費国庫負担金

教職員定数の改善により、四十四年度定数に対し二千八百九人の増加となる。

(2) 国立学校特別会計へ繰入

九二五、六四七百万円
四三九、三七六百万円

(3) 科学技術振興費

原子力関係については、高速増殖炉及び新型転換炉の研究開発を推進するほか、新たに新型転換炉の原型炉の建設に着手することとしている。
大型工業技術の開発については、従来の開発等を継続して行なうほか、新たに大深度遠隔操作海底石油掘削装置の研究を行なうこととしている。

(4) 文教施設費

社会増地城の教育施設の充実に重点をおき、小学校校舎の事業量の大幅増加のほか、新設校の整地工事費に対する国庫補助を増額することとしている。

(5) 教育振興助成費

要保護準要保護児童生徒の就学援助、理科教育、産業教育、特殊教育、学校保健及び学校給食のより一層の振興充実を期するとともに、私立学校教育について、私立学校振興会を吸收して、私学振興財團(仮称)を設け、私学振興業務の一層効果的な遂行を期することとしている。

(6) 育英事業費

一六、四一一百万円

特別奨学生の特別貸与採用者数の増加、一般奨学生の大学院修士課程及び博士課程の採用人員の増加並びに貸与月額の増額等の措置を講じている。

3 國債費

新たに恩給金額の改定、公務扶助料の倍率引上げ等の措置を講じている。

二九〇、八九七百万円
二九九、一二八百万円

(1) 文官等恩給費	三二二、三三二百万円
(2) 旧軍人遺族等恩給費	二三八、七九四百万円
(3) 恩給支給事務費	三、二六四百万円
(4) 遺族及び留守家族等援護費	二四、七三七百万円
5 地方交付税交付金	一、六六一、八七二百万円
四十五年度の地方交付税交付金の法定額から四十三年度の精算分四十億五千四百万円及び四十五年度の特例措置分三百億円を減額している。	
なお、法人税負担の引上げに伴う地方交付税の増加等を勘案し、市町村民税臨時減税補てん債及び特別事業債の元利償還経費について、四十五年度及び四十六年度に限り地方交付税をもつて措置することとしている。	
6 防衛関係費	五六九、五一八百万円
右金額のほか、新たに継続費総額二百六十六億五千五百万円(うち四十五年度歳出予算分十七億二千万円)、国庫債務負担行為一千百二十六億四百万円(うち四十五年度歳出予算分八十八億八千万円)を計上している。	
7 公共事業関係費	一、四〇九、八八一千万円
(1) 治山治水対策事業費	二三六、六五六百万円
(2) 道路整備事業費	五八六、六〇四百万円
現行五年計画(総投資規模六兆六千億円)を改定し、新たに四十五年度を初年度とする第六次道路整備五年計画(総投資規模十兆三千五百億円)を策定することとしている。	
(3) 港湾漁港空港整備事業費	一一七、四四三百万円
空港整備事業については、新たに空港整備特別会計(仮称)を新設して、空港の整備促進と運営の円滑化を図ることとしている。	
(4) 住宅対策費	九五、三九九百万円
公営住宅十万三千戸、改良住宅一万五百戸、公庫住宅二十五万六千戸、公団住宅八万一千戸の住宅建設を予定している。	
(5) 生活環境施設整備費	六一、八二九百万円
下水道事業については、流域下水道、公園事業については、児童公園、運動公園等の整備に特に配意している。	

(6) 農業基盤整備費

一八九、〇二五百万円

土地改良事業のうち、圃場整備事業については、大規模圃場整備事業の拡充を図ることともに、米の生産調整に資するため通年施行を実施するため、事業量の大幅増大を行なうこととしている。ただし、新規開田については、厳に抑制することとしている。

(7) 林道工農用水等事業費

三四、七六八百万円

(8) 調整費

七、三〇〇百万円

(9) 災害復旧等事業費

七九、八五七百万円

(10) 貿易振興及び経済協力費

九一、九〇四百万円

貿易振興については、日本貿易振興会の事業の推進強化等の措置を講ずるほか、海外経済協力基金の投融资規模を七百三十億円と大幅に拡大している。

(11) 中小企業対策費

五〇、三一八百万円

中小企業振興事業団の融資規模を大幅に拡充するほか、中小企業金融三機関の貸付規模についても対前年度比十八%の拡大を行なうこととしている。

(12) 食糧管理費

三八三、〇〇七百万円

(1) 食糧管理特別会計調整勘定へ繰入

三〇一、六〇〇百万円

(2) 米生産調整対策費

八一、四〇七百万円

四十五年度において、百五十万トン以上の米の生産調整を実施するため、農地転用の推進のほか、百万トンについては、作付転換、作付休止等の方法により米の生産を減少させた者に対し、米生産調整奨励補助金を交付することとしている。

(11) 産業投資特別会計へ繰入

九三、六〇〇百万円

(12) その他の事項経費

二六、四二四百万円

(1) 沖縄・北方対策諸費

一、六、七〇八百万円

沖縄の本土復帰の日程確定に伴い、復帰準備と復帰までの間の一一体化施策の推進に資するため、総理府特別地域連絡局を改組し、新たに総理府の外局として、沖縄・北方対策庁(仮称)を設けることとしている。

(2) 青少年対策費

総合農政費

(4) 農業者年金等実施費

三、六五七百万円

農業者の老後生活の安定、農業經營の移譲促進による經營規模の拡大と生産性の向上による農業經營の近代化の推進に資するため、農業者年金制度の実施及び農業者離農給付金の支給を行なうこととし、その実施等のため、農業者年金基金(仮称)を設立することとしている。

(5) 農業構造改善対策費

一一一、一二三三百万円

新たに第二次農業構造改善事業に着手するとともに、四十四年度に計画樹立された二百二十一、四九〇百万円

(6) 農業金融対策費

一一一、二二二二百万円

農林漁業金融公庫の四十五年度貸付計画額を二千三百億円に拡大する等の措置を講じている。

(7) 農業者転職対策費

四〇九百万円

農業者の他産業への転職を円滑に行なうため、農業者転職相談活動及び職業紹介の拡充、農業者転職援助特別給付金の支給等の措置を講じている。

(4) 林業振興費

八、七〇九百万円

林業労働力対策事業について、新たに林業労働者通年就労促進対策事業を実施することとしている。

(5) 水産業振興費

一五、四〇七百万円

新たに第二次沿岸漁業構造改善事業に着手することとし、四十五年度は二十四地域の計画樹立調査を予定している。

(6) 海運助成費

六、六〇七百万円

公務員給与の改善に備えて、公務員給与を五月から五%引き上げるための経費を当該各項の給与費に計上している。

(7) 給与改善費

一一〇、〇〇〇百万円

本予算の可決理由
二 本予算の可決理由

本予算は、わが国経済の持続的成長の確保と物価の安定をはかるとともに、引き続き財政体质の改善を推進し、社会開発を進め、国民生活の質的充実をはかることを旨としており、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、日本社会党の細谷治嘉君外八名提出、公明党の坂井弘一君外四名提出及び民社党の今澄勇君外二名提出の「昭和四十五年度一般会計予算、昭和四十五年度特別会計予算及び昭和四十五年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議」は、いずれも否決された。
右報告する。

昭和四十五年三月二十日

衆議院議長 舟田 中殿

予算委員長 中野 四郎

2 産業投資特別会計

なお、このほか、資金運用部資金による国債の引受け三百億円を予定している。

政府関係機関
その他
計
一六、〇九四億円
九、〇九五億円
二五、四四〇億円

歳出
一三一、四九〇百万円
一三一、四九〇百万円
歳入
一一、二〇〇百万円
一一、二〇〇百万円

45年度における産業投資支出は出資金一千三十五億円、貸付金二十五億円、合計一千六十億円を予定し、これが財源として、一般会計から九百三十六億円を受け入れることとしている。

3 賠償等特殊債務処理特別会計

歳出
一一、七八一、一〇四百万円
一一、七八一、一〇四百万円
歳入
九七、一一四百万円
九七、一一四百万円

4 交付税及び譲与税配付金特別会計
歳出
一、七八一、一〇四百万円
一、七八一、一〇四百万円
歳入
八五三、一九四百万円
八五三、一九四百万円

本予算は、一般会計予算に準じて、資金の重点的配分と経費の効率的使用に努め、事業の円滑な遂行を期することに重点をおいて編成されたものである。

なお、四十五年度における特別会計の数は、機械類賦払信用保険特別会計が機械類信用保険特別会計とあらためられ、また、新しく空港整備特別会計が設けられたので四十三となる。

次に、主な特別会計予算の概要は、次のとおりである。(単位未満四捨五入)

1 資金運用部特別会計

歳出
八五三、一九四百万円
歳入
八五三、一九四百万円

昭和四十五年度の資金運用部資金の調達及び運用計画は、次のとおりである。

2 資金調達

郵便貯金
厚生年金
国民年金
その他
計
資金運用
特別会計

歳出
一一、三〇〇億円
一一、三〇〇億円
七、七三一億円
一、四九六億円
四、九一三億円
一五、四四〇億円
二五一億円

5 石炭対策特別会計
歳出
九七、一一四百万円
九七、一一四百万円
石炭鉱業再建交付金七十億七千九百万円を計上している。

また、非能率炭鉱の整理については、炭鉱整理促進費補助金百六十二億七千三百万円が計上されているほか、石炭鉱業の終閉山により財政状況が悪化している産炭地城市町村に対しても、前年度に引き続き、産炭地域振興臨時交付金を交付することとして、十二億円を計上している。

6 国立学校特別会計

歳入
三〇五、三八〇百万円
三〇五、三八〇百万円
歳出
三〇五、三八〇百万円

国立大学の質的充実を図るため、五大学院研究科、一学部、一一学科の新設（学科の拡充改組）を行なうこととしている。

7 厚生保険特別会計

	歳入(百万円)	歳出(百万円)
健康勘定	七二九、〇四七	七二九、〇四七
日雇健康勘定	一五一、〇一三一	一五一、〇一三一
年金勘定	九七七、三三八	一八八、八三〇
業務勘定	二四、一三三三	二四、一三三三
一般会計から受け入れることとしている。		

8 国立病院特別会計

	歳入(百万円)	歳出(百万円)
病院勘定	六一、一八二	六一、一八二
療養所勘定	五三、七五五	五三、七五五
国民年金特別会計		

9 国民年金特別会計

	歳入(百万円)	歳出(百万円)
国民年金勘定	一七五、七二八	一八、四三三
福祉年金勘定	八一、七四二	八一、七四二
業務勘定	一二三、九三七	一二三、九三七

(四十五年十月実施)等の四十五年度に実施される改正を織り込み、被保険者数の増加を見込んで提出制国民年金については、年金額の引上げ(四十五年七月実施)、所得比例年金制度の新設

三百六十億九千万円を一般会計から受け入れることとしている。

なお、市町村交付金の被保険者一人当たり単価を四十四年度当初予算の三百十二円から三百六十円に引き上げることとしている。

10 食糧管理特別会計

資金の貸付けは、開拓者行政の一般農政への移行の一環として、四十四年度をもつて終了し、四十五年度以降この会計に属する債権債務は「開拓者資金に係る政府の貸付金債権の償還条件の

家畜共済については、最近における加入家畜頭数及び単位当たり共済金額の増加傾向等を考慮して、共済掛金国庫負担金の増額を図ることとしている。また、特定の疾病事故を予防するための家畜損害防止事業についても対象疾病を拡充する等、事業の推進を図ることとしている。

緩和及び農林漁業金融公庫への移管等に關する特別措置法」に基づく負債対策の進展に即応し、順次農林漁業金融公庫に承継され、この会計は昭和四十七年四月一日をもつて廃止されることになる。
13 国有林野事業特別会計
歳入(百万円) 資出(百万円)
国有林野事業勘定 一六三、三五四 一六三、三五四
治山勘定 三一、一二〇四 三一、一二〇四
国有林野事業においては、四十五年度拡大造林を推進するため、年次計画の一部を繰り上げ百三十万立米の伐採を計画している。
また、治山事業の内容は、次のとおりである。
直轄治山事業費
国有林野内臨時治山事業費
直轄地すべり防止事業費
治山事業費補助
地すべり防止事業費補助
治山事業調査費
後進地域特例法適用団体補助率差額
計 一、七九二百万円 三一、一三二百万円
なお、森林開発公団の水源林造成事業の財源に充てるため、国有林野事業勘定の保有する特別積立金引当資金から四十三億円を取り崩して出資することとし、また国有林野の大規模治山事業の財源にあてるため、同引当資金から一般会計へ二十七億円を繰り入れることとなつてている。
14 特定土地改良工事特別会計
歳入 三八、四五九百万円 三八、四五九百万円
歳出 三九、三一九百万円
四十五年度の対象地区は、かんがい排水事業については、継続二十一地区、一般会計からの振替え三地区、新規着工二地区、干拓事業については継続十七地区を予定している。
15 輸出保険特別会計
歳入 一五、一〇九百万円
16 港湾整備特別会計
歳出(百万円) 資入(百万円)
港湾整備勘定 九三、四五四 一四、二五九
特定港湾施設工事勘定 一四、二五九 一四、二五九
四十五年度は主要港湾、主要航路等の整備をはかり、また、特定港湾の工事対象は、石油港湾二港、鉄鋼等港湾九港、物資別専門埠頭港湾七港を予定し、以上十八港である。
17 空港整備特別会計(仮称)
歳入(百万円) 資出(百万円)
空港整備勘定 一八、四七二百万円 一八、四七二百万円
18 郵政事業特別会計
歳出(百万円) 資入(百万円)
郵政事業勘定 九三、四五四 一四、二五九
この会計は、空港の整備の促進と運営の円滑化に資するとともに、空港整備事業等の経理を明確にすることを目的として、四十五年度に新たに設置されたものである。四十五年度においては、一般会計からの繰入れ、八十七億一千二百万円、資金運用部からの借り入れ二十三億円及び空港使用料、直轄事業費についての地方公共団体負担金等七十四億六千万円を財源として事業を行なうこととしている。
今年度の主な事業として、東京国際空港の施設の拡充整備に三十四億三千五百万円大阪国際空港の整備に十一億二千九百万円のほか鹿児島、熊本、函館等の地方空港の整備に七十九億一千三百万円を予定しており、また、東京、大阪国際空港における騒音対策事業として十八億円を計上することとしている。
なお、歳入不足は、持越現金をもつて補てんすることとしている。
19 郵便貯金特別会計
歳入 五一七、八三七百万円 四二一、九六八百万円

四十五年度においては、郵便貯金の増加額は一兆一千三百億円を見込んでいる。

20 簡易生命保険及郵便年金特別会計

歳入(百万円)	歳出(百万円)
六九二、一〇六	三四五、八九一

歳入(百万円)	歳出(百万円)
三、〇四〇	三、〇四〇

有料道路整備資金貸付金 計	六四四、四七三百万円
------------------	------------

保険勘定

年金勘定

四十五年度においては、簡易生命保険の新契約予定額（第一回保険料払込額）は百五億円を見込んでいる。

21 失業保険特別会計

歳入

二七三、五七三百万円	二七三、五七三百万円
------------	------------

23 治水特別会計

歳出

歳入(百万円)	歳出(百万円)
二〇四、五五一	二〇四、五五一

治水勘定

特定多目的ダム建設工事勘定

治水事業計画の大要は、次のとおりである。

22 道路整備特別会計

歳入

六五九、七五百萬円	六五九、七五百萬円
-----------	-----------

河川事業

ダム事業

砂防事業

計

一二九、八一五百万円

四五、二五一百万円

四三、二五〇百万円

二一八、三一六百万円

道路

街路

機械

補助率差額

九、三九八百万円

三六、三〇〇百万円

24 都市開発資金融通特別会計

歳入

四十五年度における計画の重点は、中小河川等補助河川、被災河川に重点をおき、直轄及び補助河川の事業の促進を図ることとしている。

歳出

九、三九八百万円

二 本予算の可決理由

本予算は、わが国経済の持続的成長の確保と物価の安定をはかるとともに、引き続き財政体質の改善を推進し、社会開発を進め、国民生活の質的充実をはかることを旨としており、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、日本社会党の細谷治嘉君外八名提出、公明党の坂井弘一君外四名提出及び民社党の今澄勇君外二名提出の「昭和四十五年度一般会計予算、昭和四十五年度特別会計予算及び昭和四十五年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求める動議」は、いずれも否決された。

右報告する。

昭和四十五年三月二十日

衆議院議長 船田 中殿

予算委員長 中野 四郎

四十五年度の専元納付金予定額は、二千五百八十七億円であつて、四十四年度予算額に比べて百四十八億円の増加となつてゐる。また、四十五年度におけるたばこ消費税は、二千三百九十三億円と見込まれてゐる。

2 日本国鉄道

収入(百万円)

支出(百万円)

損益勘定

一、一六四、二一七

一、一六四、二一七

資本勘定

六一六、四六八

六一六、四六八

工事勘定

三九五、〇四五

三九五、〇四五

国鉄財政の再建に資するため、昭和四十一年度から昭和四十四年度までの工事資金にかかる支払利子の一部の補助八十三億円及び日本国有鉄道財政再建債として資金運用部から借り入れる借入金の利子補給三十九億円を一般会計から受け入れることとしている。

なお、四十五年度の工事規模は、三千九百五十億円である。

3 日本電信電話公社

収入(百万円)

支出(百万円)

損益勘定

一、〇四四、三八〇

一、〇四四、三八〇

資本勘定

八二一、五四九

八二一、五四九

建設勘定

六九〇、〇〇〇

六九〇、〇〇〇

四十五年度においては、電話需要の増加に対処して、一般加入電話二百十万个、地域集団電話基本として編成されたものである。

次に、各政府関係機関予算の概略は次のとおりである。(単位末満四捨五入)

1 日本専売公社

収入

八四二、七一六百万円
六〇〇、九八四百万円

なお、データ通信関係の建設費は三百八十億円である。

支出

4 国民金融公庫

収入
支出
五一、五六三百万円
五二、四一九百万円

四十五年度においては、五千百七十五億円の貸付けを行なうこととし、その原資として、資金運用部資金の借入れ一千三百九十四億円、簡保資金の借入れ百七十億円を予定している。

5 住宅金融公庫

収入
支出
六六、九二二百万円
六七、〇七二百万円

四十五年度においては、二千七百十億円の貸付（資金交付）を行なうこととし、その原資として、資金運用部資金の借入れ一千百七十八億円、簡保資金の借入れ百七十億円、住宅金融公庫宅地債券の発行収入二十五億円及び貸付回収金等三百三十七億円を予定している。

なお、四十五年度の貸付契約予定額は一千八百九十三億円であり、住宅融資保険は保険金額三百六十億円を予定している。

官報(号外)

6 農林漁業金融公庫

収入
支出
五六、六六五百万円
五八、五九二百万円

四十五年度においては二千五十七億円の貸付け（資金交付）を行なうこととし、その原資として、資金運用部資金の借入れ一千四百十九億円、簡保資金の借入れ百億円及び貸付回収金等五百三十八億円を予定している。

なお、四十五年度の貸付計画額は一千三百億円である。

7 中小企業金融公庫

収入
支出
六四、九八〇百万円
六三、四二三百万円

また、四十五年度における保険事業の包括保証保険の保険引受け予定額は一兆三千百十億円である。

四十五年度においては、三千八百五十九億円の貸付けを行なうこととし、その原資として、資金運用部資金の借入れ一千六百三十三億円、簡保資金の借入れ二百三十億円、中小企業債券の発行収入四百億円及び貸付回収金等一千五百九十六億円を予定している。

8 北海道東北開発公庫

収入
支出
一三三、二三二六百万円
一二一、一六二百万円

四十五年度においては、五億円の出資と五百十五億円の貸付けを行なうこととし、その原資として、産業投資特別会計出資五億円、資金運用部資金の借入れ九十億円、北海道東北開発債券の発行収入三百八十五億円及び貸付回収金等百四十億円を予定している。

9 公営企業金融公庫

収入
支出
三一〇、一五八百万円
三〇〇、五一七百万円

四十五年度においては、九百六十九億円の貸付けを行なうこととし、その原資として、産業投資特別会計出資二億円、公営企業債券の発行収入七百六十六億円及び貸付回収金等二千一億円を予定している。

10 中小企業信用保険公庫

収入
支出
一六、四〇七百万円
一八、〇三三百万円

四十五年度においては、四百四十五億円の貸付けを行なうこととし、その原資として、一般会計の出資七十五億円及び貸付回収金三百七十億円を予定している。

また、四十五年度における保険事業の包括保証保険の保険引受け予定額は一兆三千百十億円である。

11 医療金融公庫

収入 九、六七三百万円
支出 九、六六三百万円

四十五年度においては、三百三十五億円の貸付けを行なうこととし、その原資として、資金運用部資金の借入れ二百九十九億円及び貸付回収金等四十五億円を予定している。

なお、四十五年度の貸付契約予定額は三百五十億円である。

12 環境衛生金融公庫

収入 一〇、二三四百万円
支出 一〇、一二四百万円

四十五年度においては、六百三十億円の貸付けを行なうこととし、その原資として資金運用部資金の借入れ五百七十億円及び貸付回収金等六十億円を予定している。

13 日本開発銀行

収入 一一六、二六八百万円
支出 九〇、〇七〇百万円

四十五年度においては、三千百七十億円の貸付けを行なうこととし、その原資として、自己資金七百八十億円及び資金運用部資金の借入れ二千三三百九十九億円を予定している。

14 日本輸出入銀行

収入 六四、八七二百万円
支出 六四、四一三百万円

四十五年度においては、四千三百億円の貸付けを行なうこととし、その原資として、自己資金八百十億円、産業投資特別会計出資七百六十億円及び資金運用部資金の借入れ二千七百三十億円を予定している。

二 本予算の可決理由

本予算は、わが国経済の持続的成長の確保と物価の安定をはかるとともに、引き続き財政体质の改善を推進し、社会開発を進め、国民生活の質的充実をはかることを旨としており、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、日本社会党の細谷治嘉君外八名提出、公明党的坂井弘一君外四名提出及び民社党的今澄勇君外二名提出の「昭和四十五年度一般会計予算、昭和四十五年度特別会計予算及び昭和四十五年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議」は、いずれも否決された。

衆議院議長 船田 中殿
昭和四十五年三月二十日
予算委員長 中野 四郎
右報告する。

皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、昭和四十三年四月の内廷費及び皇族費の定額改定以後の物価の上昇及び国家公務員給与の引上げ等の情勢にかんがみ、内廷費及び皇族費について、物件費及び人件費の増加を考慮して、内廷費の定額を千百万円増額して九千五百万円に、皇族費算出の基礎となる定額を百十万円増額して八百三十万円にそれぞれ改定しようとするものである。

なお、施行期日は、公布の日とし、昭和四十五年四月一日から適用することとしている。

二 議案の可決理由

本案は、最近の経済情勢にかんがみ、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、約一千七百九十三万円が、昭和四十五年度一般会計予算に計上され
て いる。

昭和四十五年三月十九日

衆議院議長 船田 中殿

内閣委員長 天野 公義

二 議案の可決理由

本案は、沖縄復帰のための準備委員会への日本国政府代表を長とする沖縄復帰準備委員会日本国政府代表事務所を沖縄島那覇に設置し、施政権の円滑な返還に資するものであり、その趣旨は妥当なものと認められる。よつてこれを可決すべきものと議決した次第である。

一 本案施行に要する経費
本実行に要する経費として、約五千五百二十一万円が昭和四十五年度一般会計予算に計上され
ている。

右報告する

昭和四十五年三月十九日

沖縄復帰のための準備委員会への日本国政府代表に関する臨時措置法案(内閣提出)に関する報

一 議案の要旨及び目的

て、わが国代表が十分な活動と円滑な職務の執行ができるよう沖縄復帰準備委員会代表事務所を設置しようとするもので、その内容は次のとおりである。

1 沖縄復帰のための準備委員会への日本国政府代表を長とする沖縄復帰準備委員会日本国政府代表事務所を外務省の機関として沖縄島那霸に設置する。

議案の要旨及び目的

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、新東京国際空港の周辺地域における道路その他の公共施設の整備を促進するため、これらの施設の整備に要する経費に対する国の財政上の特別措置を講じようとするものであつて、その要旨は次のとおりである。

(一) 自治大臣および各事業の主務大臣は、千葉県知事が作成する新空港周辺地域における公共施設等の整備に関する計画の策定、立案等に至るまでの手続を省略する。

5 この法律の施行に伴い「沖縄島那覇に駐在する諮詢委員会の委員となる日本国政府代表の設置に関する暫定措置法」を廃止する。

（二）

施設等の基幹的な施設の整備に係る一定の事業について、通常の国の負担割合によらず、高率の国への負担割合により、負担または補助をする」ととするほか、必要な財政上および金融上の援助に努めること。

(二) この法律の適用期間は、昭和五十三年度までの十箇年間とする」と。

二 議案の可決理由

新東京国際空港の建設に必要な関連事業を実施するにあたり、関係地方公共団体等の財政の実情を勘案し、所要の措置を講じようとする本案の趣旨は妥当と認め、賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

本案による国の負担率または補助率の特例により、昭和五十三年度までの国の増加負担額および補助額は約二十七億円となる見込みである。

右報告する。

昭和四十五年三月十九日

衆議院議長 舟田 中殿

[別紙]

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案に対する附帯決議

政府は、新東京国際空港の周辺地域における公共施設その他の施設の整備にあたり、次の諸点について留意すべきである。

一 空港周辺地域整備計画に基づく毎年度の事業の施行に際しては、関係地方公共団体と緊密な連絡をとり、適切な財政、金融上の措置を講ずること。

二 新東京国際空港の建設ならびにこれに関連する事業の実施にあたっては、関係地方公共団体の意見を通じ、地元住民の意向を十分に反映するよう努めること。

三 新東京国際空港と都心とを結ぶ交通の円滑な処理を図るため、高速道路の規模等については万全の配慮をするとともに、ひきつづき東京湾岸道路の整備を図る等必要な措置を講ずること。

右決議する。

一 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、地方裁判所及び家庭裁判所における事件の適正迅速な処理を図り、簡易裁判所における交通関係の業務上過失致死傷事件の増加に対処するため、裁判所職員の員数を増加しようとするもので、その内容は次のとおりである。

- 1 判事補の員数を二〇人、簡易裁判所判事の員数を五人計二五人を増加する」と。
- 2 裁判官以外の裁判所職員のうち、裁判所書記官二十五人、家庭裁判所調査官一〇人及び裁判所事務官七〇人計一〇五人を増加すること。
- 3 この法律は、昭和四十五年四月一日から施行する」と。

二 議案の可決理由

本案は、第一審における事件の適正迅速な処理を図る等のため、判事補及び簡易裁判所判事並びに裁判官以外の裁判所職員の員数を増加しようとするもので、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

昭和四十五年度裁判所関係予算に一億六百三十四万四千円を計上している。

右報告する。

昭和四十五年三月二十日

衆議院議長 船田 中殿

法務委員長 高橋 英吉

(四) その他この会計の予算及び決算の作成及び提出、一時借入金の借入れ、決算上の剰余金の処分、余裕金の預託等この会計の經理に關し必要な事項を定めること。

(六) この法律の施行に伴い必要な経過規定等を設けること。

二 議案の可決理由

空港整備特別会計法案(内閣提出)に関する報告書

近年における航空輸送需要の増大に対処し、空港の整備の促進と運営の円滑化を図るための措置として適切妥当なものと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に伴う予算措置

この特別会計の昭和四十五年度予算においては、一般会計からの繰入金八十七億千二百万円、資金運用部資金からの借入金二十三億円及び空港使用料収入、空港整備法に基づく地方公共団体負担金等七十四億五千九百五十三万四千円を財源として事業を行なうこととして、歳入歳出とも百八十四億七千五百三十三万四千円を計上している。

右報告する。

昭和四十五年三月二十日

大蔵委員長 毛利 松平

(二) この会計は、運輸大臣が管理すること。

(三) この会計の歳入は、国の空港の使用料収入、空港整備法に基づく地方公共団体の負担金、一般

会計からの繰入金、借入金、受託工事に係る納付金及び附屬雑収入とし、歳出は、空港整備事業に要する費用、関連工事に要する費用、受託工事に要する費用、空港事務所等の所掌事務の実施に要する費用、借入金の償還金及び利子、他会計への繰入金並びに附屬諸費とすること。

(四) 空港整備事業に係る施設の整備に要する費用を支弁するため必要があるときは、この会計の負担において借入金をすることができることとする。

最近における航空輸送需要の急増と今後の航空機の大型化、高速化に対処するため、政府は、次の

[別紙]

空港整備特別会計法案に対する附帯決議

諸点について適切な措置を講ずるよう努力すべきである。

一 輸送構造の変化に対応する総合的な交通体系の形成に努めるとともに、早急に空港整備に関する新計画を策定すること。

一 航空機の安全を確保するため、保安施設の整備、検査体制の充実並びに交通管制業務の近代化等を推進すること。

一 空港の機能を円滑ならしめるため、税関、出入国管理及び検疫業務等受け入れ体制の万全を図ること。

一 航空機利用の実情にかんがみ、特別会計移行の趣旨に即して適正な受益者負担による空港整備財源を確保すること。

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における国家公務員の旅行の実情等にかんがみ、内国旅行及び外国旅行における日当、宿泊料及び移転料等の定額を改定する措置等を講じようとするもので、その内容は次のとおりである。

右報告する。

1 内国旅行

(1) 日当、宿泊料及び食卓料について、その定額を約四〇%程度引き上げるほか、車便についても若干引き上げること。

(2) 移転料について、その定額を約三五%ないし二五%程度引き上げること。

2 外国旅行

(1) 日当、宿泊料及び食卓料について、その定額を約一五%程度引き上げること。

(2) 移転料について、その定額を約三五%程度引き上げるほか、子女を随伴する場合における加重割合を一五%(現行 一〇%)に引き上げること。

3 この法律は、公布の日から施行することとし、施行日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、従前どおりとすること。

二 議案の可決理由

本案は、最近における国家公務員の旅行の実情等にかんがみ、時宜に適するものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙のとおり附帯決議を附すことに決した。

三 本案施行に要する経費

本改正による予算増は、昭和四十五年度において一般会計で約三三億円、特別会計で約一七億円と見込まれている。

昭和四十五年三月二十日

衆議院議長 船田 中殿

大蔵委員長 毛利 松平

本案は、治水行政を推進する措置として、おおむね妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

〔別紙〕

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

一 物価、公共料金等経済情勢の変化に対処して、適宜みなおしを行ない、時期を失すことのないよう、旅費の改正に努める」と。

二 移転料については、その実態等を考慮して、実費を下回らないようすみやかに改定すること。
の合理化に努めること。

三 日額旅費については、実費を下回らないようすみやかに改定すること。

は、国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して、根本建設大臣から「この修正案に対しては反対である。」旨の意見が述べられた。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として四十三億円(昭和四十五年度治水特別会計)が予定されている。

右報告する。

昭和四十五年三月二十日

建設委員長 金丸 信

河川法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、地方財政の実情にかんがみ、一級河川の改良工事のうち、ダムに関する工事等に要する費用については、昭和四十五年度以降も、政令で定める日までの間、国がその四分の三を、都道府県がその四分の一を負担するものとしよがうとするものである。

二 議案の可決理由

河川法施行法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、従前に比して増大する地方負担については、地方財政計画において十分配慮し、治水事業の推進に支障がないよう適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

右決議する。

昭和四十五年三月二十日 衆議院会議録第十二号(二)

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価
一部四十円
(配送料各
發行所

東京都港区赤坂菱町二番地
郵便番号二〇七
大藏省印刷局
電話 東京 五八二 四四一(大)